



# 第4次三田市環境基本計画

~人の環（わ）で 自然と暮らしを紡ぐまち 三田~

令和5（2023）年3月

三 田 市





# 目次

第1章 計画の基本的事項	1
第2章 市域の概況	
2.1 位置・地勢	7
2.2 気候	9
2.3 人口・世帯数	10
2.4 産業構造	11
2.5 土地利用	14
2.6 交通体系	15
第3章 三田の環境の現状と課題	
3.1 参加・協働	16
3.2 自然共生社会	19
3.3 循環型社会	24
3.4 低炭素社会	27
3.5 安全・安心・快適	30
第4章 次の5年の取り組み	
4.1 目指すべき環境将来像	35
4.2 計画の体系	36
4.3 具体的施策	
(Ⅰ) 参加・協働・共創	39
(Ⅱ) 自然共生社会	44
(Ⅲ) 循環型社会	49
(Ⅳ) 脱炭素型社会	54
(Ⅴ) 安全・安心・快適	58
4.4 重点プロジェクト	66
資料編	
資料1 計画の策定経過	71
資料2 環境審議会 諮問・答申	72
資料3 市民・事業者意識 調査	73
資料4 用語の説明	99



# 第1章 計画の基本的事項

## 1.1 計画改定の目的

三田市では、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会\*を構築するため、平成19年11月に「三田市環境基本条例」を制定しました。以降、同条例に基づき環境基本計画を策定し、多様な取組を進めてきました。平成30年に策定した第3次三田市環境基本計画では、「人の環（わ）で自然と暮らしを紡ぐまち 三田」を環境将来像に掲げ、以降、この実現に向けて環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、地球温暖化に伴う気候変動\*により豪雨や台風被害は激甚化しており、生物多様性\*の損失はさらに深刻化し外来生物\*による日常生活への影響などがしばしば報じられています。

また、国際レベルでは、平成27年国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際的な共通目標として「持続可能な開発目標（SDGs\*）」が採択され、経済面、社会面、そして環境面に関する様々な課題を統合的に解決する意思が共有されました。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動への対処、海洋・海洋資源の保全、生物多様性\*の保全等の視点が新たに盛り込まれました。

国が示す第五次環境基本計画においては、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し「新たな成長」につなげていく、「地域循環共生圏\*」の構築の必要性が提唱されました。

このような情勢を背景に地球温暖化対策として、国は令和2年に「2050年までに温室効果ガス\*の排出を全体としてゼロにする（2050年カーボンニュートラル\*）」を宣言しました。本市も令和3年6月に「2050年ゼロカーボンシティ\*」への挑戦を表明をし、令和5年3月には「さんだゼロカーボンシティ推進計画」を策定し、今後、市を挙げて様々な取組を進めて行くこととなります。

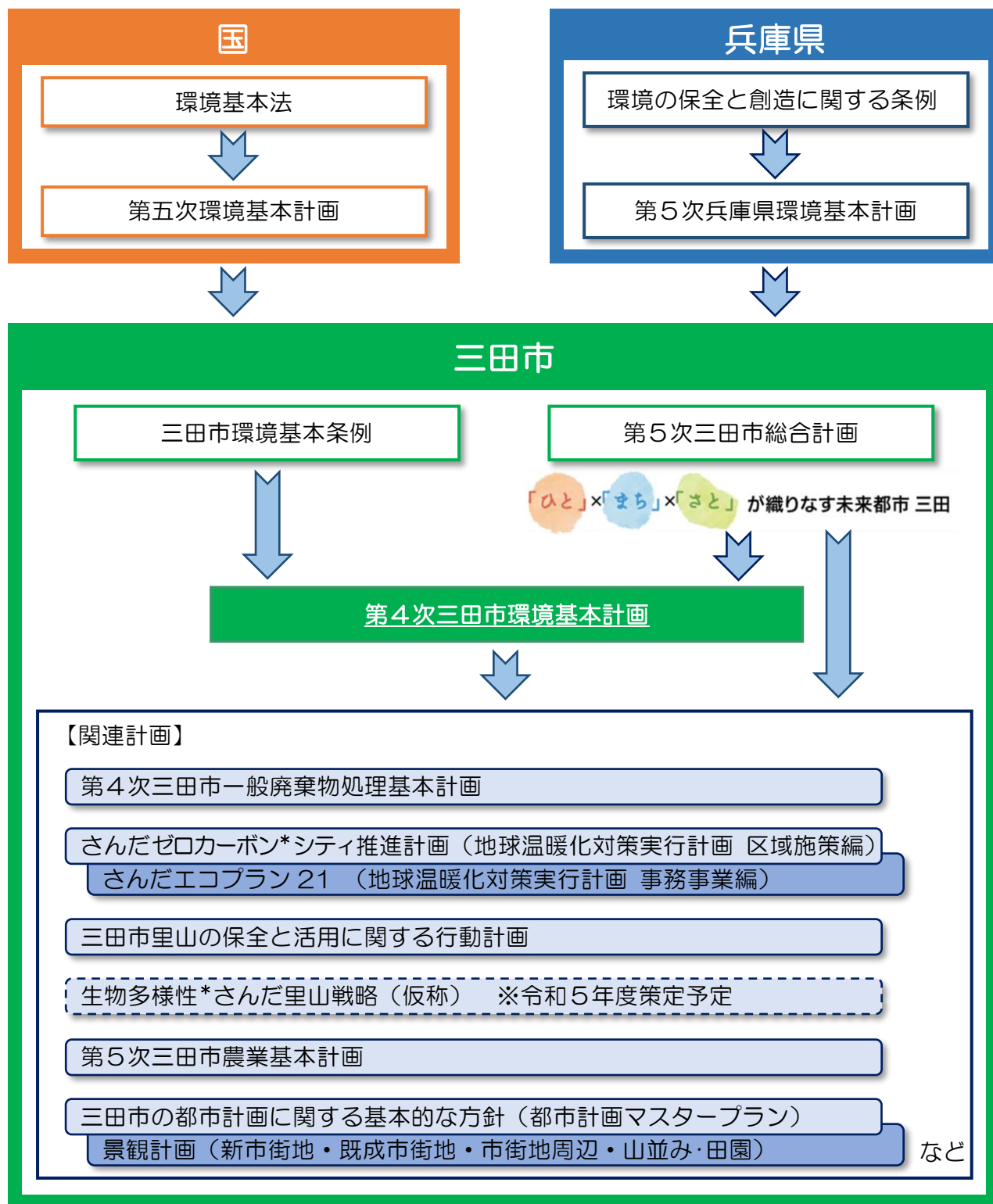
自然共生社会\*の構築に向けては、令和4年4月に国は「30by30\*ロードマップ」を公表し、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM\*：Other Effective area-based Conservation Measures）の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を行っています。本市においても、三田市の生物多様性を守り、持続可能な市民生活を実現するために、本市の特徴である里山環境を生かした「生物多様性さんだ里山戦略（仮称）」の策定も進めています。

これら今後の環境をとりまく状況も踏まえ、前計画の計画期間が令和4年度をもって終了することに合わせて、三田市の環境に関わる課題を見つめ直し、これまで理想としてきた「人の環（わ）で自然と暮らしを紡ぐまち 三田」の実現に向けて、今後の新たな5年間を見据えた環境の保全と創造に関する施策の指針として「第4次三田市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、「三田市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、三田市の最上位計画である「第5次三田市総合計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、国・県の環境基本計画の内容を踏まえるとともに、三田市の関連する各種計画との整合を図りつつ、三田市が展開する事業や施策、市民・事業者等の環境に配慮した行動や活動に対して基本的な方向性を示す計画です。



### 1.3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

計画名		R5	R6	R7	R8	R9
第4次三田市環境基本計画（R5～R9）						
第5次 三田市総合計画	基本構想(R4～R13)					
	基本計画（R4～R8）					

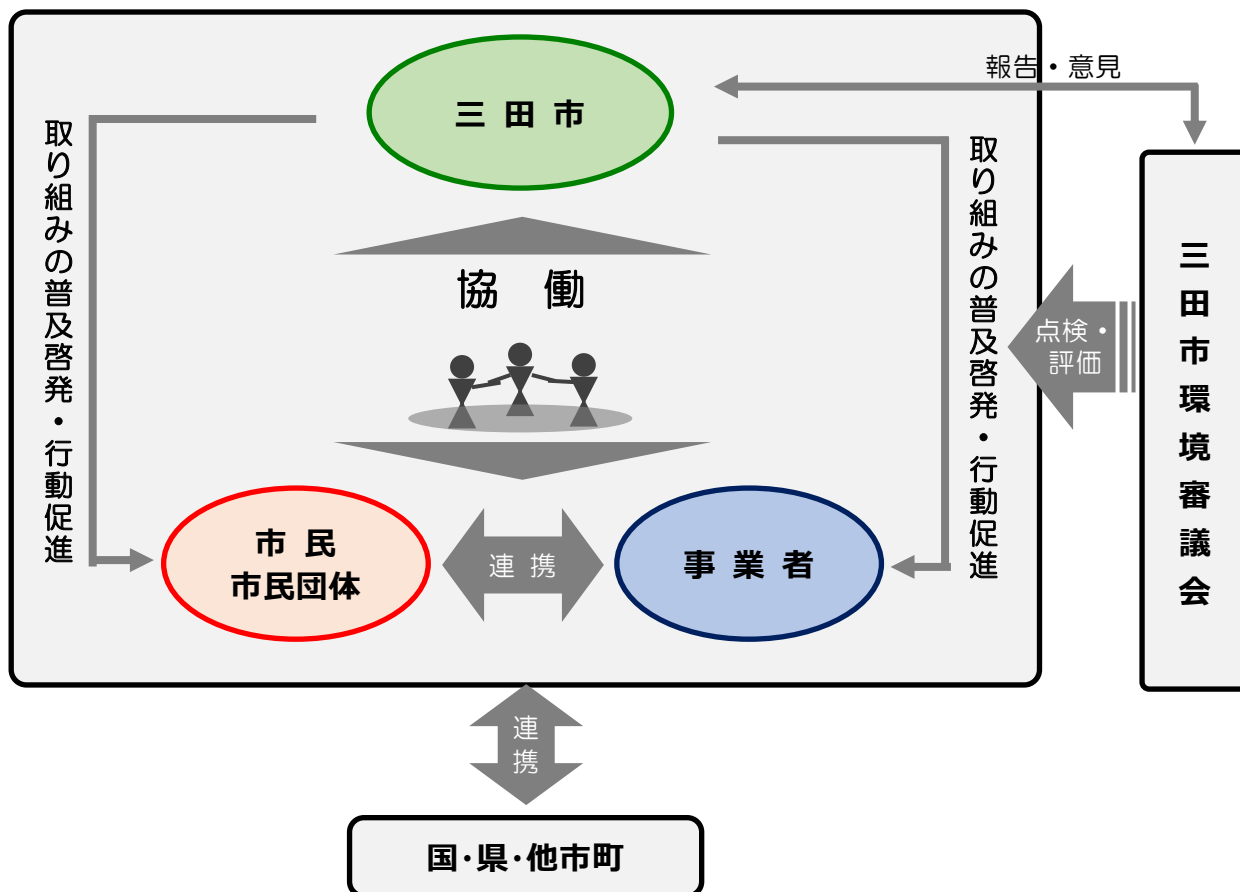
### 1.4 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲及び要素は、下表のとおりです。

対象	要素
ライフスタイル	環境教育・環境学習、環境保全活動 等
循環	ごみの減量化・再資源化、水循環 等
地球環境	地球温暖化、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギー*、オゾン層保護、気候変動適応* 等
自然環境	山並み、里山、森林、水辺（ダム湖・河川・ため池・湿原）、生物多様性*、生物の生息・生育空間 等
都市環境	市街地景観、市街地緑化、歴史・文化 等
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害対策、モラル・マナー 等

## 1.5 推進体制

本計画は、三田市が主体となって、国・県や他市町と連携しながら施策を推進するとともに、市民・市民団体、事業者に対して関連する取り組みの普及啓発を図り、各主体の具体的な行動を促進していきます。

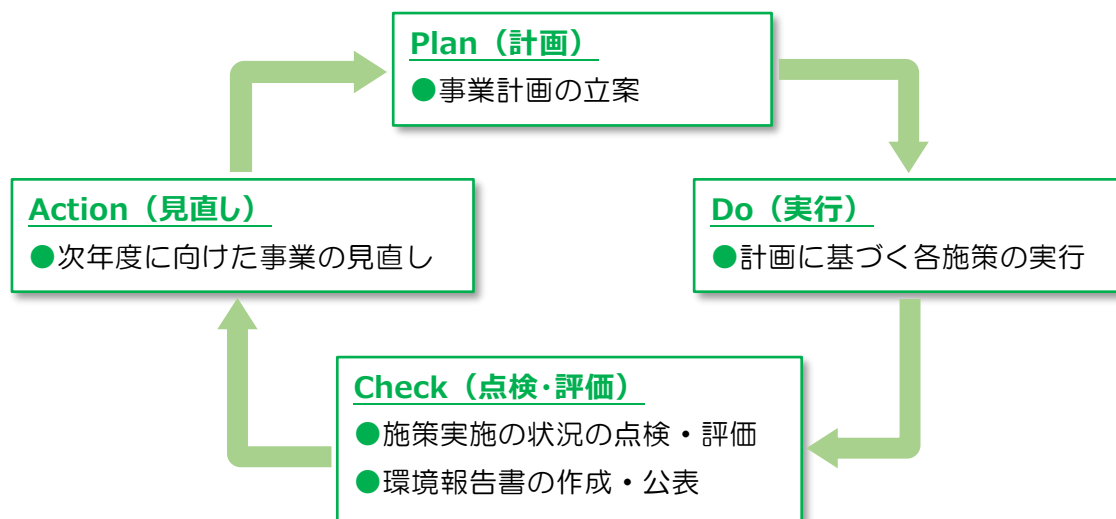


### 三田市環境審議会

三田市環境基本条例に基づいて設置された市長の諮問機関であり、毎年度の環境報告書の審議等を通じて、本計画の進捗状況を点検・評価するとともに、本市の環境の保全と創造に関する基本的事項を審議します。

## 1.6 進行管理

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステム\*のPDCAサイクルに則って行います。市は、各施策の実施状況等を定期的に点検・評価し、その結果を踏まえて計画の改善を図りながら、目指す環境将来像の実現に向けて着実に取り組みを推進していきます。



### 事業計画の立案

本計画に基づく取り組みを着実に実施するため、具体的な事業計画等を立案します。

### 計画に基づく各施策の実行

事業計画に基づいて、各主体が協働して取り組みを進めていきます。

### 施策実施状況の点検・評価、環境報告書の作成・公表

施策の実施状況や目標とする指標の達成状況について、アンケート調査や環境調査等の実施を通じて把握に努め、その結果を環境審議会に報告して点検・評価を行います。

また、点検・評価結果については、毎年度、環境報告書にとりまとめ、ホームページ等を通じて広く公表します。

### 次年度に向けた事業の見直し

施策実施状況の点検・評価結果等を踏まえて、次年度に向けた事業計画等の見直しを行います。

## 1.7 SDGs\*との関係

平成 27 年 9 月に国連総会で加盟各国の合意のもと、国際的な共通目標となった SDGs は、経済・社会・環境の各分野の課題について総合的な解決を目指すものです。

この SDGs に掲げられた 17 の目標には、本計画の取り組みと関わりの深い項目も含まれているため、今後は地域の課題解決とあわせて国際的な課題への対応にも結び付くことを認識して、取り組みを進めていく必要があります。

17 の目標のうち、本計画の取り組みと関連の深い項目は、以下のとおりです。



## 第2章 市域の概況

### 2.1 位置・地勢

三田市は、兵庫県の南東部に位置しており、神戸市の市街地からは六甲山系を越えて北へ約25km、大阪市からは北西に約35kmに位置します。北は丹波篠山市、東は宝塚市、猪名川町、南は神戸市、西は加東市、三木市に接しています。

市域は、東西約20km、南北約18km、総面積210.32km<sup>2</sup>です。周辺部には山地が多く、北部から東部にかけて標高500～700mの諸峰が連立し、南東部には耕作地のある三田盆地が開けています。市の西部から南東部にかけて武庫川が、東部には羽束川が貫流し、肥沃な農地を潤しており、豊かな自然に恵まれています。

市の中央部には、千丈寺湖があり、下流で武庫川に合流しています。千丈寺湖の南には、市民に親しまれている有馬富士が位置しています。

南部は、武庫川沿いに平坦地が細長く開けており、古くから農地や市街地として利用されています。一方、南西部は150～200メートルの盆地平野、段丘台地となっています。北西から南東にかけて貫流している武庫川やその支流の河川流域には農用地帯がひろがり、武庫川南端の三田・三輪地区には中心市街地、武庫川右岸の丘陵地には北摂三田ニュータウンが形成されています。

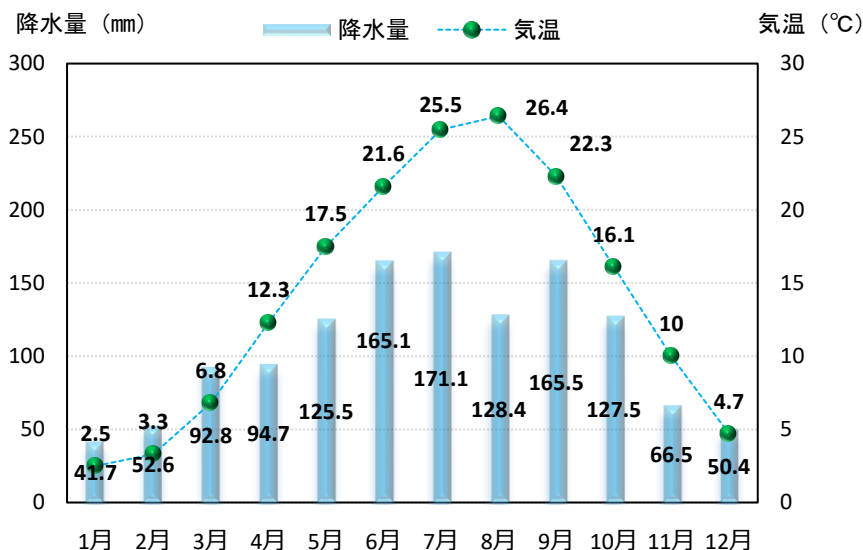


三田市の位置



## 2.2 気候

三田市は、年間を通じて温暖で降水量が少ない瀬戸内海式気候に属しますが、内陸部に位置するため寒暖差は比較的大きくなっているという特徴があります。過去30年間（1991年～2020年）における月別平均気温の年変化を見ると、最低気温が2.5℃（1月）、最高気温が26.4℃（8月）となっており、年平均気温は14.1℃です。また、年間降水量の平年値は約1,281.8mmで、月別では梅雨期の6月～7月、秋雨時の9月が比較的多く、冬季の1月は、41.7mmと少ない状況です。



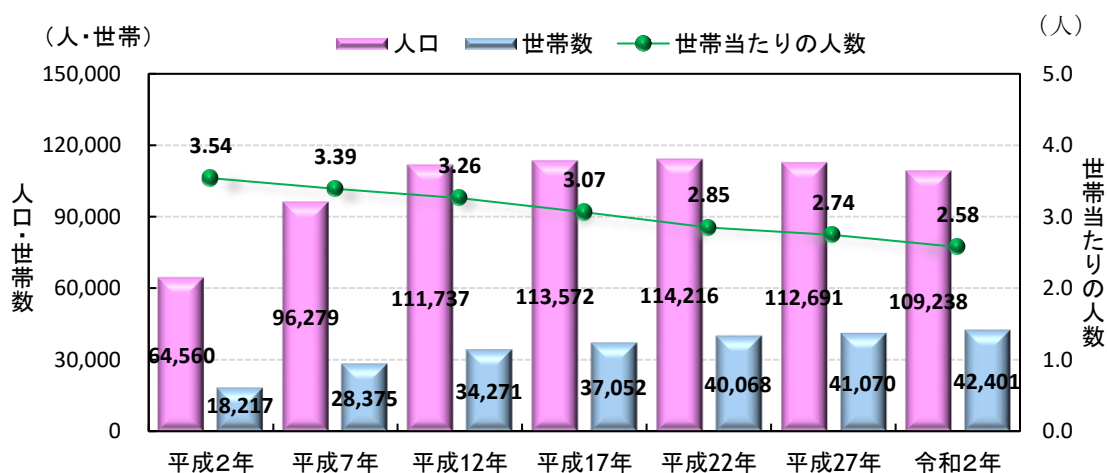
月別の平均気温・平均降水量の年変化（三田観測所における1991年～2020年の平均値）

【資料：「過去の気象データ」（令和4年8月閲覧、気象庁ホームページ）】

## 2.3 人口・世帯数

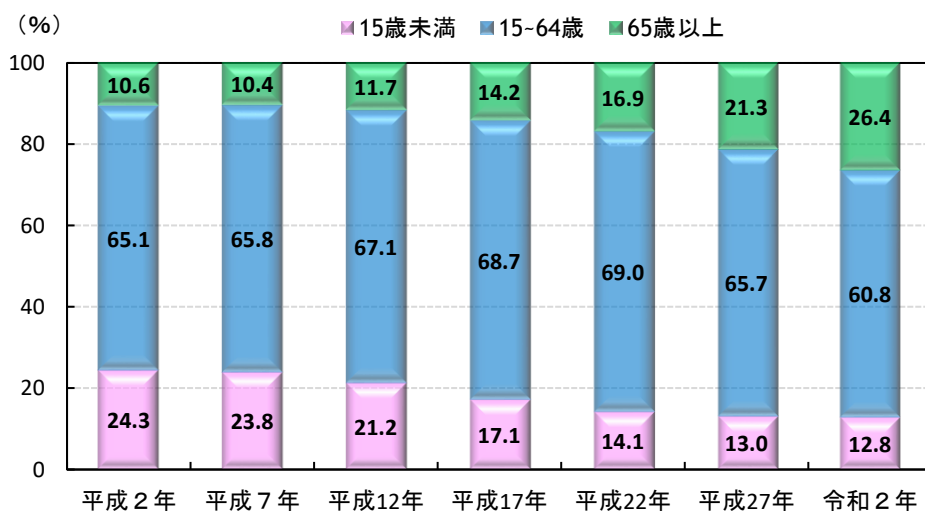
令和2年の国勢調査において、三田市の人口は109,238人、世帯数は42,401世帯となっています。北摂三田ニュータウン等の整備によって、平成2年から平成12年にかけての10年間で、人口が1.73倍、世帯数が1.88倍に急増しました。世帯数の増加率は鈍化しているものの、その後も増加傾向にある半面、近年人口は減少傾向に転じています。世帯あたり人数は2.58人で、平成2年以降、一貫して減少していますが、その要因として核家族化や単身世帯の増加が考えられます。

また、年齢階層別人口比率の推移を見ると、平成2年からの30年間で、15歳未満の年少者人口が11.5ポイント減少しています。一方で、65歳以上の高齢者人口が15.8ポイント増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



人口・世帯数の推移

【資料：「国勢調査」（総務省統計局）】



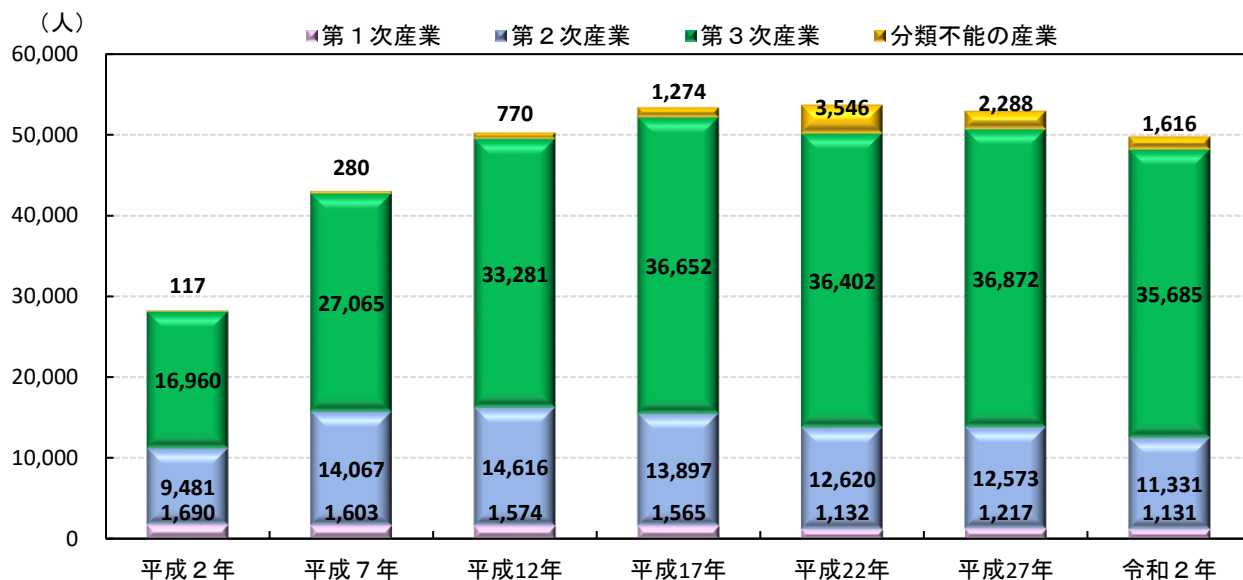
年齢階層別人口の比率の推移

【資料：「国勢調査」（総務省統計局）】

## 2.4 産業構造

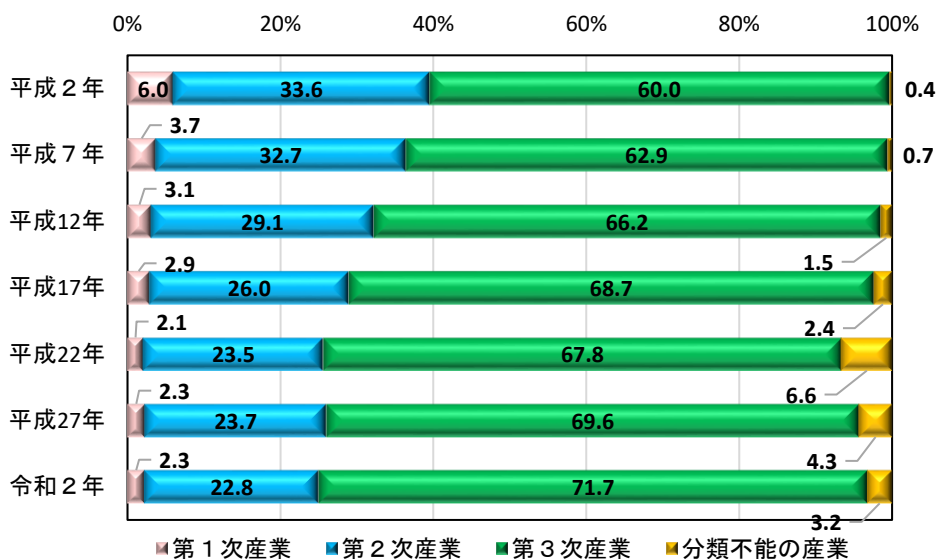
人口の増加に伴って、平成2年から平成12年にかけての10年間で、就業者数も1.78倍に増加し、市全体では50,000人を超え、平成17年以降ほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年には約49,800人と減少に転じています。

令和2年現在の産業別就業者数割合を見ると、第1次産業が2.3%、第2次産業が22.8%、第3次産業が71.7%であり、産業の高次化が進んでいます。



産業別就業者数の推移

【資料：「国勢調査」（総務省統計局）】



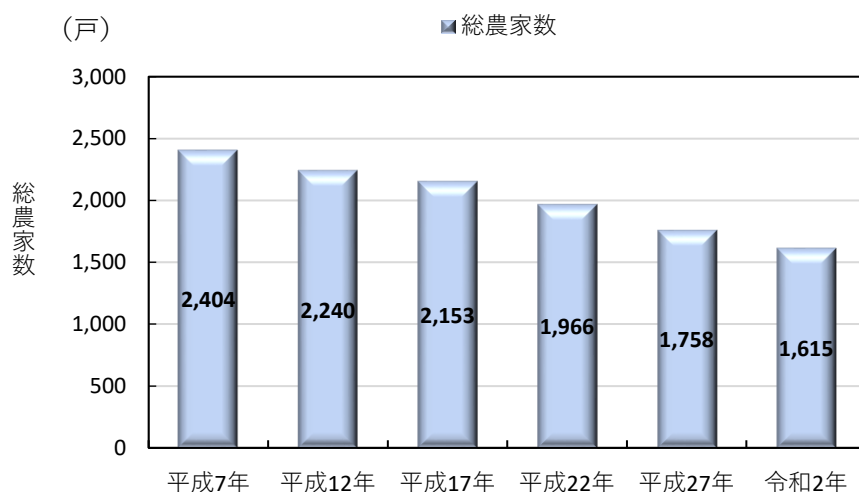
産業別就業者比率の推移

【資料：「国勢調査」（総務省統計局）】

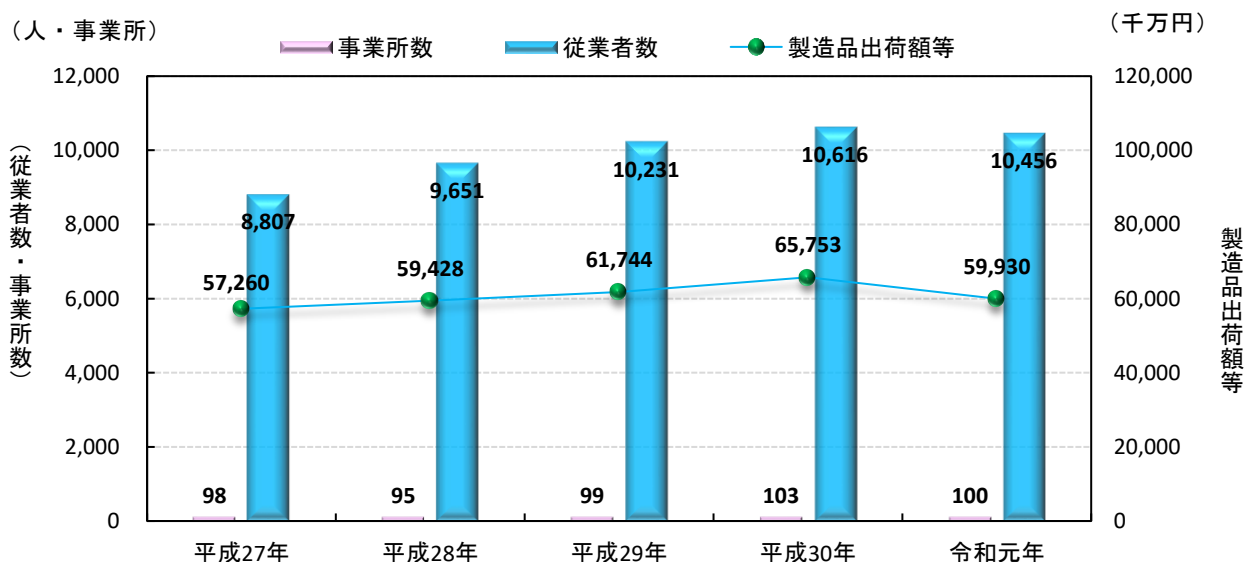
次に、それぞれの基幹産業に関する指標の動向として、第1次産業については総農家数、第2次産業については製造業従業者数・事業所数及び製造品出荷額等、第3次産業については卸売・小売業従業者数、商店数及び年間商品販売額の推移を示します。

総農家数は、平成7年以降減少し続けており、令和2年は1,615戸で平成7年の約3割減となっています。

製造業従業者数は、平成27年の8,807人から平成30年の10,616人と経年的に増加していましたが、令和元年には10,456人とわずかに減少しています。これに対して、事業所数は100か所で、平成27年以降はほぼ横ばいで推移しています。製造品出荷額は、平成27年の57,260千万円から平成30年は65,753千万円と経年的に増加していましたが、令和元年には59,930千万円と減少しています。



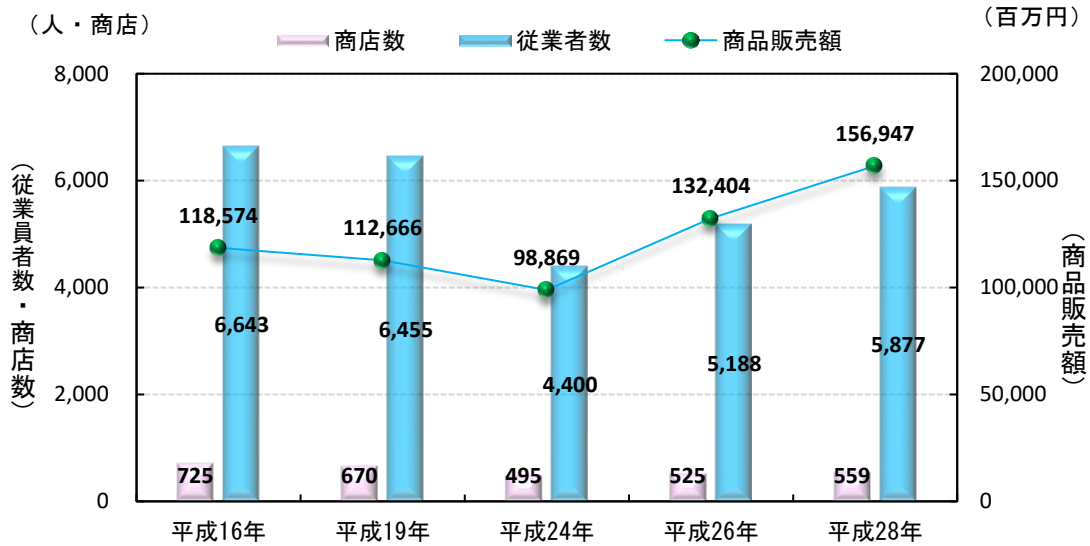
農家数の推移【資料：農業センサス・農林業センサス】



製造業従業者数・事業所数、製造品出荷額等の推移

【資料：「工業統計調査」(令和4年8月閲覧、経済産業省ホームページ)】

卸売・小売業従業者数は、平成 16 年から平成 24 年までは経年的に減少していましたが、平成 26 年以降は増加に転じ、平成 28 年には 5,877 人となっています。商店数も平成 16 年から平成 24 年までは減少していましたが、平成 26 年以降は増加に転じ、平成 28 年には 559 店となっています。商品販売額は、平成 16 年の 118,574 百万円から平成 24 年の 98,869 百万円と減少していましたが、平成 26 年以降は増加しており、平成 28 年には 156,947 百万円にまで増加しています。

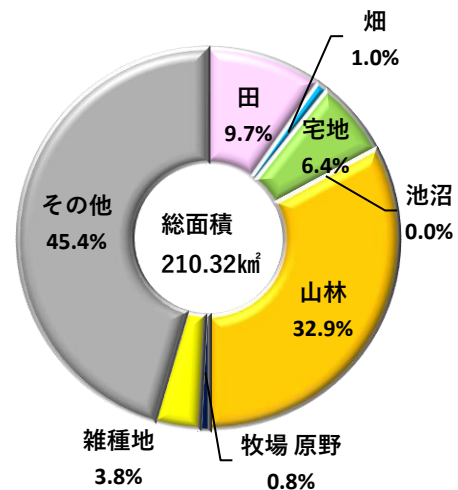


卸売・小売業従業者数、商店数、年間商品販売額の推移

【資料：「経済センサス-活動調査」(令和 4 年 11 月閲覧、総務省統計局ホームページ)】

## 2.5 土地利用

課税対象地の土地利用内訳を見ると、山林が約33%と最も多く、次いで、田が約10%、宅地が約6%となっています。平成29年以降の5年間の推移では、畑、宅地、山林が減少し、雑種地が増加する傾向にあります。



土地利用（課税対象地）の内訳（令和3年1月1日現在）

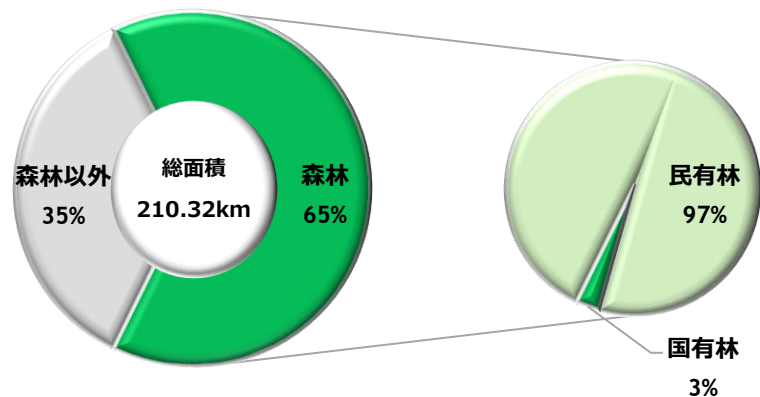
【資料：三田市統計書 令和3年版】

土地利用状況（課税対象地）の推移（各年1月1日現在）

項目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場原野	雑種地	その他	計	
平成29年	面積(km <sup>2</sup> )	20.43	2.12	13.58	0.01	69.28	1.64	7.69	95.57	210.32
	構成比(%)	9.71	1.01	6.46	0.01	32.94	0.78	3.66	45.44	100
平成30年	面積(km <sup>2</sup> )	20.45	2.09	13.47	0.01	69.28	1.64	7.79	95.60	210.32
	構成比(%)	9.72	0.99	6.40	0.01	32.94	0.78	3.70	45.45	100
令和元年	面積(km <sup>2</sup> )	20.44	2.08	13.49	0.01	69.17	1.64	7.91	95.58	210.32
	構成比(%)	9.72	0.99	6.41	0.00	32.89	0.78	3.76	45.44	100
令和2年	面積(km <sup>2</sup> )	20.43	2.07	13.50	0.01	69.13	1.64	7.96	95.58	210.32
	構成比(%)	9.71	0.99	6.42	0.00	32.87	0.78	3.78	45.45	100
令和3年	面積(km <sup>2</sup> )	20.43	2.06	13.52	0.01	69.13	1.65	7.98	95.54	210.32
	構成比(%)	9.71	0.98	6.43	0.00	32.87	0.78	3.80	45.42	100

【資料：三田市統計書 令和3年版】

また、「令和2年度 兵庫県林業統計書」（令和4年3月）によれば、三田市域のうち森林面積は135.83km<sup>2</sup>であり、市域全体の約65%を森林が占めており、そのほとんどを民有林が占めています。



森林の内訳（令和3年3月31日現在）

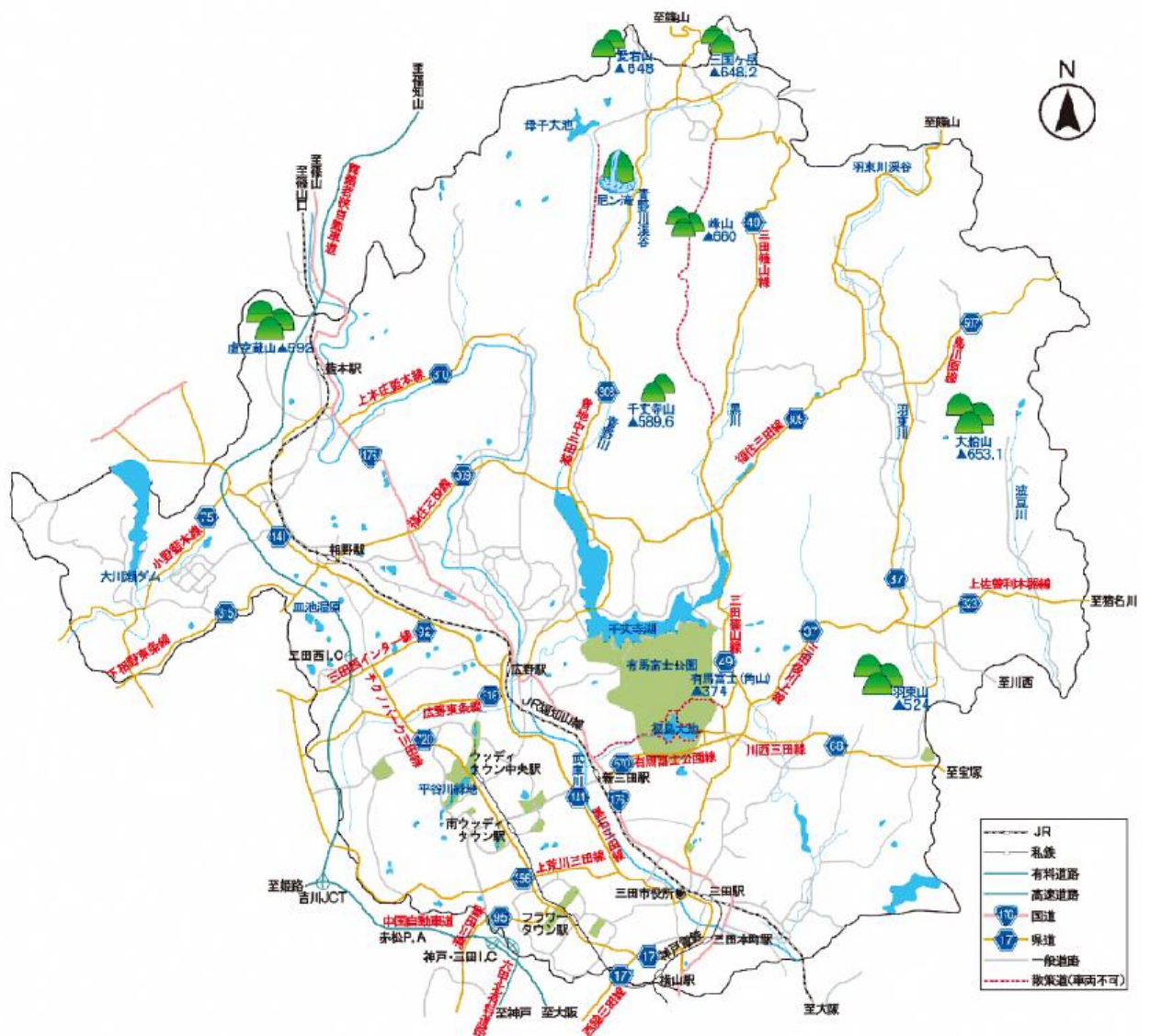
【資料：兵庫県林業統計書 令和2年度】

## 2.6 交通体系

自動車交通は、武庫川とほぼ並行して市域を縦貫する国道 176 号を大動脈として、主要地方道 6 路線（西脇三田線、灘三田線、三田後川上線、三田西インター線、三田篠山線、小野藍本線）、一般県道 9 路線（黒石三田線、テクノパーク三田線等）等が市内や近隣市を結び幹線道路となっています。また、広域高速交通網として市の西部を南北に走る舞鶴若狭自動車道が、三田西インターチェンジで市内の道路網に接続しています。

鉄道路線では、国道 176 号の南側を JR 宝塚線（福知山線）が並走し、市内には三田駅をはじめとする 5 駅が設置され、大阪都心に直結する主要な交通軸として、市民の通勤・通学の重要な足となっています。また、三田駅では、神戸電鉄三田線が接続しており、市内 6 駅と神戸市中心部を結んでいます。

なお、鉄道以外の公共交通機関として、路線バスが重要な役割を果たしています。



三田市の交通体系

## 第3章 三田の環境の現状と課題

三田市では、これまで環境基本計画に基づき様々な取組を推進してきました。

第3章においては「第3次三田市環境基本計画」期間（平成30年度から令和4年度）における取組の現状と、令和4年8月に実施した市民・事業者アンケートの結果、そこから明らかになった課題について、「第3次三田市環境基本計画」体系に示す基本方針ごとに整理いたしました。

これらの課題については、その解決に向けて「第4次三田市環境基本計画」へと反映してまいります。

### 3.1 参加・協働

#### (1) 現状

##### 《環境教育・環境学習》

- 市民が環境についての認識を深め、積極的に取り組みを進めていくための手段として、市民に学習機会を提供し、環境に配慮した行動を促進することを目的として、環境セミナーや出前講座（三田の環境やゼロカーボン\*シティの取組を紹介）を開催しています。
- 小中学校からの依頼に応じ、企業と連携して環境講座を実施しています。
- 有馬富士自然学習センター及び出前講座・環境セミナー実施分の令和3年における「環境に関連する講座等の受講者数（述べ人数）」は8,794人となっています。また、環境関係ホームページアクセス数は経年的に増加傾向にあり、平成28年の9,394回に比べて、令和3年には34,468回と約4倍となっています。



環境セミナーの様子



企業と連携した環境講座の様子

- 自然環境調査の結果をもとに作製した「子ども環境教育用副読本」を市内小学3年生に配付し、副読本を活用した環境教育を推進しています。
- 各小学校においては、心身ともに調和のとれた健全な児童の育成を図るため、自然や人とのふれあいを体験する「自然学校推進事業」を実施しています。
- 各中学校においては、地域や自然の中での様々な体験活動を通じて、本物に出会う体験や絆に気づく体験等により、豊かな感性や自ら考え行動する力を育むため、地域の事業所の協力を得て「トライやる・ウィーク推進事業」を実施しています。
- 有馬富士自然学習センターや県立人と自然の博物館等、専門機関と連携し観察会や野外学習等を推進しています。

## 《環境保全活動》

- 様々な公害苦情や不法投棄など様々な環境課題に迅速に対応するため、市環境創造課に環境サポートセンターを設置し、市内の環境パトロール、不法投棄等に関する情報収集や指導、不法投棄防止看板の設置等の啓発活動に取り組んでいます。  
年度ごとに5回のクリーンデー\*を設定し、市民の自主的な環境美化活動として、地域の方とともに道路、公園等の清掃活動を実施しています。
- 平成23年度に創設した「さんだクリーンサポーター登録制度\*」には、令和3年度末現在で、個人66名と18団体が登録されており、ごみ収集やポイ捨て防止の啓発等のボランティア活動に取り組んでいます。



さんだクリーンサポーターの活動の様子

- 平成30年12月に「三田市里山と共生するまちづくり条例」を制定し、里山の保全と活用の様々な取り組みを実施しています。
- 市内の里山では多くの団体が森林整備等の活動を続けています。令和3年における里山等活動団体登録者数は123人+1企業となっています。また、保全活動や体験学習が可能な里山の数は令和3年では9箇所となっています。
- その他にも、各地の自治会等が、日頃から地域の緑化や美化に取り組んでいます。
- 有馬富士自然学習センターや三田ふるさと学習館など、自然保護や環境教育・学習等の環境保全活動に取り組む団体の拠点として活用され、それぞれの特徴を活かしさまざまなプログラムを設定し、市内の環境学習の中心的役割を果たしています。

## (2) アンケート調査結果に基づく市民・事業者の意識・行動の現状

- 環境教育・環境学習に関する取組への満足度は66.9%の市民が「どちらともいえない」と回答しており、取組に対する重要度では重要・やや重要をあわせて61.6%でしたが、他の項目と比較すると高くない結果となっています。
- 市民・事業者・行政等の協働において重要なことは、「子どもたちへの各種体験学習や環境教育の推進」と回答した方が58.6%と最も重要な取り組みと考えた割合が高く、次いで「市民・事業者が利用しやすい環境情報の収集と提供」が43.8%、「市民・事業者の活動を支援する仕組みづくり」が40.5%となっています。
- 環境保全に向けた取組に対しては、「日常生活が不便にならずコストがかからない範囲で取り組みたい。」とする回答が68.2%で最も多くありました。また、多少の手間やコストの影響があっても取り組みたいと考える市民の割合は、前回調査から2倍に増えています。
- 「地域での清掃活動や、道路などのごみを拾う活動」及び「古新聞や空き缶など、資源ごみの回収活動」など、地域の美化活動等に参加したことがある市民が多くいます。一方で、それ以外の植樹などの緑化、動植物保護、里山保全、温室効果ガス\*の削減等の活動への参加

したことのある市民は少ないですが、多くの市民が機会や時間があれば参加したいと考えています。

- 事業者においても、環境保全に係る各種保全活動について、機会や時間があれば参加したいと考える事業所が多くなっています。
- テレビ・ラジオ、広報紙、新聞など、マスコミや行政機関発行の広報紙が情報伝達の有力な手段となっていますが、SNS\*からの情報伝達は前回調査から2倍以上増加しています。
- 環境保全の取り組みに対して重要、あるいは関心がある事業者が多い一方で、具体的な取り組みを進めるため、「専任の部署、または担当者を置いている」事業者は少数で、専任、兼任に関わらず、設置する予定はないとの回答が半数を占めています。
- 環境マネジメントシステム\*に関心のある事業者は多く、4割が認証を取得していました。また、その中で「ISO14001」の認証取得率が高くなっています。
- 環境保全対策は関心のある事業者は97.8%に上りましたが、23.9%の事業者が「事業活動に手一杯で対応できない」と回答しています。

### (3) 課題

- ① 環境教育・環境学習に対して市民の関心は比較的高くないものと推測されることから、情報発信を強化するとともに、受け側の関心を引くよう学習内容の充実を図っていく必要があります。
- ② 市では子どもを対象とした環境セミナーや学習に取り組んできましたが、「子どもたちへの体験学習や環境教育」を重要とする市民は多く、今後も取組を拡充・継続していく必要があります。
- ③ 市民や事業者が利用しやすい環境情報の収集と提供を重要と考える市民の割合は高くなっています。情報収集の手段として前回調査から SNS の利用が大きく増加していることから、インターネットや SNS など活用し、幅広い市民に情報提供していく必要があります。
- ④ 前計画期間では、新型コロナウイルス感染拡大のため中止した学習プログラムもありました。今後は、オンライン等による新しいスタイルの学習プログラムを検討していく必要があります。
- ⑤ 環境保全の取組については、多くの市民が日常生活に影響のない範囲で取り組みたいとしていますが、前回調査から影響があっても取り組みたいとする市民の割合は約2倍に増えており、環境保全に対する市民の意欲の高まりが伺えます。  
このことを踏まえ、より市民満足度が向上するような取組を展開していく必要があります。
- ⑥ 多くの事業者が社会的責任から環境保全対策に関心を持っています。事業者が地域において積極的な取組ができるよう、情報の提供や必要とする人材や団体とのマッチングなど必要な支援を行う必要があります。

## 3.2 自然共生社会\*

### (1) 現状

- 峰山、大船山、三国ヶ岳、愛宕山など、標高 600m を超す山が、主に北部の丹波篠山市境に位置しており、それらに連なる山並みが美しい景観を形成しています。
- 林野面積は、令和元年度末現在で 13,584ha あり、その大部分が民有林となっています。また、約 85% を天然林が占めています。

林野面積経年変化

(単位：面積 ha、割合%)

年 度	総面積	民有林				国有林
		人工林	天然林	竹林	その他	
平成27年度	13,619	1,475	11,546	54	138	406
平成28年度	13,607	1,474	11,537	54	137	406
平成29年度	13,594	1,474	11,523	54	137	406
平成30年度	13,591	1,474	11,521	54	137	406
令和元年度	13,584	1,474	11,518	54	137	403
(割合)	100	10.9	84.8	0.4	1.0	3.0

注：各年3月末現在

資料：「令和3年版 三田市統計書」(三田市)

- 二級河川武庫川を幹川として、その支川となる羽束川、波豆川、青野川、黒川等の多数の中小河川が流れており、それらの上流域では緑豊かな渓谷美が眺められます。
- 大切にしたい将来も残したい自然・風景として、有馬富士や武庫川を挙げる市民が多く見られます。
- 河川流域には無数のため池が見られ、中には母子大池、福島大池のように 10ha 前後の大規模なものもあります。
- 千丈寺湖は、アウトドアライフを楽しむ場として多くの市民に親しまれていますが、その貴重な環境を保全するため、「千丈寺湖の環境を守る条例」に基づいて禁止行為等が定められています。
- 現在、三田市では、市内の生物多様性\*を守り、持続可能な市民生活を実現するために、本市の特徴である里山環境（人の手が入った半自然）を生かした「生物多様性さんだ里山戦略」の策定に向けて、現況調査などが実施されています。
- 市域の一部が清水東条湖立杭県立自然公園に指定されているほか、駒宇佐八幡神社が県の自然環境保全地域に指定されているなど、優れた自然環境が保全されています。
- 市内の地域において電気柵や金網柵で田畑を守っているにも関わらず、イノシシやシカなどによる農作物被害の防止ができない場合、市は被害を及ぼす鳥獣を捕獲するための許可を出すことができ、三田市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動が実施しています。平成 30 年の 19,990 千円から令和 2 年には鳥獣害の農作物被害額は減少し、8,720 千円となっています。

- 兵庫県版レッドデータブック\*2011(地質・自然景観・生態系)及び同 2020(植物・植物群)により、市内の重要な自然として以下のものが指定を受けています。

分類	地域	ランク類
生態系	○有馬富士公園及び周辺	C
	○皿池の湿原群	A
	○武庫川上流域	A
植物群落	○相野・皿池湿原 湿地植物群落	A
	○小柿 池沼植物群落	B
	○上本庄・駒宇佐八幡神社 コジイ群落	C
	○上槻瀬・高平ナナマツの森 コナラ-アベマキ群落他	C
	○香下 チガヤ群落	C
	○東本庄 湿地植物群落	C
	○下青野・青野川青野ダム流入部 河辺植物群落	C
	○西野上・武庫川 河辺植物群落	A
	○加茂・青野川 河辺植物群落	A
	○上槻瀬・七松新池 池沼植物群落	C
	○上槻瀬・昭和池 池沼植物群落	C
	○上槻瀬 池沼植物群落	C
	○小柿・栗田大池 池沼植物群落	C
	○小柿 池沼植物群落	C
	○大川瀬 池沼植物群落	C
	○藍本 池沼植物群落	C
	○大川瀬 岩上植物群落	C
	○乙原 岩上植物群落	要注意
	○山田ダム 岩上植物群落	要注意
	○小柿 岩上植物群落	要注意
○沢谷 ナツバキ個体群	C	
○福島・県立有馬富士公園 ナツバキ個体群	C	
地質	○大川瀬溪谷、大川瀬滝、大川瀬断層	B
	○富士が丘 化石	B
自然景観	○千刈水源地	C
	○羽束川溪谷	C
	○羽束山	C
	○大川瀬溪谷・大川瀬ダム	C
	○有馬富士	C
	○駒宇佐八幡神社の森	C

Aランク：規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高いもの。

Bランク：Aランクに準ずるもので、貴重性の程度が高いもの。

Cランク：Bランクに準ずるもので、貴重性の程度がやや高いもの。

要注目：貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの。

- 中でも、皿池湿原は大小 10 の湿原から成る県下有数の湿原群であり、規模的、質的に優れており貴重性の程度が最も高く、貴重性の程度が最も高いものとして A ランクに位置付けられています。
- 平成 8 年度から市内の動植物調査や生態系調査等を行い、平成 14 年度に各生態系の重要度評価及び構成要素等について策定委員会において、三田市版レッドデータブック「未来に伝えたい三田の自然～生態系レッドデータブック」を作成しました。このレッドデータブックでは、重要な生態系として小生態系 94 か所と中生態系 43 か所を選定し、それぞれ評価を行いました。その結果、小生態系では A ランク 17 か所・B ランク 15 か所・C ランク

61 か所・要調査 1 か所、中生態系ではAランク 8 か所・Bランク 9 か所・Cランク 23 か所・要調査 3 か所となっています。

【小生態系Aランク】山田の水田、大谷・須磨田・川原・畦倉・ナナマツの森のため池大谷・山田・波田岩倉・須磨田の草原、皿池・福島湿原、皿池上・畦倉の湿性林、大川瀬の河川岩上、野外活動センター上・山田滑谷ダムの岩上地

【中生態系Aランク】大谷・福島湿原群、山田のバッドランドと農村環境、皿池の湿原群、畦倉の放棄水田、下青野の河川植生、羽束川河畔、有馬富士の里山

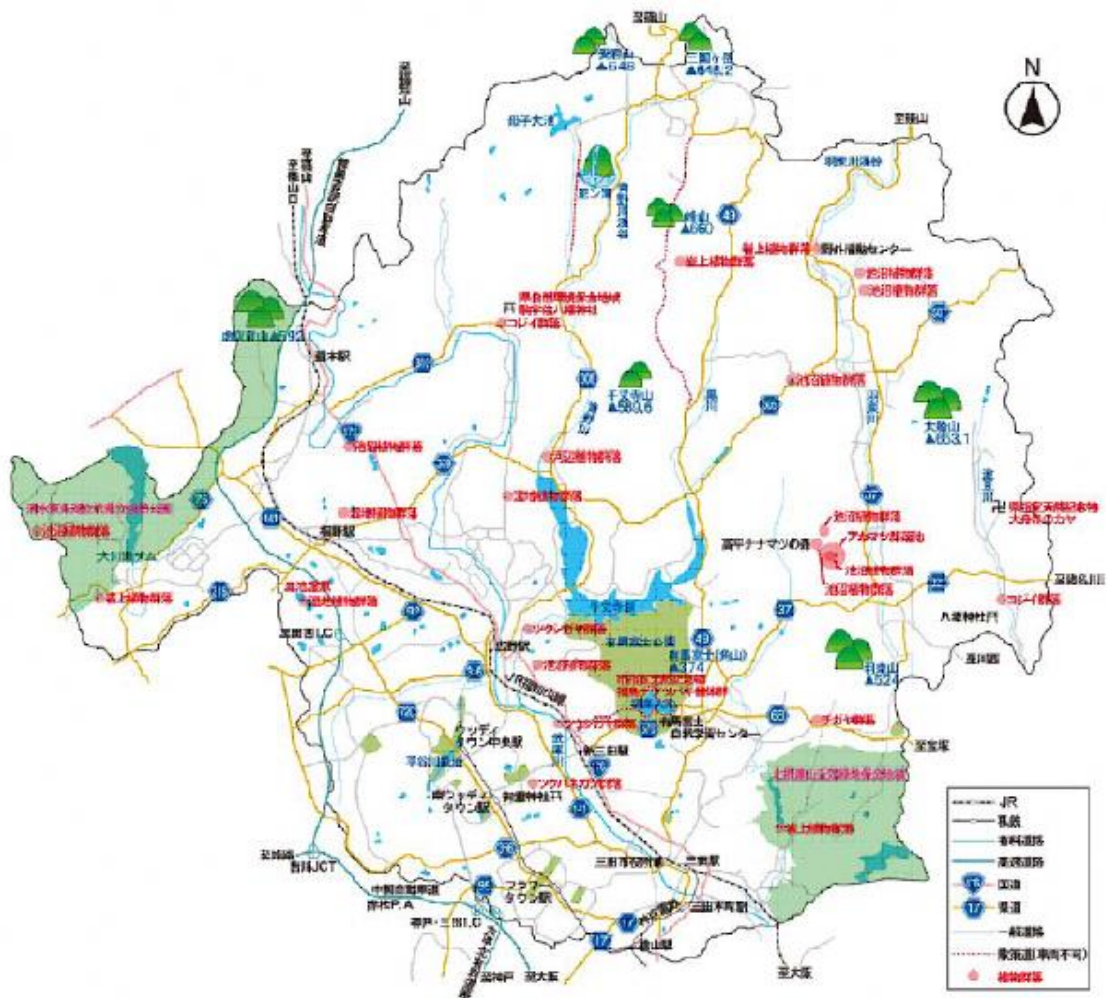
ランクA：県や三田市レベルで重要な生態系

ランクB：生態系を維持する上で核となる重要な生態系

ランクC：小学校区内の生態系を維持する上で核となる重要な生態系

要調査：重要な生態系として抽出されたが、情報が不十分な生態系

- 市内では清水東条湖立杭県立自然公園が、西脇市、丹波篠山市、加東市に跨り指定されています。
- また、駒宇佐八幡神社（三田市上本庄）は、自然環境保全地域として兵庫県に指定されています。
- 里山林整備事業を導入した高平ナナマツの森をはじめとする事業地（総面積 75ha）は、市民の環境教育、レクリエーション・交流・体験の場として活用されているほか、里山ボランティアの活動拠点として利用されています。
- 市は、国・県とともに、中山間地の農地の保全や、生物多様性\*保全や地球温暖化防止に効果の高い環境保全型農業\*を支援しています。
- 自然とのふれあいとしては、野外活動センターや有馬富士自然学習センター等の施設を活用して、自然体験や自然と親しむ催しが行われています。新たなエコツーリズム\*（自然環境見学会・体験など）の実施回数は、平成 30 年及び令和元年は6回でしたが、令和 2 年と 3 年は新型コロナウイルスへの対応等の影響により 4 回から 5 回と減少しています。



三田市の自然環境の概要



大舟寺のカヤ（県指定天然記念物）



福島ナツツバキ個体群（市指定天然記念物）

## (2) アンケート調査結果に基づく市民・事業者の意識・行動の現状

- 「あなたの住んでいる地域を中心とした環境や取り組み」についての設問では、「山林や水田などの緑の豊かさ」については、満足している方（「満足」及び「やや満足」と回答した方）の割合が90%近くあり、「動植物とのふれあい」についても満足している方の割合は50%を超えている一方で、「水辺とのふれあい」については、満足している方の割合が約43%にとどまっています。
- また、「市の取り組みとして重要だと考えられている取り組み」についての設問では、「山林や農地の保全」が重要だと考えている方（「重要」及び「やや重要」と回答した方）の割合は約88%もあり、「身近な緑や水辺の保全・整備」「希少野生動植物の生息・生育地の保全」「野生鳥獣による農作物への被害防止対策の推進」「外来生物\*対策」「自然や歴史と調和した良好なまち並みの保全」が重要だと考えている方も75~90%近くを占めました。

## (3) 課題

- ① 市内には「皿池湿原」をはじめとする貴重な自然環境が多く残されていることを踏まえ、これらの情報を広く適切に提供することによって、市民や事業者の理解を深めるとともに、「生物多様性\*さんだ里山戦略（仮称）」を策定し、環境保全活動団体や市及び関係機関とのパートナーシップ体制を整え、守り育てていく必要があります。
- ② 空気や水のきれいさを重要とする市民の割合は高く、これまでの市民意識調査でも10年後の三田市のセールスポイントとして「自然が豊かであること」が27%と突出して多くあることから、市民の自然環境や生物多様性に対する期待の高さが伺えます。  
環境教育・環境学習等を通じて啓発を進めるとともに、適切な情報提供を行い、市民に親しまれる自然環境の保全に取り組む必要があります。

### 【参考】市民意識調査（令和2年実施）の結果

Q. 10年後の三田市でセールスポイントにできることを教えてください。（自由記述）

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ① 自然が豊かであること                | 27.0% |
| ② 閑静でゆとりある住環境であること          | 7.5%  |
| ③ 安全・安心であること（災害が少ない・治安が良い等） | 7.3%  |
| ④ 交通の便が良いこと                 | 6.7%  |
| ⑤ ほどよく都会、ほどよく田舎であること        | 6.2%  |

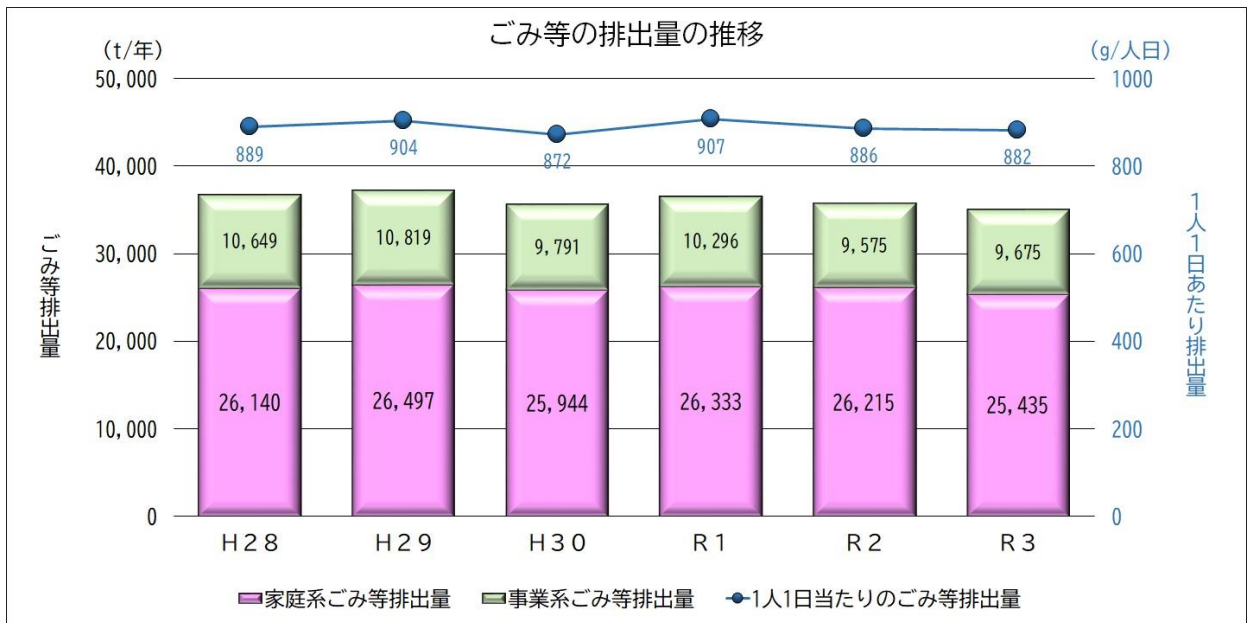
（上位5つを抜粋）

- ③ 市北部の里地里山は、生物多様性ばかりでなく地球温暖化防止の面でも重要な位置付けにあるため、引き続き環境保全型農業\*等に取り組む事業者を支援し、自然環境の保全を図るとともに、市民の環境教育、レクリエーション・交流・体験の場として活用していく必要があります。

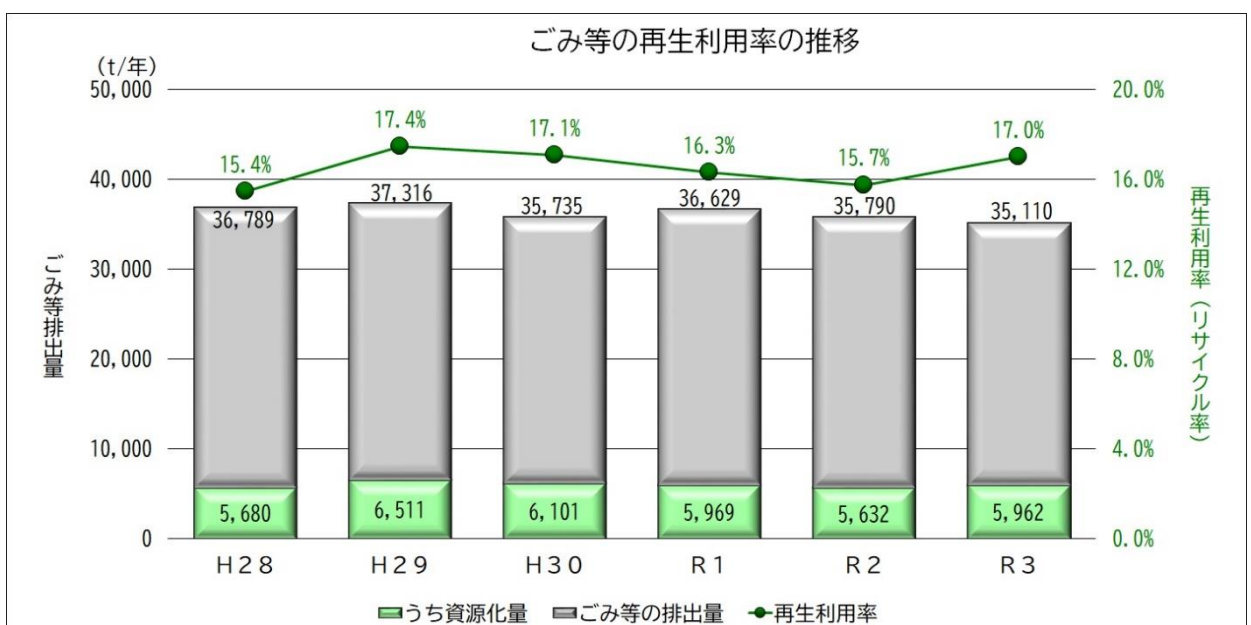
### 3.3 循環型社会\*

#### (1) 現状

- 市内の家庭や事業所から排出されるごみ等の総量は、平成 28 年度には 36,789t（資源化推計量を除く）でしたが、令和 3 年度には 35,110t と 4.6%削減されました。これを市民 1 人が 1 日に排出するごみ等の量に換算すると、平成 28 年度では 889g/人日となり令和 3 年度では 882g/人日となります。
- また、このごみ等の排出源は事業所が約 28%を占めており、新型コロナの感染拡大の影響により令和 2 年度には若干下落しましたが、概ね毎年同水準で推移しています。



- 上記の排出量のうち資源としてリサイクル\*された量は、平成 28 年度には 5,680t でしたが、令和 3 年 5,962t と 5%増加しました。これをごみ等の排出量に対するリサイクル率にすると、平成 28 年度では 15.4%でしたが令和 3 年度では 17.0%まで増加しています。



- 地球温暖化防止、ごみの減量化を目的に、市民・事業者・行政が連携し、平成 20 年度からレジ袋の削減に取り組んでいます。スーパーマーケットやドラッグストアなど市内 11 の事業者（18 店舗）とレジ袋削減協定を締結し、令和 3 年度は約 1,735 万枚ものレジ袋の使用が削減され、これにより CO<sub>2</sub> 排出量を 1,058t-CO<sub>2</sub> 削減することができました。
- 市はペットボトル、空きびん、古紙類の分別収集や小型家電の店頭回収を行い、再資源化に取り組んできましたが、令和元年度からは蛍光灯などの水銀ごみの、令和 4 年度からは筒形乾電池の拠点回収を始め、更なる再資源化に取り組んでいます。
- この他、地域においても古紙やアルミ缶など再生資源の集団回収に取り組まれています。実施団体数は横ばい傾向ですが、近年は新聞・チラシ類の回収量が減少しています。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
実施団体数	81 団体	83 団体	82 団体	82 団体	84 団体	81 団体
資源回収量	3,602t	3,666t	3,635t	3,531t	3,287t	3,140t

- また、食品トレイや廃食用油の店頭回収やリサイクル\*ショップ・フリマアプリの活用、段ボールコンポストの取り組み方など、ごみの発生抑制・資源リサイクルに関する情報を、ホームページ等を活用し発信しています。
- 食品ロス\*の削減に向けて、県や市内食品スーパーと連携し「てまえどり\*」の啓発に取り組んでいます。
- 三田市の水道水は、主に古城浄水場（武庫川）、高平浄水場（浅井戸）、母子浄水場（勝合谷池）及び兵庫県三田浄水場（武庫川）から供給されています。これらのほか、専用水道が 1 施設、特設水道が 4 施設あります。
- 1 日当たりの配水量は約 34,000m<sup>3</sup>（令和 3 年度）で、そのうち兵庫県三田浄水場が約 8 割を賄っています。また、1 人 1 日平均使用水量は令和元年に 286 ℓ と減少しましたが、その後令和 2 年、3 年と 291 ℓ と横ばい傾向となっています。
- 令和 2 年度末現在で、2,903ha の森林が水源涵養保安林\*に指定されており、保全に向けた取り組みが行われています。

## (2) アンケート調査結果に基づく市民・事業者の意識・行動の現状

- 「空き缶やたばこの吸い殻などのごみのポイ捨てをしない。」、「廃食油をそのまま流さない。」、「野外施設などで自分が出したごみは持ち帰る。」、「ごみをきちんと分別して出し、リサイクルにも協力する。」、「買い物に行く時は、買い物かごやマイバッグを持っていき、レジ袋を受け取らない」など、ごみ減量に関する行動で実践度が高くなっています。
- 「少々高額でも、なるべくリサイクル商品を購入する」ことに取り組む市民は 41.2%（うち時々取り組む市民が 34.7%）と少ない一方で、「今後取り組みたい」と回答した市民は 35.6% もありました。
- 「食べ残しを減らす、使いきれぬ分だけ買う、食品棚の手前から取るなど食品ロスの削減に努める」について、「いつも取り組んでいる」市民が 37.8% 占めている一方で、食品ロスの発生抑制にいつも取り組んでいる事業者は 13.3%にとどまっています。

- 余分な包装は断り、ごみの減量化をいつも取り組んでいる市民が 48.1%を占める一方で、出荷・販売する製品や商品の梱包簡略化に取り組んでいる事業者は 28.3%と低くなっています。

### (3) 課題

---

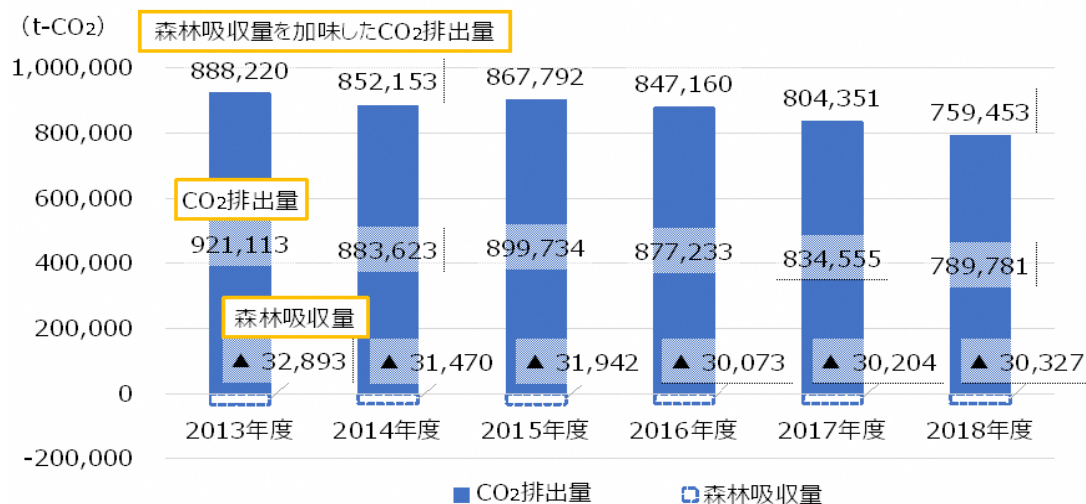
- ① リサイクル\*商品を率先して購入することに多くの市民が関心を寄せています。これらの人を行動変容へとつなげるよう丁寧な情報発信が必要です。
- ② 食品ロス\*削減や過剰包装を断る市民は 85%を超え、多くの人に取り組んでいます。今後は、更に多くの人々の行動変容につながるよう、事業者の理解、協力を得ながら取組を推進する必要があります。
- ③ 水源涵養保安林\*の保全とともに、雨水の有効利用等に取り組む、自然の水循環システムの保全に努める必要があります。

## 3.4 低炭素社会\*

### (1) 現状

- 国は、2050年脱炭素社会の実現に向けて2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）から温室効果ガス\*を46%削減することを目標とし、さらに50%削減の高みを目指すこととしています。
- 兵庫県は、令和3年度に策定した地球温暖化推進計画において、2030年度（令和12年度）温室効果ガス48%削減を目標値としています。
- 三田市は、令和3年に「2050年ゼロカーボン\*シティ実現」への挑戦を表明しました。令和5年3月に「さんだゼロカーボンシティ推進計画」策定し、削減ポテンシャルの推計結果から2030年度（令和12年度）温室効果ガス49%削減を目標とし、市民・事業者・行政が一体となり、あらゆる取組を進めて行くこととしています。
- 三田市内のCO<sub>2</sub>排出量は、基準年度である2013年度（平成25年度）には921,113t-CO<sub>2</sub>であり、これに森林吸収量\*を見込むと888,220t-CO<sub>2</sub>となります。これに対して、2018年度（平成30年度）には789,781t-CO<sub>2</sub>となっており、さらに森林吸収量を見込むと759,453t-CO<sub>2</sub>（2013年度比14.5%減少）となっています。

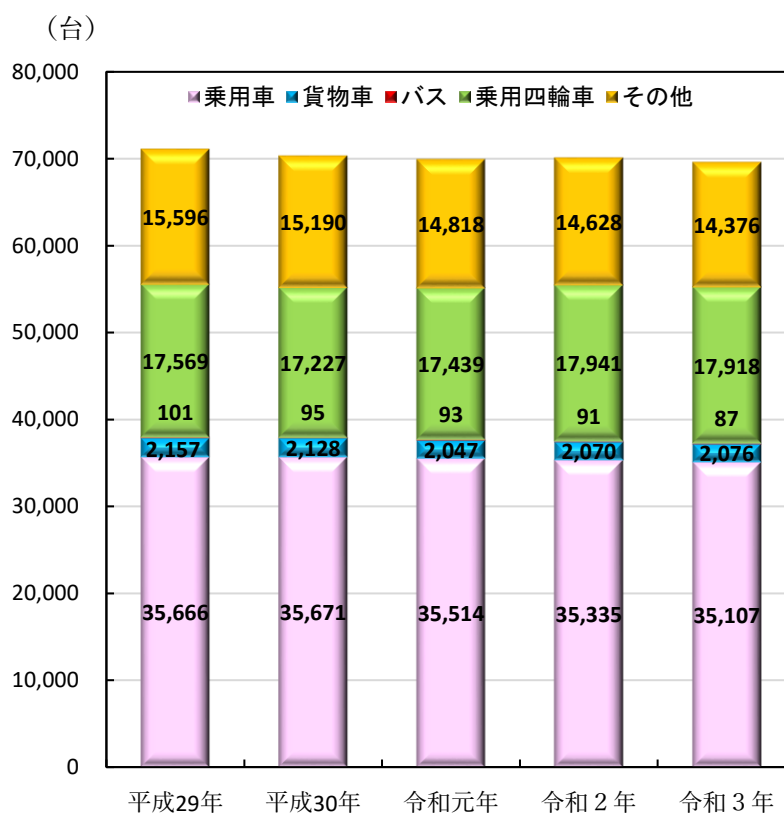
CO<sub>2</sub>排出量の推移（三田市推計値）



単位：t-CO<sub>2</sub>

区分		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2013年度比
産業部門	製造業	449,197	407,070	449,930	452,621	439,010	420,780	-6.3%
	農林水産業	5,329	7,833	9,172	9,049	7,274	6,566	23.2%
	建設業・鉱業	2,584	2,300	2,227	2,170	2,127	1,886	-27.0%
	小計	457,110	417,203	461,329	463,839	448,411	429,233	-6.1%
業務その他部門	156,723	166,592	156,442	140,078	119,709	100,382	-35.9%	
家庭部門	137,970	131,692	116,957	107,409	107,311	91,423	-33.7%	
運輸部門	自動車	145,246	144,632	143,530	141,630	141,483	146,668	1.0%
	鉄道	8,871	8,935	8,553	8,496	7,186	5,722	-35.5%
	小計	154,116	153,566	152,083	150,126	148,669	152,389	-1.1%
廃棄物分野	15,195	14,570	12,923	15,780	10,455	16,354	7.6%	
小計	921,113	883,623	899,734	877,233	834,555	789,781	-14.3%	
森林吸収量	▲ 32,893	▲ 31,470	▲ 31,942	▲ 30,073	▲ 30,204	▲ 30,327	-7.8%	
合計	888,220	852,153	867,792	847,160	804,351	759,453	-14.5%	

- 三田市の自動車保有台数は、70,000 台前後でほぼ横ばいで推移していますが、貨物車は微増し、その他の自動車保有数は減少傾向にあります。また、電気自動車\*、プラグインハイブリッド自動車\*の保有台数は平成 30 年の 314 台から年々増加し、令和 3 年度には 395 台となっています。



自動車保有台数の推移

【資料：三田市統計書 令和3年版】

- 市は「第3次三田市地球温暖化対策実行計画 さんだエコプラン 21(Ⅲ)」を推進し、市の事務事業から発生する温室効果ガス\*の排出量削減に取り組んでいます。
- 再生可能エネルギー\*の導入促進に向けて、市は公共施設への太陽光発電設備\*の設置を推進しており、令和3年度で 32 施設に出力 717kw 太陽光発電設備を設置しています。
- 脱炭素社会\*づくりに貢献する製品への買い替え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、快適な暮らしにもつながる「賢い選択 (COOL CHOICE\*)」を官民の協働により推進するため、令和3年に市は 8 事業所と「クールチョイスさんだ賛同宣言」を行い、クールチョイスネットワーク会議を立ち上げました。

## (2) アンケート調査結果に基づく市民・事業者の意識・行動の現状

- 90.1%の市民が地球温暖化問題に対して少なからず関心を持っていますが、その割合は前回調査と大きな変化はありませんでした。
- 設置にあたって制約条件等がある「太陽光発電設備\*」、「太陽熱温水器\*」、「薪やペレット等を使用するストーブ\*」等の再生可能エネルギー\*や、耐久消費財である「電気自動車(EV)\*」や「プラグインハイブリッド自動車(PHV)\*」は、省エネ機器に比べて導入状況が低くなっています。一方、「ハイブリッド自動車(HV)\*」は、近年普及率が高くなってきました。
- 既存住宅のZEH\*化は、「導入している」市民は非常に少ないものの、「導入予定はないが興味はある」は36.2%を占めていました。
- 鉄道やバスなどの公共交通の便利さについて、不満(やや不満)と考える市民の割合は38.0%を占めていました。
- 事業者においては、節電・省エネの取り組みが高い割合で実践されており、特に省エネ型照明機器は76.1%の事業者が導入しています。

## (3) 課題

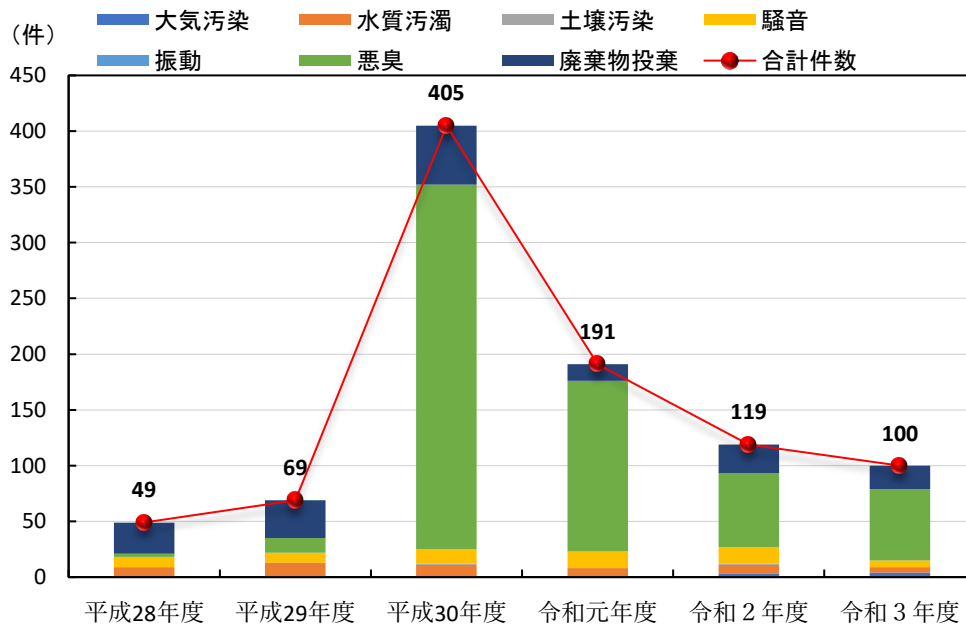
- ① 地球温暖化問題に対する関心がある市民の割合は90%に達していますが、その割合は前回調査と大きな変化はありませんでしたが、LED照明\*など比較的安価な省エネ機器の導入は進んでおり、地球温暖化問題が広く浸透しつつある様子が伺えます。
- ② 一人ひとりがライフスタイルを見直し、日常から温室効果ガス\*削減に取り組んでいく必要があります。
- ③ 市域全体の温室効果ガス削減に市民・事業者とともに取り組むため、市域における温室効果ガスの排出状況を把握し、取り組みの方向性を明らかにしていく必要があります。
- ④ 日々の移動はマイカーへの依存度が高く、公共交通機関の利用者があまり増えていません。公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、利用者の増加に向けて普及啓発に取り組み、移動に係る温室効果ガスの排出を抑制していく必要があります。
- ⑤ ハイブリッド自動車(HV)の普及率は向上していますが、今後は走行時にCO<sub>2</sub>を排出しない電気自動車(EV)等の普及を図る必要があります。
- ⑥ ゼロカーボン\*シティの実現に向けては、「(仮称)さんだゼロカーボンシティ推進計画」に基づき全ての主体が多様な取組を確実に進める必要があります。

### 3.5 安全・安心・快適

#### (1) 現状

《生活環境》

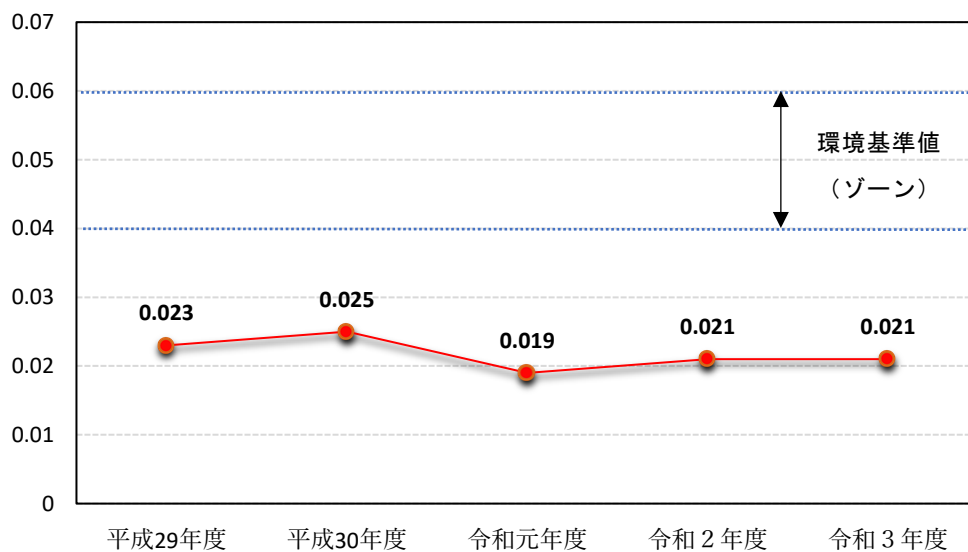
- 公害苦情処理件数は、平成 30 年度に農業に伴う野外焼却に関する苦情が増加したことから「悪臭」に関する件数が急増しましたが、その後、苦情件数は減少しつつあります。



公害苦情処理件数の推移【資料:三田市統計書】

- 市内では、市役所内 1 か所において、二酸化窒素\*、光化学オキシダント\*、浮遊粒子状物質\*、微小粒子状物質（PM2.5）\*等の大気汚染物質濃度の常時監視を行っています。二酸化窒素\*、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準を継続的に達成している一方で、光化学オキシダントの最高値は環境基準非達成となっています。

二酸化窒素濃度（日平均値の年間 98%値）の推移



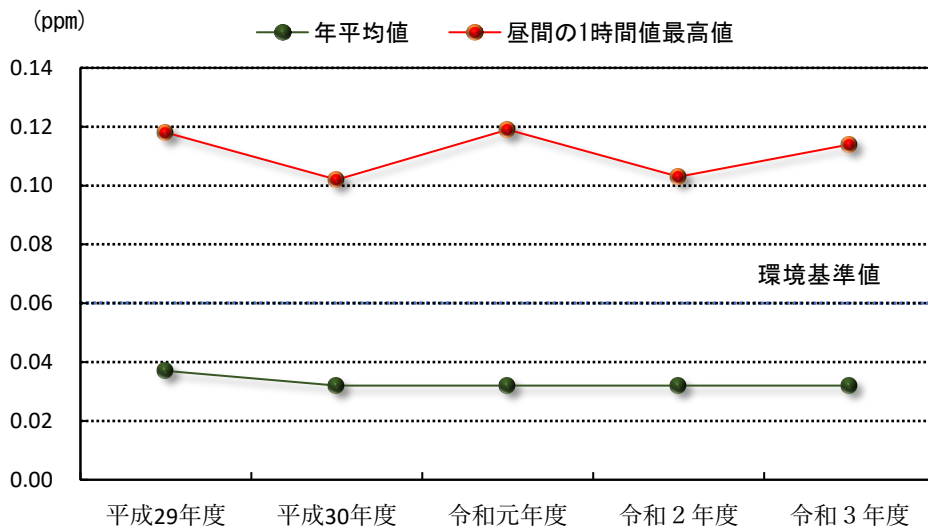
【資料：令和4年度三田の環境】

浮遊粒子状物質\*濃度（日平均値の年間2%除外値）の推移



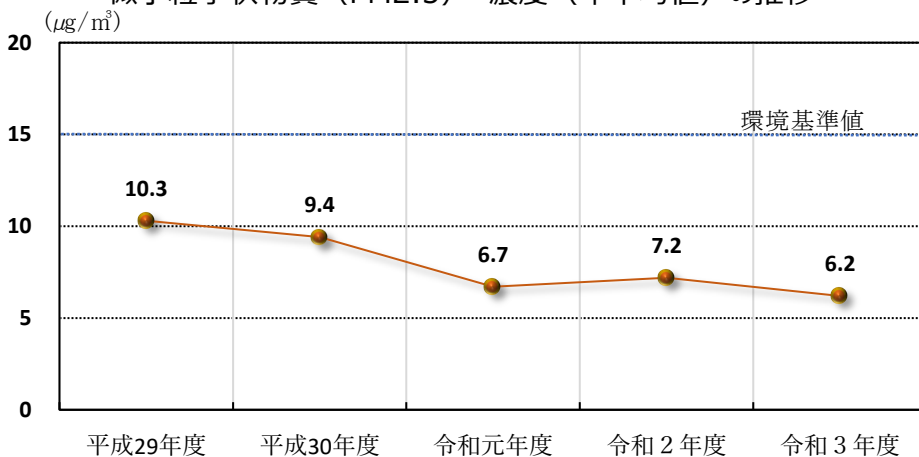
【資料：令和4年度三田の環境】

光化学オキシダント\*濃度の推移



【資料：令和4年度三田の環境】

微小粒子状物質（PM2.5）\*濃度（年平均値）の推移



【資料：令和4年度三田の環境】

- 市では、武庫川、羽束川、波豆川、青野川等の 17 河川 1 湖沼の 28 地点において、水質の定点監視を行っています。
- 騒音・振動については、それぞれ騒音規制法、振動規制法に基づく規制区域を設定し、工場・事業場等の事業活動や特定建設作業、道路交通に伴って発生する騒音・振動の防止に努めています。  
悪臭については、市全域が悪臭防止法に基づく一般地域に指定されており、特定悪臭物質 22 項目\*について規制基準に基づく規制を行っています。
- 平成 14 年に施行された土壤汚染対策法に基づき、重金属類や揮発性有機化合物等による土壤汚染について対策が強化されていますが、市内では土壤汚染が判明した実績はありません。
- 不法投棄や公害苦情処理に迅速に対応するため、令和元年度から環境創造課内に環境サポートセンターを設置しています。
- 市は、「三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例」（ポイ捨て防止条例）を施行しています。ポイ捨て防止条例に基づき、主要駅前 7 区域を「環境美化推進重点区域」及び「路上喫煙禁止区域」とし、市とさんだクリーンサポーターとが合同で定期的な美化活動に取り組んでいます。
- 清潔で美しいまちづくりを目的に、年 5 回のクリーンデー\*を設定し、地域の美化活動を支援しています。
- 環境美化意識の醸成を目的に、さんだクリーンサポーター登録制度\*を設け、ごみ収集やポイ捨て防止の啓発等の市民、団体による美化ボランティア活動を支援しています。
- 啓発看板の設置やイエローカード作戦\*等により地域での動物飼育マナーの向上に努めています。また、個別の案件に対し県動物愛護センターと連携し対応にあたっています。
- 生活環境の保全を目的に飼い主のいない猫による被害を減少させるため、令和 3 年度から地域による TNR 活動\*への補助を行っています。
- 「さんだ防災・防犯メール\*」「ひょうご防災ネットアプリ」を活用し、市民の生命・財産を守るための防災・防犯に関する情報を発信しています。また、確実に多くの人に情報が届くよう登録の啓発をしています。

#### 《都市環境》

- 令和 3 年 4 月 1 日現在、市内の都市公園は 166 か所あり、面積は約 364.48ha となっています。これらのうち、街区公園は 124 か所あり、1 か所当たり約 2,100m<sup>2</sup>(総面積約 26ha) と小規模ですが、市民にとっては最も身近な公園となっています。

公園別面積と公園数

(単位：面積 ha)

種別	総数	街区公園	近隣公園	地区公園	運動公園	総合公園	風致公園	都市緑地	その他公園
面積	364.48	25.99	38.66	40.80	35.20	28.07	45.16	149.44	1.16
公園数	166	124	14	6	2	2	2	14	2

注) 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号):街区公園は、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所当たり面積 0.25ha (2,500 m<sup>2</sup>) を標準として配置する。

【資料：令和 3 年版 三田市統計書】

- 市は、地区計画制度をはじめ、特別用途地区や高度地区等の指定による街並みの規制誘導を行い、洗練された都市景観の形成を進めてきました。平成 21 年には、景観法に基づく景観行政団体に移行し、三田市景観条例を制定し、新市街地、既成市街地、市街地周辺、山並み・田園それぞれの特徴を活かした景観計画を定めています。
- 屋外広告物について、市では美化パトロールや簡易除却作業を行っており、違反広告物の除去等を通じて、良好な都市景観の形成に取り組んでいます。
- 多くの団体が地域の緑化に取り組んでおり、令和 3 年では市内 111 箇所で開催されています。
- 市内には 107 件（国指定 11 件、県指定 28 件、市指定 68 件）の指定文化財があります。この内、建造物は 25 件、史跡は 3 件、天然記念物は 3 箇所となっています。

## (2) アンケート調査結果に基づく市民・事業者の意識・行動の現状

- 地域の環境について大気、水質、騒音、悪臭など公害に関する項目を重要（やや重要）と考える市民の割合は、いずれも 90%を超えています。また、市の取組として「工場、事業所の公害対策」が重要（やや重要）と考える市民の割合も 91.4%を占めていました。
- 地域の環境について「歩道の安全性・快適性」を重要（やや重要）と考える市民の割合は 94.8%もありましたが、満足（やや満足）と回答した市民は 51.7%に留まりました。
- また、市の取組として「空き地や空き家にも雑草やごみのないきれいなまちづくり」が重要（やや重要）と回答した市民の割合は 91.5%を占めており、草刈りや雑草の手入れに対する苦情・意見も多く見られます。
- ごみのポイ捨て、野外施設でのごみの持ち帰り、近隣への騒音の配慮については、いずれも取り組む市民の割合が 95%を超えており、住環境に対するマナー・モラルの意識の高さが伺えますが、一方でポイ捨てに対する満足度は 57.1%と比較的低く、市の取組についても「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」を重要（やや重要）とする市民の割合も 95.8%を占めていました。

### (3) 課題

- ① 三田市においては、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染等の目立った公害は発生しておらず、生活環境は概ね良好に保たれていますが、その一方で悪臭など苦情件数は一定数あり、市民は良好な生活環境を重要視しています。これらのことを踏まえ、引き続き公害防止に努めるとともに、さらなる生活環境の向上を目指して取り組みを強化していくことが重要です。
- ② 微小粒子状物質（PM2.5）\*をはじめとして、新たな環境汚染物質による健康への影響が危惧されていることを踏まえ、国や県との連携の下でこれらの対策を進めていく必要があります。
- ③ 多くの市民がごみのポイ捨て、野外施設でのごみの持ち帰り、近隣への騒音の配慮に取り組んでおり、住環境に対するマナー・モラルの意識の高さが伺えますが、一方でポイ捨てに対する満足度は比較的低く、更なる取り組みが必要です。
- ④ 「歩道の安全性・快適性」の重要度と比較して満足度は低い傾向があります。また、市の取組として「空き地や空き家にも雑草やごみのないきれいなまちづくり」を重要と考える市民は多く、誰もが安心して暮らせる街並みの維持が課題です。
- ⑤ 市内には、多数の歴史的建造物や文化財が今もなお保存されているため、今後も地域の協力を得ながら保全活動に取り組み、三田市の歴史とともに後世に伝えていく必要があります。

## 第4章 次の5年の取り組み

### 4.1 目指す環境将来像

環境は長い歳月をかけて育むべきものであり、長期的な視点を持って、より良い環境の保全と創造に向けた取り組みを推進していく必要があります。このため、本計画においては目指す環境将来像を前計画から引き継ぎつつ、社会情勢等の変化を踏まえて基本理念の見直しを行います。

#### 【環境将来像】

人の環(わ)で 自然と暮らしを紡ぐまち 三田

#### 【計画の基本理念】

三田市は、新鮮な空気と清らかな水、豊かな里地里山に育まれた多様な生態系を有する等、自然環境に恵まれ、自然と人々の暮らしが密着した自然と共生したまちとして発展してきました。私たちは、この豊かな自然環境を次代に引き継ぐために、自然環境の保全を行うとともに、これを維持し育みながら、私たちの暮らしの質を高めていく必要があります。一方で、三田市においても都市化の進展やそれに伴う市民のライフスタイルの変化等により、都市的な環境問題を抱えるようになりました。

こうした中で平成27年国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際的な共通目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、経済面、社会面、そして環境面に関する様々な課題を統合的に解決する意思が共有されました。この中にはクリーンエネルギー\*（No.7）、持続可能な消費と生産（No.12）、気候変動\*対策（No.13）、海洋・海洋資源の保全（No.14）、生物多様性\*の保全（No.15）等の環境に深く関連する視点も盛り込まれています。このSDGsの実現は、国際社会が未来を共有する目標としてのみならず、地域の課題解決にも直結するものであることから、三田市としても持続可能な社会づくりを更に推進することにより、それに貢献していく責務があります。

環境問題の多くは各家庭でのライフスタイルのあり方と直接的・間接的に結びついているため、一人ひとりが生活のあらゆる場面で環境に配慮し身近なところから行動することで、社会全体の変容を進めていくことが求められています。

広範に亘る環境問題の解決に向けては、経済・社会全体が環境重視にシフトするとともに、市民・事業者・行政等の多様な主体が強いパートナーシップを確立し、すべての人が連携・協働して可能な取組を着実に進めて行くことが必要です。

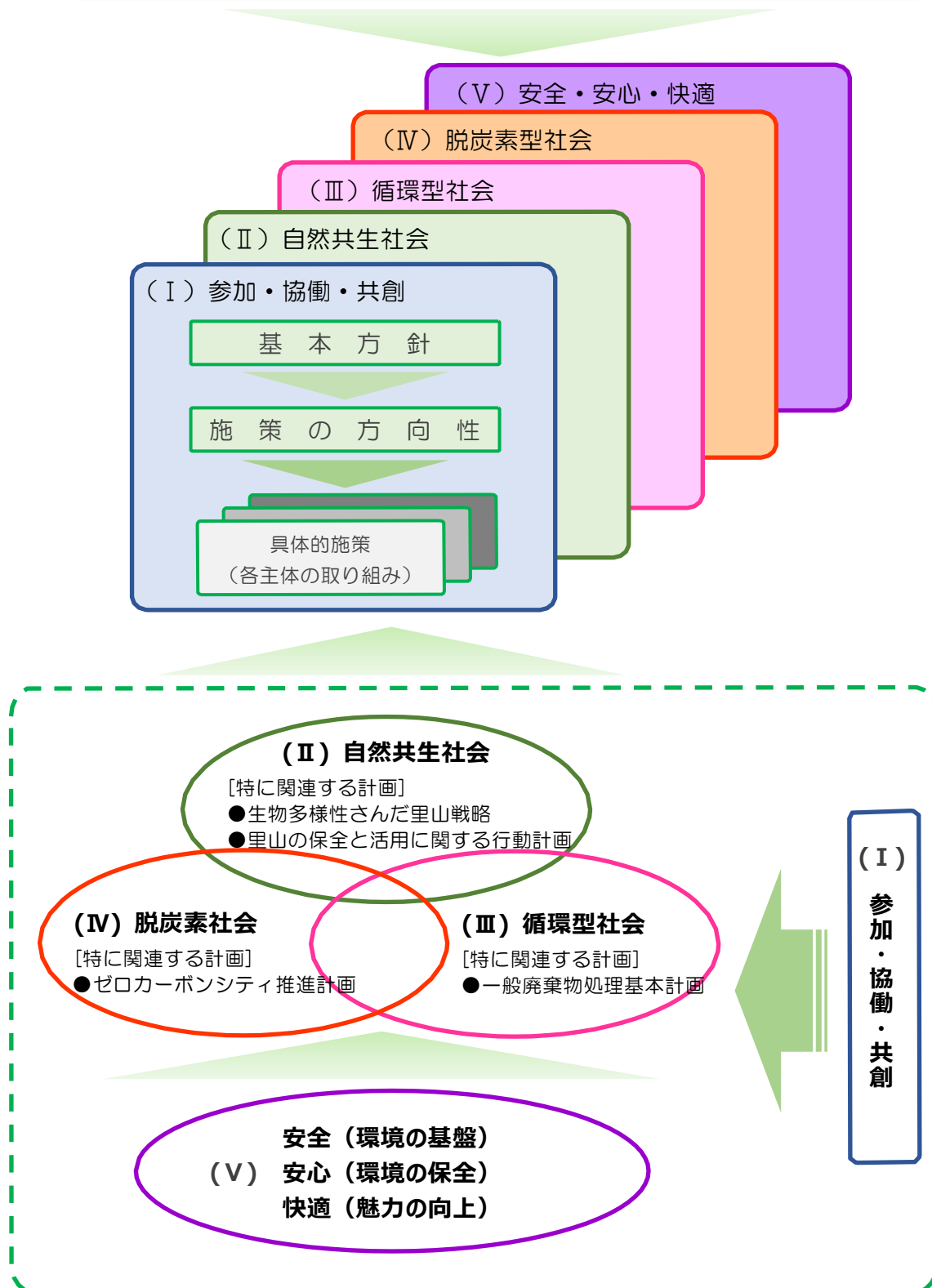
また、本市の特徴であるニュータウン地区、既成市街地、農村集落地域がそれぞれの地勢やコミュニティ、ライフスタイルを尊重しつつ、相互の理解を図りながら、地域間の連携・交流を通じて、三田らしい持続可能な社会の構築を目指して様々な取り組みを進めていくことも重要です。

以上のことを踏まえて、わたしたちは、未来に向かって人の環(わ)をより一層広げ、四季折々の恵まれた自然の中で、ふるさとの安らぎある暮らしを紡いでいきます。

## 4.2 計画の体系

本計画では、目指す環境将来像の実現に向けた次の5年の取り組みの方向として、取り組みの5つの視点（『参加・協働・共創\*』、『自然共生社会\*』、『循環型社会\*』、『脱炭素社会\*』、『安全・安心・快適』）ごとに、それぞれ基本方針を定めます。さらに、基本方針に沿った施策の方向性に基づいて、以下のように具体的な施策を体系化します。

『人の環（わ）で自然と暮らしを紡ぐまち 三田』の実現



人の環(わ)で  
自然と暮らしを紡ぐまち  
三田

(I) 参加・協働・共創\*

一人ひとりがあるべき将来像を共有し、パートナーシップをはぐくむまちをつくる

- ①多様な環境学習メニューの充実
- ②環境保全活動の実践・支援
- ③計画推進体制の強化

- ①学校、地域、職場等における環境学習の推進
- ②環境学習プログラムの多様化に向けた調査・検討
- ①環境保全活動に役立つ適切な環境情報の提供
- ②活動の拠点となる場の充実
- ①市民・事業者・行政の連携・協働体制の強化
- ②環境保全活動を担うリーダー的人材の育成
- ③多様な制度の活用による推進体制の強化

(II) 自然共生社会\*

四季折々の恵みをもたらす豊かな自然に感謝し、人と自然が共生できるまちをつくる

- ①豊かな緑と安らぎの水辺の保全・創造
- ②生物多様性の保全と持続的利用

- ①山・川、湿原等の自然環境の保全
- ②里地里山の積極的な保全
- ③河川やため池の水質維持・浄化
- ①野生動植物の生息・生育空間の保全・創出
- ②多様な生態系の継続的な観察・保全
- ③外来生物\*対策の推進
- ④自然を活かしたエコツーリズム\*の推進

(III) 循環型社会\*

限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ないまちをつくる

- ①資源循環型都市システムの構築
- ②流域の健全な水資源の確保

- ①ごみの発生・排出抑制
- ②資源の再使用の推進
- ③資源リサイクル\*の推進
- ④ごみの適正処理の推進
- ①河川や地下水の水量の確保
- ②節水・雨水利用等による水資源の有効利用

(IV) 脱炭素型社会\*  
(ゼロカーボン\*シティ)

一人ひとりがライフスタイルを見直し、地球温暖化抑制に貢献するまちをつくる

- ①地域と共生する再生可能エネルギー\*の導入
- ②更なる省エネルギー対策の推進
- ③気候変動\*に対する適応策\*の推進

- ①エネルギーの脱炭素化
- ①省エネルギーの推進
- ②移動・輸送の脱炭素化
- ①気候変動に伴う異常気象への対応

(V) 安全・安心・快適

笑顔にあふれ、安らぎやふるさつを感じる美しいまちをつくる

- ①安全・安心な住環境の保全
- ②良好な住環境の維持、美化の促進
- ③魅力あるまちなみ、景観の形成

- ①大気、水質、騒音・振動、悪臭等の公害防止
- ②ごみの不法投棄の防止
- ③新たな環境汚染物質に関する情報収集
- ④災害に強い環境づくりの推進
- ①環境意識の向上による良好な住環境の維持
- ②地域の清掃・美化活動の推進
- ③まちのユニバーサルデザイン\*の推進
- ①自然・歴史・文化に息づく景観づくりの推進
- ②まちなかの緑と水辺の保全・育成・創出
- ③文化財等の地域資源の保存

① さんだSDGs推進プロジェクト

自然環境、生物多様性、資源循環、都市・生活環境など様々な地域課題の解決に向けては、一人ひとりが理解を深め、自分ごと、として日々の暮らしから見直していくことが大切です。

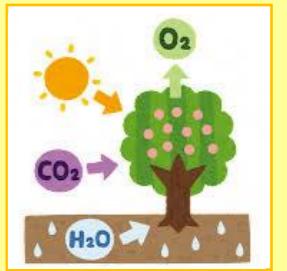
あらゆる手法・機会を効果的に活用し、環境問題を身近に感じ、行動へとつながる情報発信と学習を進めます。



② さんだゼロカーボンシティ始動プロジェクト

市は2050年ゼロカーボンシティへの挑戦を表明し、まずは2030年までにCO2排出量を49%削減することを目標に、多様な主体が可能なことから取り組んでいくことが必要です。

今後5年間を目標達成に向けての“初動期間”と位置付け、2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた着実な取り組みを進めます。



③ 共創まちづくり推進プロジェクト

ごみや公害のない衛生的で快適な生活環境は、まちづくりの根幹を成すものです。

地域に暮らす全ての人が相互に理解を深め、多様性を認め合いながらマナー・モラルを尊重することで快適な住環境を維持し、誰もが快適に暮らし続けられる魅力的なまちづくりを進めます。





## 4.3 具体的施策

### (I) 『参加・協働・共創\*』

【基本方針】一人ひとりがあるべき将来像を共有し、パートナーシップをはぐくむまちをつくる

これまで三田市においては、市民・市民団体・事業者等の各主体が行政と連携・協働した取り組みを進め、市内の環境保全に貢献してきました。

持続可能な社会の実現を目指すためには、地域で暮らし、働き、学ぶ、子どもから大人まで全ての人が目指すべき将来像を共有し、一人ひとりが環境を身近な課題として考え、主体的に行動し（協働）、誰もが快適に暮らし続けることができる環境を共に創る（共創）が必要です。

今後、人々の行動変容につながるよう啓発、学習の取組を展開していきます。

また、このような取り組みを通じて幅広い分野でより多くの担い手となる人材を育成することにより、環境保全活動の環を一層広げていきます。

こうした取り組みの実現に向けて、「多様な環境学習メニューの充実」「環境保全活動の実践・支援」「計画推進体制の強化」の3つの方向性で、具体的な施策を推進します。

### 《具体的施策》

#### 施策の方向性①：多様な環境学習メニューの充実

#### 具体的施策 ① 学校、地域、職場等における環境学習の推進

学校をはじめとして、地域や職場においても、子どもから大人まで様々な主体を対象とした環境学習に、内容の充実を図りながら継続して取り組みます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>●子どもの発達段階や地域の実態を踏まえ、身近な自然や環境問題に関し体験活動を通して、環境を大切にする意欲や態度を育みます。</li><li>●地域の自然環境を活かした各教科での学習や総合的な学習に取り組みます。</li><li>●里地里山の環境等を活用して、環境学習や体験学習を進めます。</li><li>●職員や専門家を出前講師として派遣します。</li><li>●実践的なテーマで環境セミナーを開催し、環境保全活動の普及啓発に努めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の環境情報をテーマとした学習会や地域の自然環境を活用した見学会等に積極的に参加します。</li><li>●主体的に地域の環境学習を積極的に企画・実施します。</li><li>●テーマに応じた専門家の講師派遣を要請し、学習内容の魅力向上等に努めます。</li><li>●環境セミナー等を通じて得たノウハウや知識を活用して、環境保全活動の実践に取り組みます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●学校や地域の環境学習に利用できる情報・資料等の提供に努めます。</li><li>●環境をテーマとした企業内研修を企画・開催し、従業員の参加を奨励します。</li><li>●地域の貢献への一環として、地域住民と交流し、環境に関する体験・学習の機会を提供します。</li></ul>

## 具体的施策 ② 環境学習プログラムの多様化に向けた調査・検討

社会経済システムに環境配慮を織り込むことができる人づくりに取り組むため、「持続可能な開発のための教育」の考え方を参考に、環境学習プログラムの多様化に向けた調査・検討を進めます。



### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な環境課題に対して、より関心を引く切り口で学習プログラムづくりを検討します。</li> <li>●ごみの分別や節電・節水など、資源の有限性を体感するプログラムを検討します。</li> <li>●地産地消*や食育*など、生活と環境との関わりを考えるプログラムを検討します。</li> <li>●ワークショップやオンライン等の手法を活用して、多様な主体が参加し、意見交換できるプログラムを提供します。</li> <li>●有馬富士自然学習センターや県立人と自然の博物館など、専門機関との連携を強化し、観察会や野外学習等における専門的な学習プログラムの企画に協力を要請します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワークショップ等に参加し、地域の環境への理解を深めます。</li> <li>●環境学習プログラムの作成に積極的に関わり、有する知識等を出し合います。</li> <li>●地域の自然環境等の調査に協力し、関連情報の提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境学習プログラムの作成に積極的に関わり、有する知識等を出し合います。</li> <li>●事業活動における環境配慮について考え、従業員研修等による普及啓発に努めます。</li> <li>●ワークショップ等の手法により市民等とのコミュニケーションを通じて、地域の環境と事業の関わりについて理解を深める機会を創出します。</li> </ul>

## 施策の方向性②：環境保全活動の実践・支援

### 具体的施策 ① 環境保全活動に役立つ適切な環境情報の提供

市民や市民団体・事業者・行政がそれぞれ保有する環境情報を共有し、環境保全活動に役立てていきます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の環境学習会等に情報・資料を提供します。</li> <li>●環境報告書等の環境に関する情報を定期的に発信します。</li> <li>●市民・事業者の環境保全活動(窓口、活動予定等)や様々な環境情報を収集し、広報誌やホームページ、SNS*等を利用して情報発信に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の環境情報を積極的に市に提供します。</li> <li>●環境報告書や広報誌等から環境情報を入手し、日常生活・行動において環境配慮の実践に役立っています。</li> <li>●SNS等を活用して、環境保全活動に関する情報の共有に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業に関わる環境情報を積極的に市に提供します。</li> <li>●保有する環境保全技術等を可能な範囲で公開し、地域の環境改善に役立っています。</li> <li>●環境保全に関する情報を収集し、事業活動における環境配慮に役立っています。</li> </ul>

### 具体的施策 ② 活動の拠点となる場の充実

市民の環境保全活動の場として、市が保有する施設や場所を活用するとともに、里地里山の保全活動や体験学習など、地域や所有者と調整のうえ、活動可能な場の充実に努めます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●有馬富士自然学習センター等の機能充実に努め、県立人と自然の博物館との連携を強化します。</li> <li>●地域の市民センター等において環境情報を提供し、活動の場として活用します。</li> <li>●里地里山等の保全活動や環境学習に利用可能な場所について情報提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有馬富士自然学習センター等の市が保有する施設や、県立人と自然の博物館を活用して環境情報の収集や保全活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境学習の場として利用可能な事業所施設について情報提供し活動に協力します。</li> </ul>

## 施策の方向性③：計画推進体制の強化

### 具体的施策 ① 市民・事業者・行政の連携・協働体制の強化

三田市が直面している環境問題の解決に向けて、多様な主体や地域間の連携体制の強化を図り、互いに協働して取り組みます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁内組織の横断的な連携により、環境施策に取り組みます。</li> <li>● 市民・市民団体・事業者との協働により環境課題に取り組み、啓発キャンペーンやイベントを企画・開催します。</li> <li>● 環境保全に係る人材や団体・事業者の情報を集約し、必要とする人や団体等とのマッチングを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ぐるみの環境保全活動等に主体的に取り組みます。</li> <li>● SNS*等を活用して、環境保全に取り組む市民及び団体間の交流を深めます。</li> <li>● 事業者や行政との協働により環境課題に取り組み、啓発キャンペーンやイベントに企画段階から積極的に参加するなど、日常から環境保全意識の向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所内での環境保全活動に積極的に取り組みます。</li> <li>● 地域の企業団体や業界団体等を通じて、環境問題に協働して取り組みます。</li> <li>● 事業者の立場から市民・市民団体と行政との協働の取り組みに参画し、環境保全に協力します。</li> <li>● 地域の一員として従業員に環境保全活動への参加を促します。</li> </ul>

### 具体的施策 ② 環境保全活動を担うリーダー的人材の育成

講習会や研修会の開催、市民・事業者等との情報交流を通じて、環境保全活動に関心の高い人材を発掘し、リーダーとして養成していきます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の率先行動として、環境に関わる職員対象の教育研修を行い、各所管の環境リーダーを育てます。</li> <li>● 多様なセミナー、体験活動を通じて主体的に環境課題に取り組む人材を育成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人ひとりが環境保全活動のリーダーを目指して意識を高めるとともに、人材の育成に協力します。</li> <li>● 多様なセミナー、体験活動に参加し、他の人々と共に主体的に環境課題の解決に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員を講師として派遣するなど、リーダー的人材の育成に協力します。</li> <li>● 研修などを通じて職場内で環境課題に取り組む環境リーダーを育成します。</li> </ul>

### 具体的施策 ③ 多様な制度の活用による推進体制の強化

「三田市市政への市民参加条例」に基づく「まちづくり提案制度\*」や「協働事業提案制度\*」、「ふるさと納税制度\*」等の多様な制度を活用して、市民や事業者が主体となった活動を促進し、推進体制の強化を図ります。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三田市市政への市民参加条例」の周知を図るとともに、「まちづくり提案制度」や「協働事業提案制度」の普及・活用を呼びかけます。</li> <li>●三田市の環境保全について、市内外への啓発に努め、「クラウドファンディング型ふるさと納税*」や「企業版ふるさと納税制度*」の活用促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「まちづくり提案制度」を活用して、市政の取り組みに積極的に参加します。</li> <li>●「協働事業提案制度」を活用して、環境保全活動に積極的に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場において、市民参加の制度に関する啓発に協力します。</li> <li>●「企業版ふるさと納税制度」の環境保全活動への活用を検討します。</li> </ul>

#### 《成果指標》

(I) 『参加・協働・共創\*』の促進に関する施策の進捗状況及び成果は、下表の成果指標によって 評価します。

成果指標	基準値	目標	備考
環境学習プログラム数	23 講座 (令和3年度)	30 講座 (令和9年度)	環境創造課、有馬富士自然学習センター等実施分
保全活動や体験学習が可能な里山の数	9 箇所 (令和3年度)	10 箇所 (令和9年度)	
里山ボランティアの延べ活動日数	250 日 (令和2年度)	310 日以上 (令和9年度)	第5次三田市総合計画

## (Ⅱ) 『自然共生社会\*』

### 【基本方針】 四季折々の恵みをもたらす豊かな自然に感謝し、人と自然が共生できるまちをつくる

三田市の北部に連なる山々や、武庫川をはじめとする多数の中小河川は、三田市の自然環境の豊かさを物語っています。また、里地里山の豊かな環境は、私たちに四季折々の恵みをもたらしてきました。さらに三田市には、県下でも貴重な皿池湿原をはじめ、河川流域に点在するため池など、数多くの水辺環境が残されています。

このような自然環境は多様な生き物を育む基盤となっており、これらと調和した環境を将来に向けて守り育てるため、まずはその恵みに感謝し、人と自然が共生できるまちを目指した取り組みを進めていきます。

こうした取り組みの実現に向けて、「豊かな緑と安らぎの水辺の保全・創造」「生物多様性\*の保全と持続的利用」の2つの方向性で、具体的な施策を推進します。

### 《 具体的施策 》

#### 施策の方向性①：豊かな緑と安らぎの水辺の保全・創造

##### 具体的施策 ① 山・川、湿原等の自然環境の保全

三田市の自然景観を構成する緑の山々や多数の川、湿原やため池等の里地里山における水辺環境などの自然環境を保全します。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然公園や自然環境保全地域に指定されている優れた自然環境を保全します。</li> <li>●里地里山等の保全に取り組む地域や市民団体等の活動を支援します。</li> <li>●ナラ枯れなど、森林の病虫害の防止に取り組みます。</li> <li>●生態系として貴重な皿池湿原等の重要性を周知し、保全に取り組みます。</li> <li>●30by30*の達成に向け、自然共生サイト認定*など様々な取組を検討し、推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レクリエーション等の野外活動においては、自然環境に配慮します。</li> <li>●山林等の所有者は、適正な維持管理に努めます。</li> <li>●山・川、湿原やため池等の自然環境の保全に協力します。</li> <li>●里地里山や皿池湿原等の重要性を認識し、多様な団体が連携して、保全活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発事業等においては、自然環境に配慮した計画・工事の実施に努めます。</li> <li>●山・川、湿原やため池等の自然環境の保全に協力します。</li> <li>●従業員に対して、里地里山や皿池湿原等の重要性の周知を図り、保全活動への積極的な参加を促します。</li> <li>●管理緑地等の自然共生サイト認定等を検討します。</li> </ul>

## 具体的施策 ② 里地里山の積極的な保全

里地里山では、農作業を通じて適度な手入れがされてきたことで、良好な二次的自然環境が保たれてきました。今後も地域農業の振興を通じて積極的に保全を図り、自然環境と調和した農村環境を育てていきます。



### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全型農業*の推進や集落ぐるみの営農体制(集落営農組織)づくりなど、「農業基本計画」に基づき多様な施策を展開します。</li> <li>●体験農園等により、市民が農業や農地の保全に理解を深める機会を創出します。</li> <li>●「三田市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣による農作物被害の防止対策に取り組みます。</li> <li>●「三田市里山の保全と活用に関する行動計画」に基づき、里山整備や里山を利用した環境教育・環境学習の取り組みを進めます。</li> <li>●伐採木竹等の有効利用を促進します。</li> <li>●CO<sub>2</sub>吸収源となる山林の保全拡充を推進します。</li> <li>●企業版ふるさと納税*等を活用して、自然環境・里山保全の取組を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農村地域の環境保全活動に積極的に参加します。</li> <li>●市民農園等を利用して、農地の大切さを実感し、農業への理解を深めます。</li> <li>●集落ぐるみで鳥獣被害対策に取り組みます。</li> <li>●農業と里地里山、私たちの暮らしとの関わりについて学びます。</li> <li>●里地里山の保全活動について積極的に参加します。</li> <li>●河川や用水路の美観の維持に協力します。</li> <li>●伐採木竹等の有効利用に協力します。</li> <li>●CO<sub>2</sub>吸収源となる山林の保全拡充に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業者は環境保全型農業を積極的に推進します。</li> <li>●農業者は今ある農地を適正に維持するように努めます。</li> <li>●集落ぐるみの営農体制づくりに取り組みます。</li> <li>●集落ぐるみで鳥獣被害対策に取り組みます。</li> <li>●伐採木竹等の有効利用に協力します。</li> <li>●CO<sub>2</sub>吸収源となる山林の保全拡充に協力します。</li> </ul>

### 具体的施策 ③ 河川やため池の水質維持・浄化

生活排水処理対策を推進することで、河川やため池の水質浄化に取り組み、水質を定期的に調査して良好な状態を維持します。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活排水等の処理に関して市民・事業者の意識啓発を進めます。</li> <li>●公共下水道等の生活排水処理事業を推進し、河川等の水質を保全します。</li> <li>●水質汚濁防止の意識啓発を推進します。</li> <li>●水質検査を定期的に行い、監視を継続します。</li> <li>●自然が有する機能を活用し、流域治水等に貢献します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置により河川等の水質浄化に努めます。</li> <li>●屋外での洗浄作業など、河川やため池への汚濁水流出が無いよう注意します。</li> <li>●河川やため池等の水質調査に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置により河川等の水質浄化に努めます。</li> <li>●排水の自主的な水質検査を実施します。</li> <li>●事業所敷地内の雨水排水経路等は適正に管理し、汚濁水が流出しないよう定期的な点検を行います。</li> </ul>

## 施策の方向性②：生物多様性\*の保全と持続的利用

### 具体的施策 ① 野生動植物の生息・生育空間の保全・創出

野生動植物に関する情報を集約し、それらの生息・生育空間への配慮を促進するとともに、広域的な視点から生態系ネットワーク形成に努めます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●野生動植物の保護を行う市民団体等に対して、情報提供等の支援を行います。</li> <li>●市民や地域の専門家の参加、近隣自治体との連携により広域的な生態系ネットワークの形成に努めます。</li> <li>●公共事業の実施においては、動植物の生息・生育に配慮します。</li> <li>●民間が行う事業においても、動植物の生息・生育を適正に保全するよう指導や助言を行います。</li> <li>●天然記念物指定等による貴重性の高い生態系について広く発信し、保護を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希少な動植物の生息・生育地等の情報を共有し、開発計画等に対して、それらの情報を提供します。</li> <li>●在来生物の生息・生育空間の保全・創出に努めます。</li> <li>●里地里山や水辺に生息・生育する動植物を大切にします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生物の生息・生育空間の保全に配慮し、事業を実施します。</li> <li>●建設事業等においては、計画地周辺の動植物等の情報を把握し、それらの生息・生育空間に配慮した開発計画を検討します。</li> <li>●敷地内でのピオトープ*の整備等生物の生息・生育空間を創出し、それらをグリーンインフラ*として活用することを検討します。</li> </ul>

### 具体的施策 ② 多様な生態系の継続的な観察・保全

地域の多様な生態系について、環境学習を兼ねた継続的な観察を行い、保全していきます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●皿池湿原をはじめ、市内の多様な生態系を活かした体験学習を実施します。</li> <li>●市内の生物多様性の状況を継続的に調査し、市民・事業者との協働、専門家の協力により保全に努めます。</li> <li>●市域の生物多様性保全に様々な視点から総合的に取り組むため、「生物多様性さんだ里山戦略(仮称)」を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然観察会や生物多様性保全活動等の体験学習に積極的に参加し、生物多様性の重要性について理解を深めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業活動にあたっては、地域の生物多様性の保全に配慮します。</li> <li>●地域の生物多様性保全活動に協力します。</li> </ul>

### 具体的施策 ③ 外来生物\*対策の推進

在来の生物を外来生物等の脅威から守るため、防除や侵入防止等の対策を進めていきます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三田市鳥獣被害防止計画」に基づき、農林業や人に被害を及ぼしている特定外来生物*として、アライグマやヌートリアの防除に取り組みます。</li> <li>●上記以外の特定外来生物の防除にも取り組みます。</li> <li>●開発等においては、地域性系統による緑化を推奨します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定外来生物の持ち込みや飼育、栽培は行いません。</li> <li>●特定外来生物の防除に協力します。</li> <li>●ペットは責任を持って最後まで飼育します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定外来生物の輸入・販売等はありません。</li> <li>●特定外来生物の防除に協力します。</li> <li>●販売業者は購入者に対して、ペットの飼育や管理について適切に指導します。</li> <li>●開発等では、在来する植物による緑化を行います。</li> </ul>

### 具体的施策 ④ 自然を活かしたエコツーリズム\*の推進

市民・事業者との協働により、生物多様性\*に富んだ優れた里山の自然を活かして、エコツーリズムを企画・推進します。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●里地里山をレクリエーションの場として活用します。</li> <li>●エコツーリズムに関する情報をホームページ等で提供し、広報・啓発に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エコツーリズムに積極的に参加します。</li> <li>●エコツーリズム推進に参画し、企画・運営に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業研修等において、エコツーリズムを活用します。</li> <li>●エコツーリズム推進に参画し、企画・運営に協力します。</li> </ul>

### 《成果指標》

(Ⅱ) 『自然共生社会\*』づくりに関する施策の進捗状況及び成果は、下表の成果指標によって評価します。

成果指標	基準値	目標	備考
市内河川(28 地点)の水質監視	17 地点基準達成(令和3 年度)	増加(令和9 年度)	
生物多様性さんだ里山戦略(仮称)の確実な推進	—	戦略目標の達成に向けた取組の推進	生物多様性さんだ里山戦略(仮称)は R5 年度策定予定

## Ⅲ 『循環型社会\*』

### 【基本方針】 限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ないまちをつくる

三田市は、これまでも廃棄物の発生抑制（リデュース\*/Reduce）、再使用（リユース\*/Reuse）、再生利用（リサイクル\*/Recycle）の3Rを軸として、「循環型社会」づくりに取り組んできました。また、水循環の観点では、汚水は公共下水道等を通じて浄化・放流し、下流域に配慮した取り組みを進めてきました。

今後も引き続き3Rに取り組んでいくとともに、水についてもその考え方に沿って節水や雨水利用等を促進し、限りある資源の消費を抑えた環境負荷が少ないまちを目指した取り組みを進めていきます。

こうした取り組みの実現に向けて、「資源循環型都市システムの構築」「流域の健全な水資源の確保」の2つの方向性で、具体的な施策を推進します。

### 《 具体的施策 》

#### 施策の方向性①：資源型循環型都市システムの構築

#### 具体的施策 ① ごみの発生・排出抑制

ごみ減量に向けた市民・事業者の意識を高め、ごみの発生・排出抑制を推進します。

各種指針やガイドライン等に基づいて、グリーン購入\*など環境に配慮した商品やサービスの購入を促進すると共に、市民・事業者との協働により、啓発等の取組を展開し食品ロス\*の削減を推進します。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ減量に向けた地域等の取組を支援します。</li> <li>●事業者のごみ減量や適正処理の徹底を推進します。</li> <li>●市民・事業者と協力してプラスチックごみの削減を進めます。</li> <li>●グリーン購入など環境配慮型商品等の普及に向けて情報発信を行います。</li> <li>●三田市グリーン購入推進基本方針及び調達方針に基づき、環境配慮商品等を率先して導入します。</li> <li>●食品ロスの現状と取組について啓発を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの資源化に向けて、分別を徹底します。</li> <li>●ごみ減量に関する講習会等に積極的に参加します。</li> <li>●簡易包装の商品や詰め替え製品を選んで購入します。</li> <li>●マイバッグの持参や、使い捨てスプーンを使用しない等、プラスチックごみの削減に努めます。</li> <li>●生ごみの水切りをする等、ごみを減らす工夫をします。</li> <li>●買いすぎ、期限切れ、食べ残しなど食品ロスの削減に努めます。</li> <li>●店頭では「手前取り」などフードロス*対策に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三田市ごみ減量・リサイクル推進優良事業所*」の認定に向けて取り組みます。</li> <li>●簡易包装や詰め替え製品を取り扱うなど、環境にやさしい商品の普及に努めます。</li> <li>●プラスチックごみの削減を進めます。</li> <li>●環境配慮型の商品、サービスの開発に努めます。</li> <li>●グリーン購入ガイドライン等に基づいて、環境配慮型の商品、サービスの導入に努めます。</li> <li>●「手前取り」の店頭啓発などフードロス対策を進めます。</li> </ul>

## 具体的施策 ② 資源の再使用の推進

ごみ減量に向けた市民・事業者の意識を高め、ごみを資源として再使用することを推進します。



### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●フードドライブ*活動を支援します。</li> <li>●リユース*ショップ、フリーマーケット、アプリ等の利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フードドライブやフードバンク*活動に協力します。</li> <li>●使えるものは修理して大切に使います。</li> <li>●不要になった物の処分は、リユースショップ、フリーマーケット、アプリ等の積極的な利用を検討します。</li> <li>●フリーマーケットの開催など資源の再使用に関する取組を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フードドライブやフードバンク活動に協力します。</li> </ul>

## 具体的施策 ③ 資源リサイクルの推進

ごみの資源化を推進するため、分別収集区分に従って資源ごみの分別排出を徹底するとともに、可燃ごみ等に含まれる資源物の更なる分別と資源化に取り組みます。



### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の集団回収活動を支援します。</li> <li>●生ごみのたい肥化など家庭でできる資源リサイクルに関する情報を発信します。</li> <li>●食品トレイや廃食用油、小型家電等の店頭回収情報をホームページ等で提供します。</li> <li>●剪定枝、廃プラスチック、紙おむつ等、新たな資源リサイクルについて検討します。</li> <li>●木の駅プロジェクト*等、伐採木等の資源利用を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の集団回収活動に積極的に協力します。</li> <li>●生ごみはたい肥化等の自家処理に努めます。</li> <li>●食品トレイや廃食用油、小型家電等の店頭回収に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三田市ごみ減量・リサイクル推進優良事業所*」の認定に向けて取り組みます。</li> <li>●関係事業者では食品トレイや廃食用油、小型家電等の店頭回収に努めます。</li> </ul>

具体的施策 ④ ごみの適正処理の推進

家庭や事業所から排出されるごみが正しく処理されるよう市民・事業者に対して丁寧な啓発をし、必要に応じて指導を行うことでごみの適正処理を推進します。



【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページやハンドブック等を活用し、市民・事業者に対しごみの適正処理を啓発します。</li> <li>●正しく出されなかった家庭ごみについて収集事業者、地域と連携し再発防止に努めます。</li> <li>●搬入物検査によりごみ処理施設への持ち込みごみの監視を行います。</li> <li>●不適切なごみ処理に対しては改善に向けて関係機関と連携し、指導等を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ出しルールを守り、分別排出を徹底します。</li> <li>●法令等に従って、ごみは適正に処理します。</li> <li>●地域においてごみステーションを適正に管理し、不適切なごみ出しに対しては市と連携し啓発に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法令等に従って、マニフェスト等を活用し、責任を持ってごみを適正に処理します。</li> </ul>

## 施策の方向性②：流域の健全な水質資源の確保

### 具体的施策 ① 河川や地下水の水量の確保

水源として機能している緑の保全や雨水の地下浸透を促進し、河川への集中流入による洪水の発生を抑えるとともに、非降雨時の河川や地下水の水量の保全を図ります。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林の適正な整備と保全により水源涵養機能*の維持に努めます。</li> <li>●公共施設等の整備、改修にあたっては、透水性舗装*の導入を進めます。</li> <li>●開発事業等において雨水の河川への集中流入を抑えるよう指導します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境学習等により、水循環に対する理解を深めます。</li> <li>●雨水の河川への集中流入を抑えるよう裸地の保全など敷地内の雨水の地下浸透に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境学習等により、水循環に対する理解を深めます。</li> <li>●駐車場等では、透水性舗装等により敷地内の雨水の地下浸透に努めます。</li> <li>●開発事業等においては、雨水の河川への集中流入を抑えるよう配慮します。</li> </ul>

### 具体的施策 ② 節水・雨水利用等による水資源の有効利用

日常生活等における節水の取り組みや、雨水利用の普及啓発を進め、水資源の有効利用を図ります。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者に対して、節水の取り組みの重要性を啓発します。</li> <li>●公共施設への雨水タンクの設置と中水*としての雨水の有効利用に努めます。</li> <li>●雨水の有効利用について啓発し必要な支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●風呂の残り湯を洗濯や散水に利用するなど、使える水は有効に活用し、日常生活における節水に努めます。</li> <li>●機器の更新にあたっては節水機能が付いた機器への更新に努めます。</li> <li>●雨水利用についての知識や理解を深め、有効利用に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業活動において節水に努めます。</li> <li>●機器の更新にあたっては節水機能が付いた機器への更新に努めます。</li> <li>●雨水利用についての知識や理解を深め、有効利用に努めます。</li> </ul>

## 《成果指標》

(Ⅲ) 『循環型社会\*』づくりに関する施策の推進状況及び成果は、下表の成果指標によって評価します。

成果指標	基準値	目標	備考
ごみの再生利用率	17.0% (令和3年度)	18.4% (令和9年度)	第4次三田市一般廃棄物処理基本計画
1人1日平均使用水量	291ℓ (令和3年度)	287ℓ (令和9年度)	

## (IV) 『脱炭素型社会\*（ゼロカーボン\*シティ）』

【基本方針】一人ひとりがライフスタイルを見直し、地球温暖化抑制に貢献するまちをつくる

温室効果ガス\*の増加に起因する気候変動\*は、自然災害の頻発化・激甚化や農林水産物、自然生態系への影響など、私たちの生活に確実に影響を及ぼしつつあり、その対策は世界共通の喫緊の課題となっています。

このような現状を踏まえ、三田市では2021年にゼロカーボンシティへの挑戦を表明し、市民・事業者・行政が一丸となり、あらゆる取組を進めるために「さんだゼロカーボンシティ推進計画」を2023年に策定しました。今後、市を挙げてあらゆる事業を展開することにより、推進計画が目標とする2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、着実な歩みを進めていきます。

こうした取組の実現に向けて、「地域と共生する再生可能エネルギー\*の導入」「更なる省エネルギー対策の推進」「気候変動に対する適応策\*の推進」の3つの方向性で、具体的な施策を推進します。

### 《 具体的施策 》

#### 施策の方向性①：地域と共生する再生可能エネルギーの導入

##### 具体的施策 ① エネルギーの脱炭素化

森林資源の保全との調和を図りながら太陽光を始めとした再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、未利用エネルギーの効率的な活用を検討することにより、エネルギーの脱炭素化を進め、エネルギーの地域循環を目指します。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>●家庭や事業所で再生可能エネルギーの導入が進むよう情報発信など必要な支援を進めます。</li><li>●可能な所から公共施設への太陽光発電*・蓄電設備の導入を進めます。</li><li>●PPA*など第三者所有モデルの活用を検討します。</li><li>●CO<sub>2</sub>排出係数*に着目した電力の購入を検討します。</li><li>●新ごみ処理施設でごみ発電を行い、地域におけるエネルギー循環を進めます。</li><li>●バイオマス*等の未利用エネルギーの活用について調査研究を進めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●自宅への太陽光発電や蓄電設備等の導入を検討します。</li><li>●CO<sub>2</sub>排出係数に着目した電力の購入を検討します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●事業所等への再生可能エネルギーの導入やCO<sub>2</sub>排出係数に着目した電力の購入を検討します。</li><li>●再生可能エネルギー施設を設置する際は地域の環境との調和に配慮します。</li></ul>

## 施策の方向性②：更なる省エネルギー対策の推進

### 具体的施策 ① 省エネルギーの推進

省エネルギーに関する情報を効果的に発信し、市民や事業者の更なる省エネルギー行動を促進します。

また、建築物の新築や建て替え、設備機器の更新にあわせて、省エネルギーに配慮した構造や設備機器への見直しを進めます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「COOL CHOICE*」、「ゼロカーボンアクション30*」活動等を通じて、楽しみながら取り組める省エネルギー行動の普及促進を図ります。</li> <li>●庁舎等における節電や省エネルギーに努めます。</li> <li>●グリーンライフポイント*など環境配慮行動に対するインセンティブを検討します。</li> <li>●住宅や建築物の新築や建て替えにおけるZEH*・ZEB*の普及を促進します。</li> <li>●既存住宅や既存建築物の断熱改修を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気やガスの月々の使用量を調べ、省エネルギーの可能性について考えます。</li> <li>●「COOL CHOICE」、「ゼロカーボンアクション30」活動等、省エネルギーの取組を生活に取り入れます。</li> <li>●省エネ家電やLED照明*等の導入を検討します。</li> <li>●住宅の新築や建て替え時にはZEHを検討します。</li> <li>●住宅の断熱性能の向上等を図ります。</li> <li>●住宅を取得する際はBELS*等の省エネルギー性能表示に着目し選びます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境マネジメントシステム*を通じて工場やオフィスにおける節電・省エネルギーに取り組みます。</li> <li>●省エネルギー機器の導入に努めます。</li> <li>●テレワークの推進など環境に配慮した企業経営を進めます。</li> <li>●BEMS*の導入等によるエネルギー管理を進めます。</li> <li>●建築物の新築や建て替え時にはZEBを検討します。</li> <li>●事業所等の省エネルギー診断*受診を検討します。</li> </ul>

## 具体的施策 ② 移動・輸送の脱炭素化

公共交通機関や自転車など、移動に係るエネルギーが少ない交通手段の利用促進を図るとともに、自動車利用における環境負荷の低減に取り組みます。

また、電気自動車\*やプラグインハイブリッド車\*等の次世代自動車\*の普及を促進します。



### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共交通機関の利用促進について啓発を図ります。</li> <li>●エコドライブ*の普及啓発に努めます。</li> <li>●公用車への電気自動車の導入を進めます。</li> <li>●次世代技術の普及に伴うインフラ(充電設備等)の必要性を検証し、可能なものから整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通勤・通学等では公共交通機関の利用に努めます。</li> <li>●近くへの移動には徒歩または自転車を利用します。</li> <li>●エコドライブの実践に努めます。</li> <li>●車を購入する際は、電気自動車を検討します。</li> <li>●カーシェアリング等のサービスの活用を検討します。</li> <li>●宅配サービスは1回で受け取るよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共同輸配送等の効率的な物流システムの構築に努めます。</li> <li>●従業員にノーマイカーデーの実施や、エコ通勤*を推奨します。</li> <li>●社用車として電気自動車の導入に努めます。</li> <li>●充電設備等のインフラ整備に取り組みます。</li> </ul>

## 施策の方向性③：気候変動\*に対する適応策\*の推進

### 具体的施策 ① 気候変動に伴う異常気象への対応

専門機関や国の研究成果など、地球温暖化に関する最新の知見について情報を収集し、市民にわかりやすい形で提供していきます。

また、地球温暖化が進行していることを認識し、気候変動により近年増加している猛暑や局地的な短時間豪雨など、異常気象に備えた対策等を進めます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化に関する知見や取り組みの動向など、最新の情報を収集します。</li> <li>●猛暑や寒波の影響に対して、クールビズやウォームビズなど、ライフスタイルによる適応を促進します。</li> <li>●集中豪雨等の気象災害に備えて緊急避難場所を確保し、ハザードマップ*等による市民への周知を図ります。</li> <li>●さんだ防災・防犯メール*、アプリ等を用いた情報伝達体制や広域的な連携体制の整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最新の情報をもとに、地球温暖化について正しく理解します。</li> <li>●クールビズやウォームビズ等を励行し、猛暑や寒波への適応を図ります。</li> <li>●日頃から地域における気象災害リスクを理解し、災害発生時に備えて緊急避難場所の確認を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最新の情報をもとに、地球温暖化について正しく理解します。</li> <li>●クールビズやウォームビズ等を励行し、猛暑や寒波への適応を図ります。</li> <li>●日頃から事業所周辺における気象災害リスクを理解し、従業員等の緊急時対応に備えて確認を行います。</li> </ul>

### 《成果指標》

(Ⅳ) 『脱炭素型社会\*』づくりに関する施策の進捗状況及び成果は、下表の成果指標によって評価します。

成果指標	基準値	目標	備考
太陽光発電エネルギー導入比	10.8% (令和2年度)	14.5%以上 (令和9年度)	[ゼロカーボンシティ推進計画目標] 令和12年：16%
電気自動車*、プラグインハイブリッド車*の市内保有台数	395台 (令和3年度)	2,000台 (令和9年度)	[ゼロカーボンシティ推進計画目標] 令和12年：3,000台
ひょうご防災ネットアプリ登録者数	9,320件 (令和3年度)	増加 (令和9年度)	

## (V) 『安全・安心・快適』

### 【基本方針】笑顔にあふれ、安らぎやふるさつを感じる美しいまちをつくる

三田市は、市域中北部に広がる田園地域と、南西部には門前町・城下町の歴史を持つ旧市街地とニュータウンが共存し、それぞれが調和した良好な住環境を育んできました。こうした中で、事前アンケートにおいては多くの市民が公害やごみのポイ捨て、自然災害等に大きな関心を寄せており、これらの心配がない安全・安心で快適な暮らしを望んでいます。

このことを踏まえ、公害の未然防止に努める一方で、様々な環境リスクに対応することで安全・安心な環境の基盤を確保した上で、誰もが高い環境意識・美化意識を持ち、お互いを思いやりマナー、モラルを守ることで良好な住環境の維持を図ります。そして、まちの魅力や地域資源を守り育てることにより、安らぎやふるさつが感じられる美しいまちを目指した取り組みを進めていきます。

こうした取り組みの実現に向けて、「安全・安心な住環境の保全」「良好な住環境の維持、美化の促進」「魅力あるまちなみ、景観の形成」の3つの方向性で、具体的な施策を推進します。

## 《 具体的施策 》

### 施策の方向性①：安全・安心な住環境の保全

#### 具体的施策 ① 大気、水質、騒音・振動、悪臭等の公害防止

公害の発生要因となる行為・活動等に対して、規制や指導等を徹底することにより、公害の発生を未然に防止します。

また、特定施設設置や特定建設作業の実施にあたり届出の必要な環境項目について監視を行うとともに、大気や河川等の水質、道路交通騒音については継続的な環境モニタリングを行います。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係法令や環境基準に従い、公害防止に向けた指導を徹底します。</li> <li>● 騒音・悪臭・水質汚濁等の発生、土地の不適正な管理等により周辺の住環境の悪化を招くことのないよう啓発に努めます。</li> <li>● 市内関連事業者と引き続き公害防止協定を締結し、取り決めに基づいて点検・指導を行います。</li> <li>● 環境への影響が懸念される項目について、定期的な測定・監視を継続し、環境基準の遵守に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 油類や未処理の生活雑排水が河川等に流出しないようにします。</li> <li>● 浄化槽の維持管理を適正に行います。</li> <li>● 交通騒音の発生防止のため、自動車の点検・整備を行い、環境に配慮した運転を心がけます。</li> <li>● 近隣で環境影響上の異常があった際は関係機関への情報提供に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業に伴う廃棄物は適正に処理します。</li> <li>● 工場等における排ガスや排水、有害物質等の保管・管理を徹底し、公害の発生防止に努めます。</li> <li>● 事業用車両の点検・整備を行い、環境に配慮した運転を心がけます。</li> <li>● 事業活動に伴う騒音や悪臭は、発生の抑制や低減に努めます。</li> <li>● 事業用敷地の適正管理に努めます。</li> <li>● 公害防止協定締結事業者は、協定に基づき点検・報告を行います。</li> <li>● 事業に伴う近隣への環境影響について日頃から自己点検を行います。</li> </ul>

## 具体的施策 ② ごみの不法投棄の防止

市民・事業者との協働により、ごみの不法投棄の未然防止に向けて監視体制を強化し、適正処理を推進します。



### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの不法投棄防止に関する広報に努め、市民・事業者の意識啓発を進めます。</li> <li>●市民や事業者に対して不法投棄発見時の速やかな通報を呼びかけ、監視機能を高めます。</li> <li>●「環境美化パトロール」により、不法投棄多発箇所の監視、パトロールを継続的に実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所有地への不法投棄を未然に防ぐため、土地の適正管理に努めます。</li> <li>●不法投棄発見時は、速やかに市へ通報します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所有地への不法投棄を未然に防ぐため、土地の適正管理に努めます。</li> <li>●事業に伴う廃棄物は適正に処理します。</li> <li>●不法投棄発見時は、速やかに市に通報します。</li> </ul>

## 具体的施策 ③ 新たな環境汚染物質に関する情報収集

大気中の微小粒子状物質（PM2.5）\*濃度をはじめとして、新たな環境汚染物質について継続して監視を行い、市民への適切な情報提供によって健康被害を抑制します。



### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携して、微小粒子状物質(PM2.5)濃度を継続的に監視し、注意喚起情報を発信します。</li> <li>●国等の情報をもとに、新たな環境リスクを把握し、市民に情報を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●さんだ防災・防犯メール*に登録するなど、市等が提供する情報を収集し、新たな環境リスクに対する認識を深めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな環境リスクに関する情報を収集し、事業活動における影響があれば、対策を講じます。</li> </ul>

## 具体的施策 ④ 災害に強い環境づくりの推進

近年多発する自然災害を踏まえ、防災・減災対策はもとより、被災時にも早期に復旧できるしなやかさを備えた環境づくりを進めていきます。



### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域防災計画」に基づき、自然災害時の二次災害を最小限におさえる体制を整えます。</li> <li>●防災拠点には太陽光発電設備*や蓄電池*等を設置するなど、非常用電源を確保できる体制の整備を進めます。</li> <li>●災害時の廃棄物処理を迅速に実施できる体制の整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災用品の用意や家具の転倒防止など、自助*の取り組みの向上を図ります。</li> <li>●自治会等で自主防災組織をつくるなど、コミュニティ防災力の強化により共助*の体制づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自らの防災対策に取り組むとともに、状況に応じて地域の防災活動に必要な支援をします。</li> </ul>

## 施策の方向性②：良好な住環境の維持、美化の促進

### 具体的施策 ① 環境意識の向上による良好な住環境の維持

市民や事業者の環境意識の高め、マナー、モラルを向上させることで、お互いを思いやり良好な地域コミュニティを形成し、良好な住環境の維持を図ります。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみのポイ捨てや路上喫煙の啓発活動を強化し、美化意識やマナーの向上に取り組みます。</li> <li>●ペットの飼い主に対して、ふんの後始末等のマナーやペットが命を終えるまで適切に飼育することの啓発に努めます。</li> <li>●地域等が飼い主のいない猫に対して行うTNR活動*を支援します。</li> <li>●近隣の住環境を阻害するおそれのある騒音や悪臭等に対し、実態調査を行い、課題解消に向けての助言や指導を行います。</li> <li>●体験や交流により住民が相互に理解を深める機会を創出します。</li> <li>●必要に応じて空き地や空き家などの実態調査を行い、適切な管理に必要な情報を所有者等に発信します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみのポイ捨てをしません。</li> <li>●路上喫煙禁止区域を理解し、喫煙マナーを遵守します。</li> <li>●ふんの後始末やしつけ等、ペットはルールを守って正しく最後まで飼育します。</li> <li>●飼い主のいない動物に無責任な餌やりはしません。</li> <li>●TNR活動を理解し、必要に応じてTNR活動に取り組みます。</li> <li>●近隣に対して騒音や悪臭等を発生させないよう配慮します。</li> <li>●イベントなど交流の機会に積極的に参加し、多様な体験を通じて住民の相互理解を深めます。</li> <li>●管理する土地・建物の適正な維持管理に努め、周辺の良好な住環境を維持します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業や店舗、工場の営業に際して近隣に対して騒音や悪臭等を発生させないよう配慮します。</li> <li>●管理する土地・建物の適正な維持管理に努め、周辺の良好な住環境を維持します。</li> </ul>

### 具体的施策 ② 地域の清掃・美化活動の推進

ごみのポイ捨て等の防止に向けて、市民等の美化意識の向上を目指すとともに、地域の清掃・美化活動について、市民や事業者の参加を促進します。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●クリーンデー*等の美化活動の継続・拡大を図り、道路・公園・河川等の公共空間の美化を推進します。</li> <li>●「さんだクリーンサポーター登録制度*」への市民・市民団体・事業者の登録を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の清掃・美化活動に地ぐるみで主体的に取り組みます。</li> <li>●「さんだクリーンサポーター」として登録し、積極的に活動に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所やその周辺の清掃・美化に努めます。</li> <li>●従業員の美化意識やマナーの向上に努めます。</li> <li>●従業員に「さんだクリーンサポーター」への登録と、積極的な活動参加を促し、活動を支援します。</li> </ul>

### 具体的施策 ③ まちのユニバーサルデザイン\*の推進

これからの超高齢化社会の到来を見通して、歩行空間や公共性の高い施設等においては、誰もが安心して利用できるようまちのユニバーサルデザインを進めていきます。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩道等の段差解消に努めます。</li> <li>●公共性の高い施設におけるバリアフリー化を事業者に働きかけ、利用環境の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もが利用しやすい環境づくりに理解を深め、必要な行動や提案をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共性の高い施設においては、誰もが利用しやすい環境を整えます。</li> </ul>

## 施策の方向性③：魅力あるまちなみ、景観の形成

### 具体的施策 ① 自然・歴史・文化に息づく景観づくりの推進

自然環境や人々の営みや歴史・文化に培われた地域特性を活かした景観づくりを推進し、魅力あるまちなみ景観の形成を誘導します。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちなみの核となる公共施設において、意匠デザインや緑化修景等に努めます。</li> <li>●新市街地、既成市街地、市街地周辺、山並み・田園それぞれの地域特性を活かした景観計画に基づき景観形成の誘導を図ります。</li> <li>●屋外広告物に関する事業者の意識啓発に取り組むとともに、県条例及び景観計画により規制誘導します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域にふさわしい景観づくりに配慮します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域にふさわしい景観づくりに配慮します。</li> <li>●屋外広告物を修景デザインし、周辺景観との調和を図ります。</li> </ul>

### 具体的施策 ② まちなかの緑と水辺の保全・育成・創出

道路・公園・河川敷、社寺林や屋敷林、敷地内の生垣など、市民や事業者との協働により、まちなかの緑を守り育てるとともに、水辺に親しめる空間の保全・創出を図ります。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●調和のとれた景観を維持し道路、公園、河川等の公共空間の適正な管理・保全に努めます。</li> <li>●武庫川沿いの桜並木の維持管理など、水辺の美観向上に努めます。</li> <li>●まちなか花ざかり事業を通じて緑化の推進に努めます。</li> <li>●CO<sub>2</sub>吸収源となる公園や街路樹等の保全と拡充を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑化推進ボランティア活動に積極的に参加します。</li> <li>●生垣の設置や植栽等により敷地内の緑化に努めます。</li> <li>●道路、公園、河川等の維持管理に協力します。</li> <li>●市街地の周辺緑地等の保全と活用に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所の敷地内での緑化を進めます。</li> <li>●開発事業においては緑の保全や緑化に努めます。</li> <li>●道路、公園、河川等の維持管理に協力します。</li> <li>●市街地の周辺緑地等の保全と活用に協力します。</li> <li>●敷地内でのピオトープ*の整備等生物の生息・生育空間を創出し、それらをグリーンインフラ*として活用することを検討します。</li> </ul>

### 具体的施策 ③ 文化財等の地域資源の保存

歴史的・文化的な価値を有する建造物や、地域の里地里山や貴重な自然環境等を地域資源として保存します。



#### 【各主体の取組例】

行政	市民・市民団体	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的・文化的資源や自然環境資源を保存し、適正な管理の下で活用に努めます。</li> <li>●文化財等まつわる郷土の歴史・文化について、啓発に努めます。</li> <li>●地域と連携を図りながら、文化財等を周辺の景観づくりに活かします。</li> <li>●寺社周辺の森林等の保全と活用を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的・文化的資源や自然環境資源に親しみを持ち、保存・保全活動に協力します。</li> <li>●文化財等まつわる郷土の歴史・文化を後世に伝えていきます。</li> <li>●文化財等を活かした周辺の景観づくりに取り組みます。</li> <li>●寺社周辺の森林等の保全と活用を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会貢献活動として、文化財等の地域資源の保存や保全活動に協力します。</li> <li>●寺社周辺の森林等の保全と活用に協力します。</li> </ul>

#### 《成果指標》

V『安全・安心・快適』の確保に関する施策の進捗状況及び成果は、下表の成果指標によって評価します。

成果指標	基準値	目標	備考
公害等に関する苦情件数	100件 (令和3年度)	50件 (令和9年度)	
さんだクリーンサポーターの登録者数	1,659人 (令和3年度)	1,800人 (令和9年度)	
地域の緑化団体による緑化箇所数	111箇所 (令和3年度)	125箇所以上 (令和9年度)	第5次三田市総合計画

## 4.4 重点プロジェクト

### (1) プロジェクト選定の考え方

重点プロジェクトは、「第3次三田市環境基本計画」までの取り組み効果の検証結果と、現在の課題や社会情勢の変化を踏まえた「取り組みの新たな視点」から「目指す環境将来像」の実現に向けて、行政、市民・市民団体、事業者といった様々な主体との協働・共創\*の下で、特に重点的に進めていく取り組みを掲げます。

これまで様々な取り組みを進める中で、時勢に応じたニーズや課題に対応し、これまでに一定の成果を挙げてきた一方で、これまでにない新たな課題や展望も顕在化してきました。

本計画においては、それらを反映しつつ次の5つの視点から具体的なテーマを選んでいきます。

#### 重点プロジェクト選定の5つの視点

- 三田市の環境を保全・創造していく上で、取り組む必要性が高いもの
- 関連計画等でも共通の目的が設定され、横断的实施により実行性を高めるもの
- 行政、市民・市民団体、事業者等が参画でき、様々な主体の協働性を育めるもの
- 三田市の特性を生かし、さらに独自性（三田らしさ）を深化させるもの
- これまでの取り組みを継続することにより、今後の発展性が期待されるもの

重点プロジェクトの推進にあたっては、様々な分野の取り組みを一つの施策パッケージとして総合的に進めていくことにより相乗的な効果が発揮されることを目指し、次の3つのテーマを設定します。

#### ① さんだSDGs推進プロジェクト

～環境問題を身近に感じ、行動へとつながる情報発信と学習～

#### ② さんだゼロカーボン\*シティ始動プロジェクト

～2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた着実な取り組み～

#### ③ 共創まちづくり推進プロジェクト

～誰もが快適に暮らし続けられる魅力的なまちづくり～

## (2) プロジェクトの概要

### 【① さんだSDGs推進プロジェクト】

～環境問題を身近に感じ、行動へとつながる情報発信と学習～

本市の豊かな自然環境の保全、そこに生息する生物の多様性の保全と持続的な利活用、資源循環、ごみの減量化と資源リサイクル、ゼロカーボンの実現、公害防止や快適な住環境の維持など広範に亘る環境課題、地域課題の解決に向けては、個人・事業者を問わず、地域を挙げてパートナーシップを構築し、多様な取組を推進していく必要があります。

そのためには、一人ひとりが個々の課題に対する理解を深め、“自分ごと”として日々の暮らしを見つめ直し、無理なく出来ることから行動に繋げていくことが大切です。

情報の発信にあたっては、目的や対象者に応じた効果的な手法・機会を選択すると共に、ニーズに応じた学習機会の提供や体験・フィールドワークを通じた交流の推進により、一人ひとりの行動変容を促し、環境に関する様々な地域課題の解決を目指します。

#### 《取組の方向性》

- ① 施策目的に応じターゲットを明確にし、多くの関心を得るよう効果的な手法を選択する。
- ② 社会や市民意識の変化に対応した情報発信を行う。
- ③ ナッジ理論\*を活かした取組を検討し、導入する。
- ④ 体験や交流などを通じて行動変容への心理的ハードルを下げる。

#### 《関連する成果指標》

基本方針	成果指標	基準値	目標
(I) 参加・協働・共創*	環境学習プログラム数	23 講座 (令和3年度)	30 講座 (令和9年度)
	保全活動や体験学習が可能な里山の数	9 箇所 (令和3年度)	10 箇所 (令和9年度)
	里山ボランティアの延べ活動日数	250 日 (令和2年度)	310 日以上 (令和9年度)
(V) 安全・安心・快適	さんだクリーンサポーターの登録者数	1,659 人 (令和3年度)	1,800 人 (令和9年度)

## 【② さんだゼロカーボン\*シティ始動プロジェクト】

～2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた着実な取り組み～

地球規模で発生する気候変動\*は、これまでにない猛暑や豪雨をもたらす私たちの日常生活を脅かしています。この対策として2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ\*に向けた取組が世界各国に広がり、三田市においても令和3年6月にゼロカーボンシティの実現への挑戦を表明しました。

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標の達成に向けては、革新的な技術開発と早期の社会への実装が不可欠ですが、まずは今ある技術や手法を最大限に活用し、出来ることから取組を始めることが大切です。

国は令和3年に示した「地域脱炭素ロードマップ」において、「国と地方の行政、企業や金融機関、一般市民が一致協力」することにより「地域発の脱炭素ドミノを起こす」としており、今後の5年間を集中期間として取り組むこととしています。

本市においても令和9年度までの本計画期間を2050年の目標達成に向けての初動期間と位置付け、行政・市民(市民団体)・事業者が一体となり、「さんだゼロカーボンシティ推進計画」が目標とする“2030年CO2排出量49%削減”に向けて様々な取組を推進し、ゼロカーボンシティ実現に向けて着実なスタートから取組を進めます。

### 《取組の方向性》

- ① 日常生活で取り組める様々な脱炭素行動について、情報発信を行う。
- ② 地球温暖化に起因する様々な課題を「自分ごと」と認識し、行動変容につなげる。
- ③ 行政・市民・事業者が共通の問題意識を持ち、協働して問題解決を目指す。
- ④ 炭素吸収源である里山の大切さを理解し、保全活動に繋げる。

### 《関連する成果指標》

基本方針	成果指標	基準値	目標
(I) 参加・協働・共創*	環境学習プログラム数	23 講座 (令和3年度)	30 講座 (令和9年度)
	里山ボランティアの 延べ活動日数	250 日 (令和2年度)	310 日以上 (令和9年度)
(III) 循環型社会*	ごみの再生利用率	17.0% (令和3年度)	18.4% (令和9年度)
(IV) 脱炭素型社会*	太陽光発電エネルギー 導入比	10.8% (令和2年度)	14.5%以上 (令和9年度)
	電気自動車*、プラグインハイ ブリッド車*の市内保有台数	395 台 (令和3年度)	2,000 台 (令和9年度)

### 【③ 共創\*まちづくり推進プロジェクト】

～誰もが快適に暮らし続けられる魅力的なまちづくり～

2022年に市が実施した市民アンケートでは、地域の環境課題として水・空気のきれいさ、騒音や悪臭、ごみのポイ捨ての少なさなど、衛生的で快適な住環境に関する項目を重視する傾向がうかがえます。

健康で暮らせる地域環境を維持するために公害防止に取り組むのは当然のこと、誰もが快適に暮らし続けることができるよう、地域に暮らす全ての人々が相互理解を深め、多様性を認め合うことで地域の実情に即したマナー・モラルを構築し、それらを尊重することで共に良好な生活環境を創造していくことが必要です。

市では、生活騒音や悪臭、ペットの適正飼育や飼い主のいない猫（野良猫）による被害など多様な事案に対して迅速かつ適切に対応するとともに、地域との連携・協働・共創により日常生活におけるマナー・モラルの向上を目指し、快適な住環境の維持に努めます。

#### 《取組の方向性》

- ① 多様な地域課題に迅速に対応できる市の体制を維持する。
- ② 多様な課題に対し地域の相互理解が深まるよう地域と連携し取り組む。
- ③ 住環境の維持・向上に向けた地域の取組を支援する。
- ④ 多様な課題に対し、住環境悪化の防止策、再発防止策を地域と連携し取り組む。

#### 《関連する成果指標》

基本方針	成果指標	基準値	目標
(I) 参加・協働・共創	環境学習プログラム数	23 講座 (令和3年度)	30 講座 (令和9年度)
(V) 安全・安心・快適	公害等に関する苦情件数	100 件 (令和3年度)	50 件 (令和9年度)
	さんだクリーンサポーターの登録者数	1,659 人 (令和3年度)	1,800 人 (令和9年度)



## 資料編

### 資料 1 計画の策定経過

年月日	会議等	検討内容等
令和4年7月15日	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>環境基本計画の改定について</li><li>事前アンケートについて</li></ul>
令和4年8月17日～ 令和4年9月6日	環境に関する アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"><li>市民：1,000人（回収率：44.7%）</li><li>事業者：100社（回収率：46.0%）</li></ul>
令和4年10月26日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>環境に関するアンケート結果について</li><li>計画の基本的事項について</li></ul>
令和4年11月28日	第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>現状と市民アンケートから見る課題について</li><li>次の5年の取り組みについて</li></ul>
令和4年12月13日	第4回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>環境基本計画の改定について</li></ul>
令和5年1月4日～ 令和5年2月2日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"><li>第4次三田市環境基本計画の素案について</li></ul>

## 資料 2 環境審議会 諮問・答申

### 環境審議会への諮問

三 環 第 170 号

令和4年7月15日

三田市環境審議会 会長 様

三田市長 森 哲男

三田市環境基本計画について(諮問)

令和5年度からの三田市の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための第4次三田市環境基本計画を検討するにあたり、三田市環境基本条例第8条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

### 環境審議会からの答申

令和4年12月20日

三田市長 森 哲男 様

三田市環境審議会  
会長 佐藤 裕司

三田市環境基本計画について(答申)

令和4年7月15日付三環第170号で諮問のありました標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、別紙の計画案に以下の意見を付して答申いたします。

1. 計画の改定にあたっては、アンケート調査の結果やこれまでの取り組み状況に加え、SDGsに示される関連項目を考慮して内容の検討を行いました。計画の実行にあたっては、これらを十分に踏まえて取り組まれるようお願いします。
2. 第3次環境基本計画の環境将来像は継承し、「人の環(わ)で自然と暮らしを紡ぐまち 三田」を掲げています。良好な三田の環境を未来へ引き継ぐため、各主体間の協働・共創による持続可能な取り組みをお願いします。
3. 計画の周知にあたっては、内容の分りやすい概要版の作成、ホームページ等による情報発信など、市民目線に立った周知方法の検討をお願いします。

### 資料 3 市民・事業者意識調査

## 環境に関するアンケート調査結果（市民）

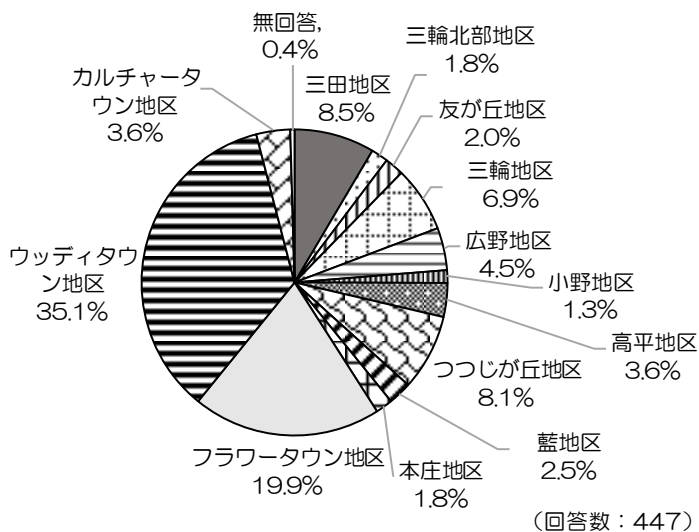
第 4 次三田市環境基本計画の策定にあたり、市民の環境問題に対する考えや取り組み状況、市への要望などを把握し、同計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施しました。市民アンケート調査の概要は以下のとおりです。

項目	調査結果
対象	三田市在住の 18 歳以上の一般市民 1,000 人 (無作為抽出)
調査方法	直接郵送法 (回答は郵送または WEB を選択)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご自身のことについて</li> <li>現在の環境について</li> <li>環境保全に向けた行動について</li> <li>エネルギー利用について</li> <li>市の取り組みについて</li> </ul>
実施期間	令和 4 年 8 月 17 日～9 月 6 日
回収率	44.7%

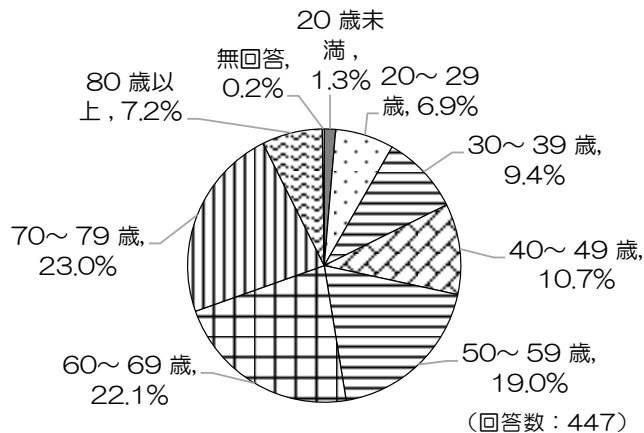
### ご自身のことについて

問 1 各項目について、お答えください。

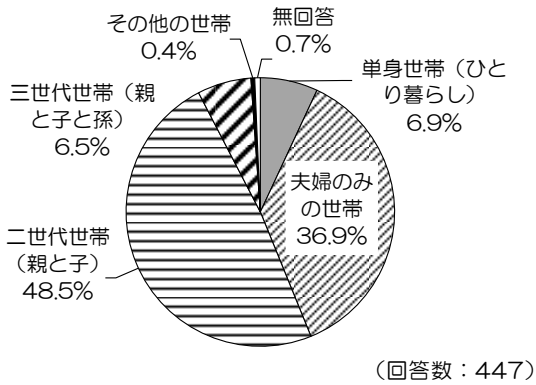
回答者がお住まいの地区



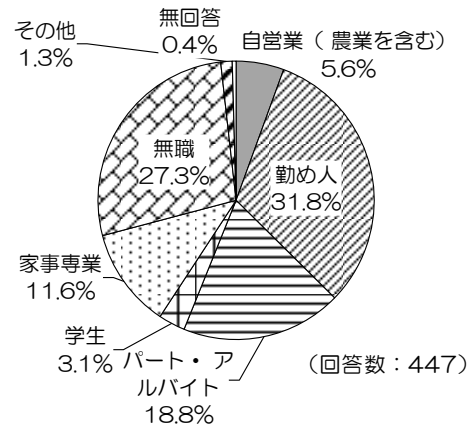
回答者の年齢



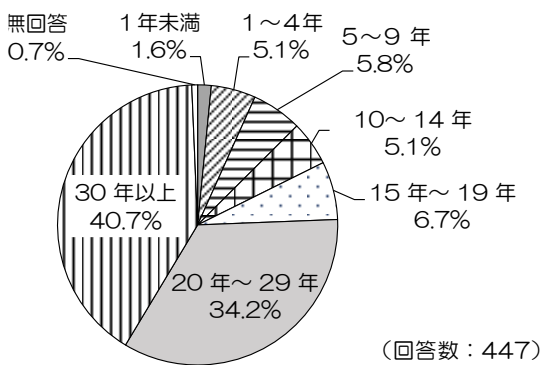
### 回答者の家族構成



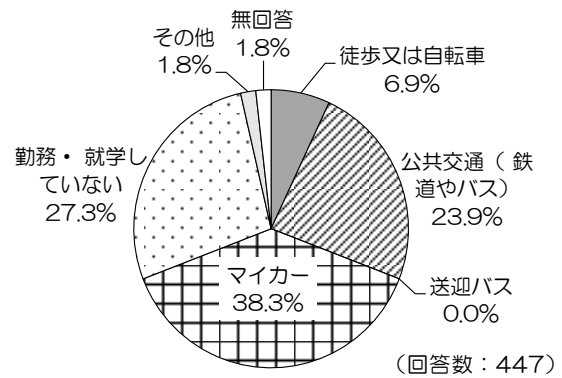
### 回答者の職業



### 三田市での居住年数



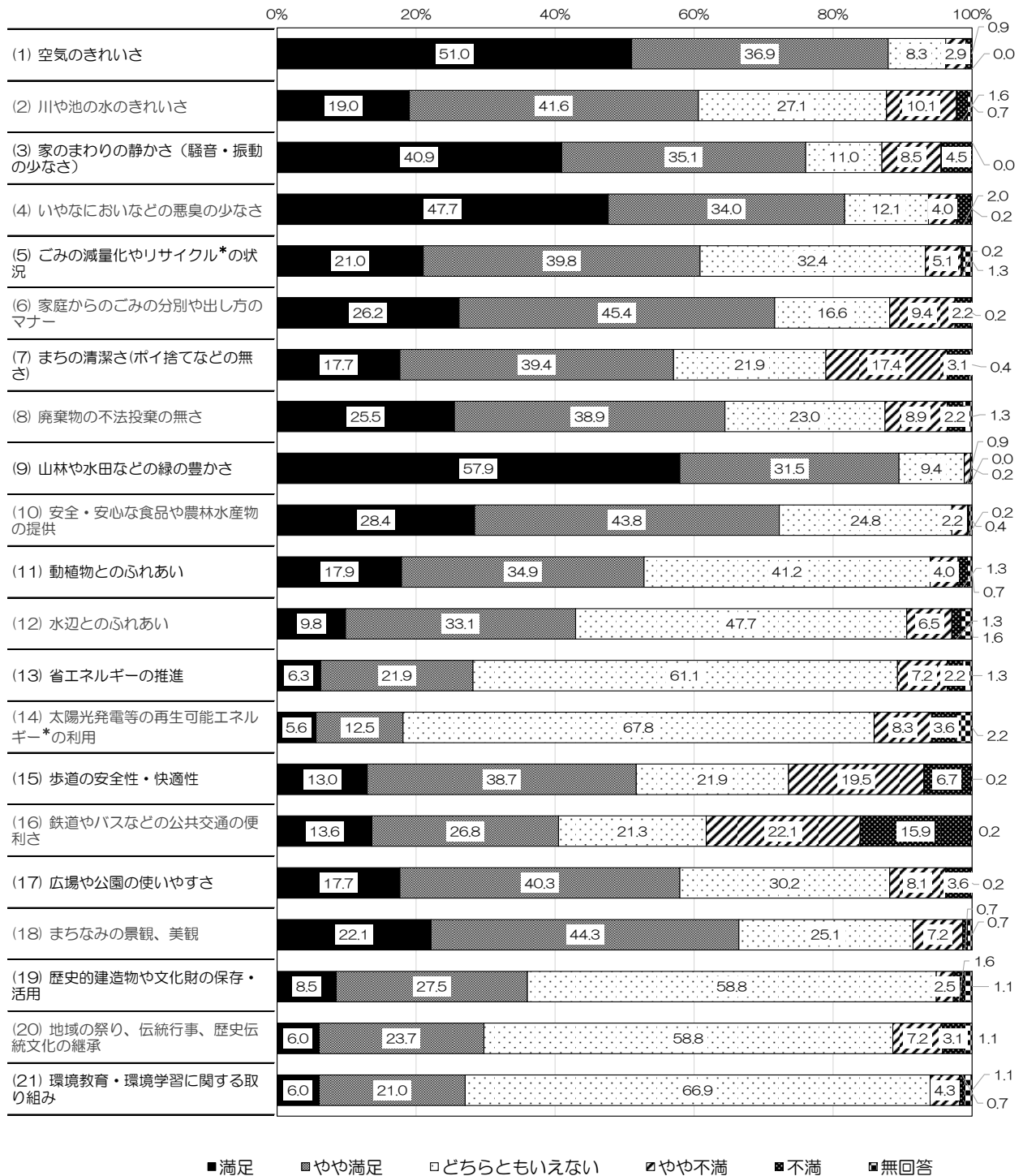
### 通勤・通学の主な交通手段



# 現在の環境について

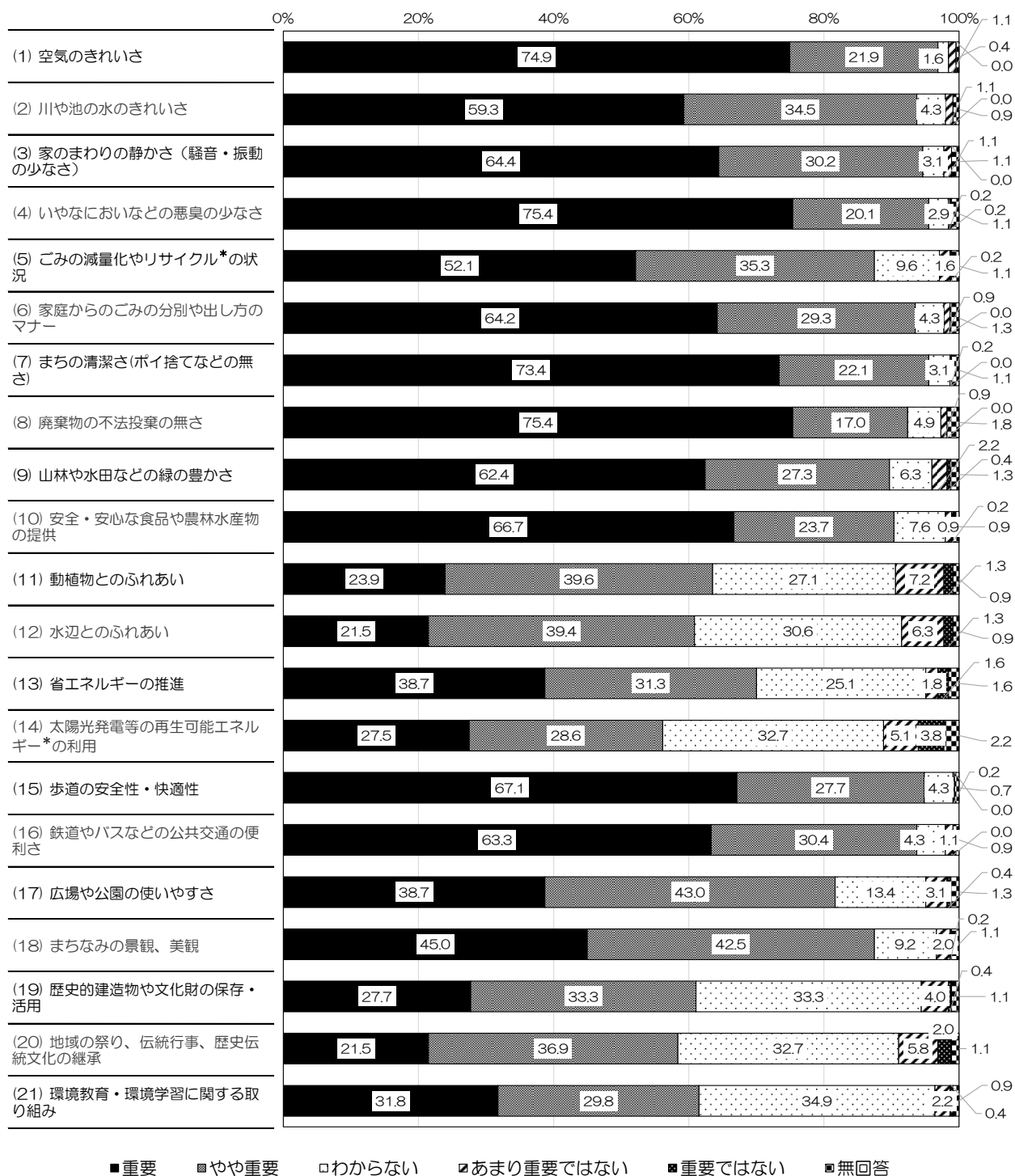
問2 あなたの住んでいる地域を中心とした環境や取り組みについて、どう思いますか？

## 住んでいる地域の環境・取り組みに対する満足度



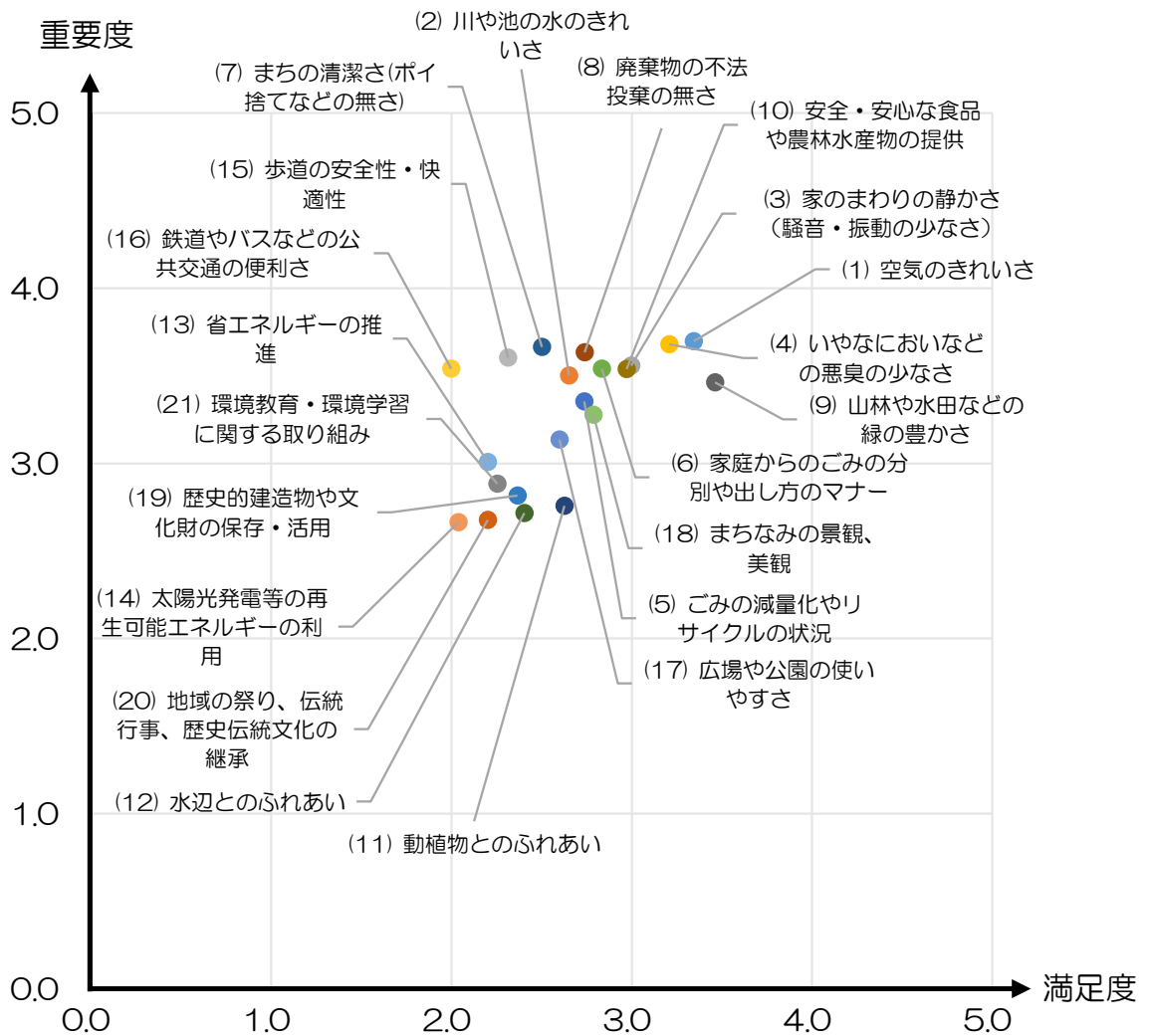
(回答数：447)

## 住んでいる地域の環境・取り組みに対する重要度



(回答数：447)

住んでいる地域の環境・取り組みに対する満足度と重要度の関係性

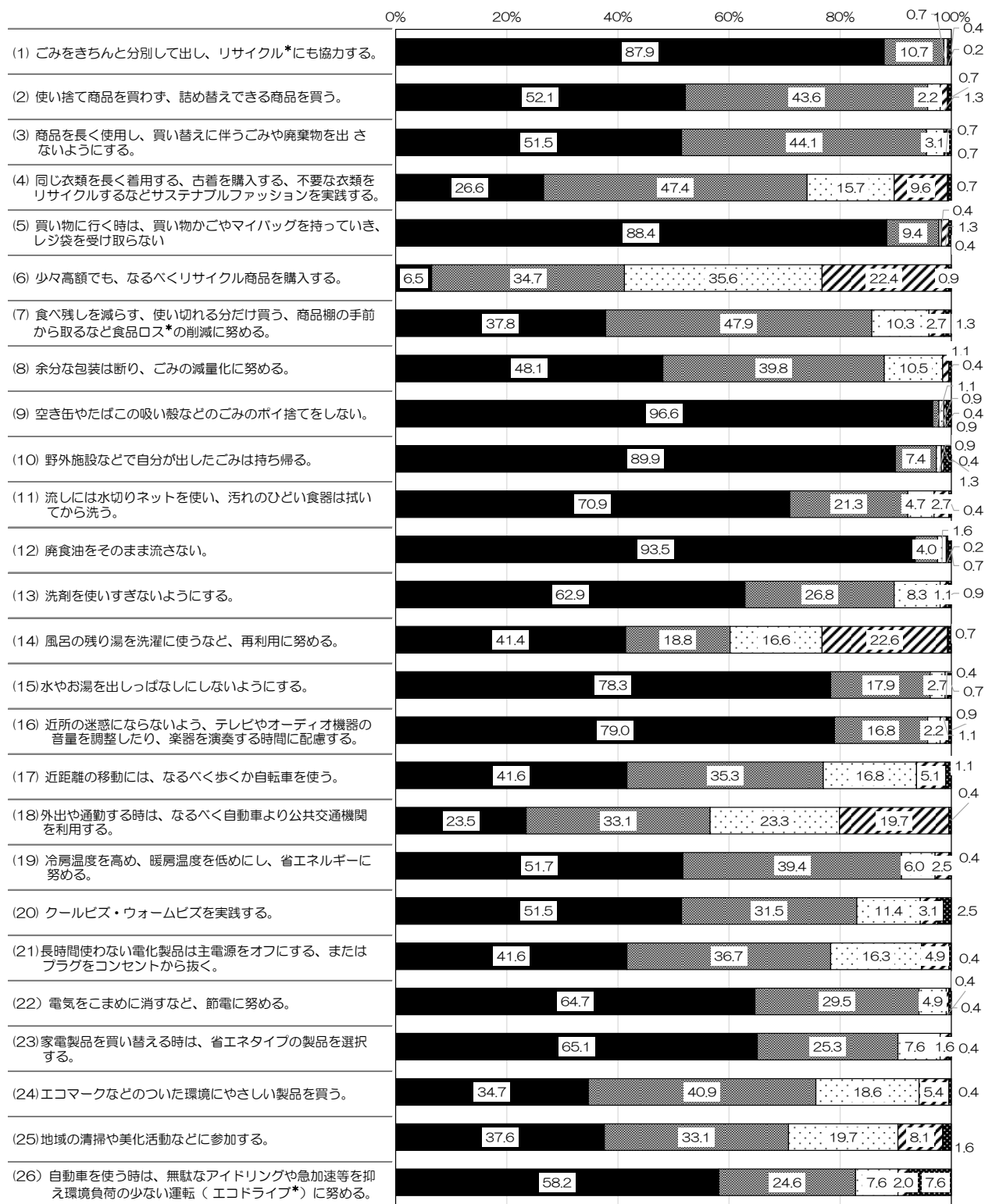


(回答数：447)

# 環境保全に向けた行動について

問3 あなたやあなたの家では、日ごろ、次のような行動に取り組んでいますか？

環境保全に向けた日ごろの行動の取り組み状況

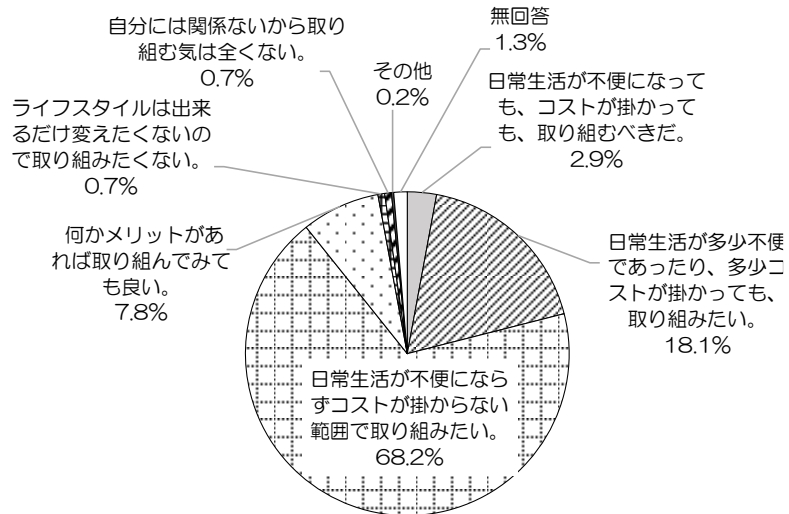


いつも取り組んでいる  
 取り組んでいないが、今後取り組みたい  
 無回答  
 ときどき取り組んでいる  
 取り組んでいないし、今後取り組むつもりもない

(回答数：447)

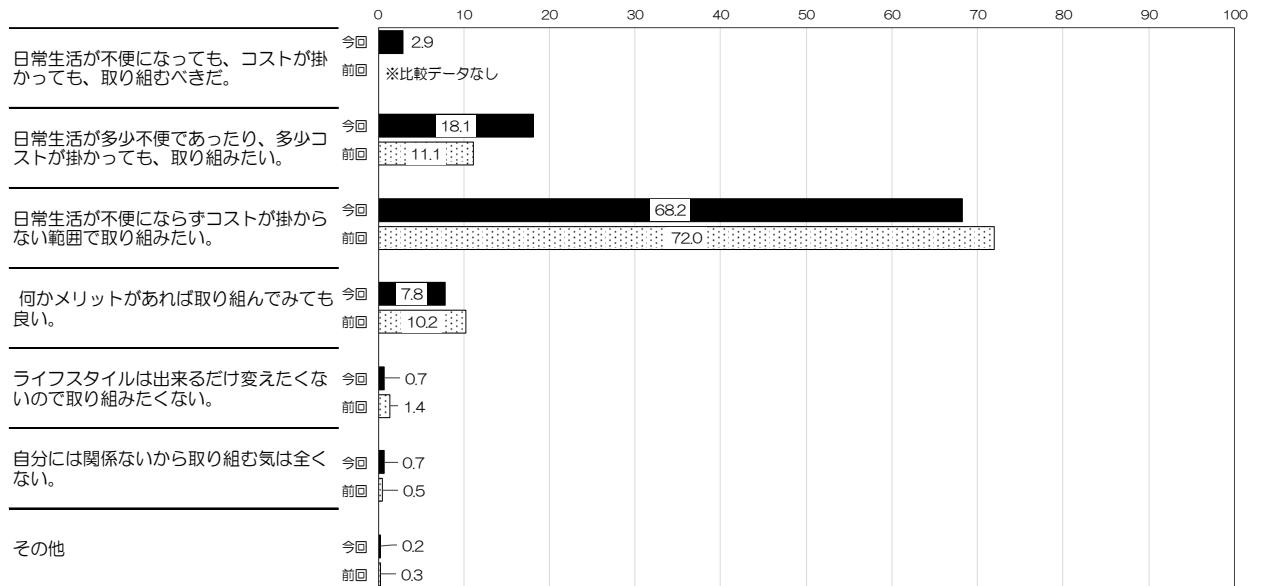
## 問4 あなたは、環境保全に向けた取り組みについて、どのようにお考えですか？

### 環境保全に向けた取り組みに対する考え



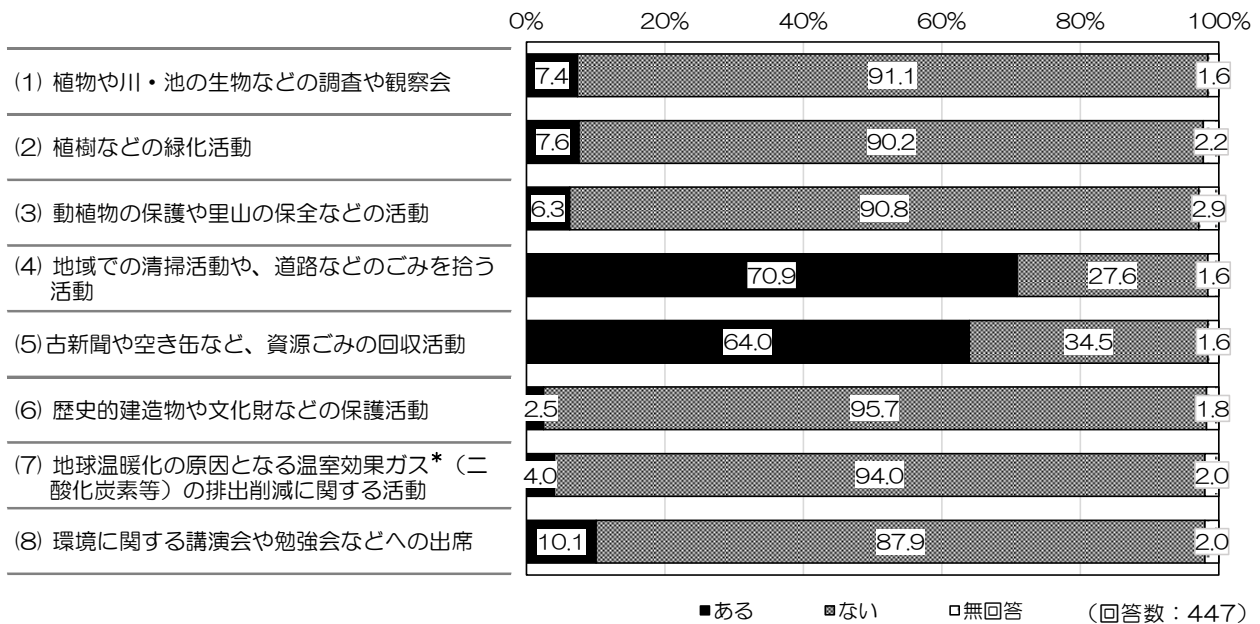
(回答数：447)

### 環境保全に向けた取り組みに対する考え（前回との比較）

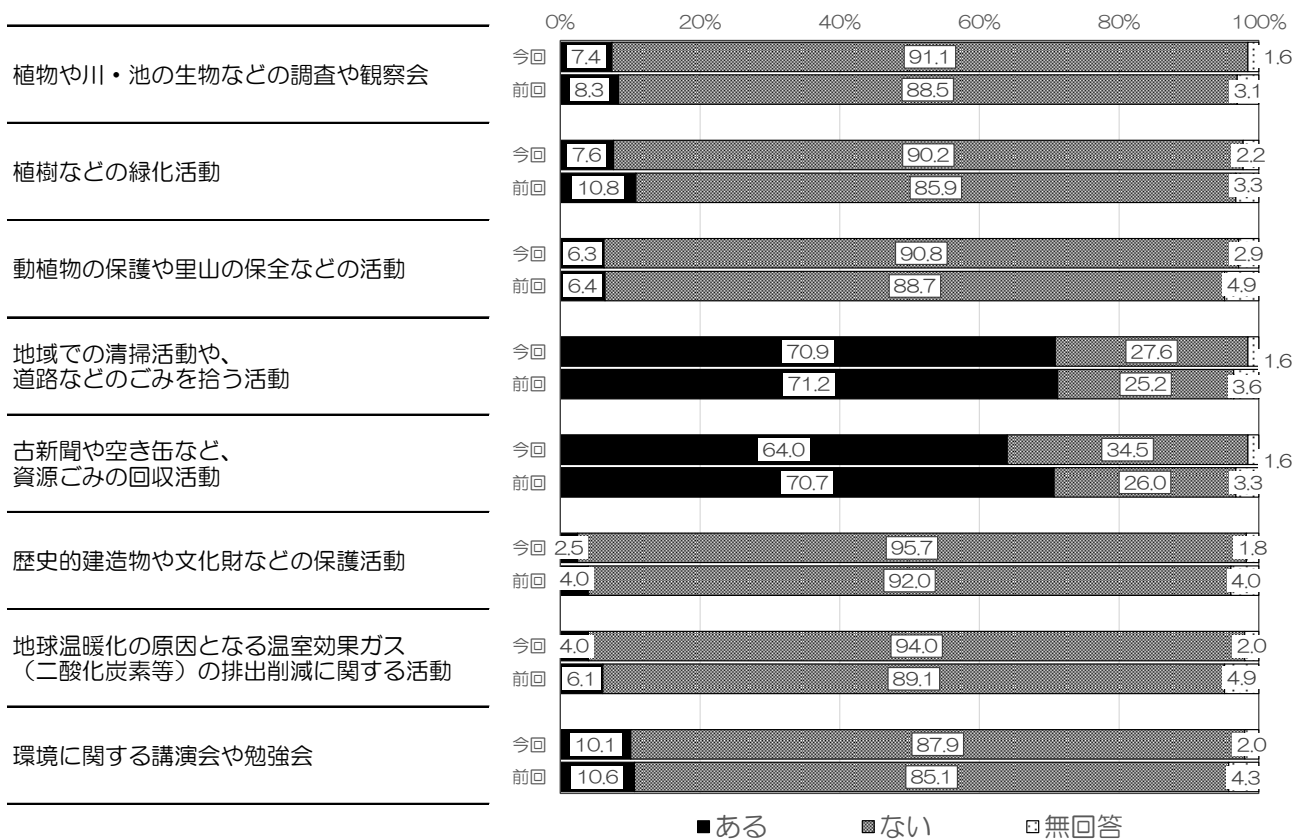


問5 今後、よりよい環境づくりを推進していくためには、市民・事業者・行政等が協働して環境保全に係る各種活動を推進していくことが一層重要になってきますが、あなたは、環境学習や環境保全活動へ参加したことがありますか？

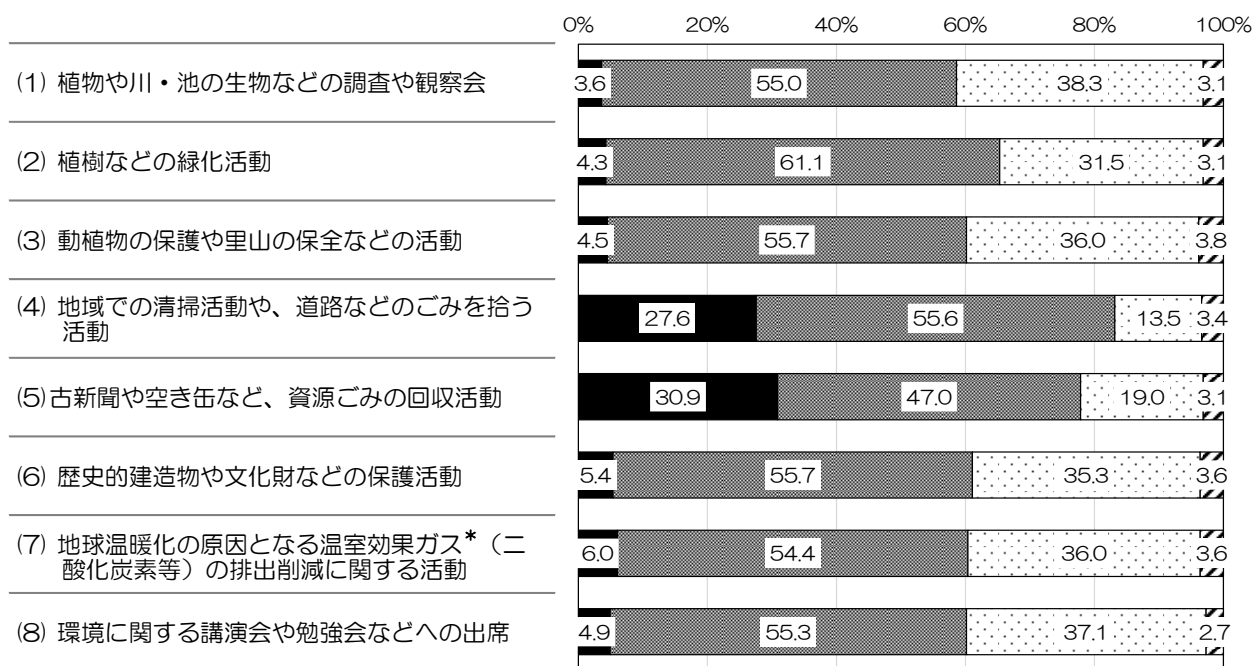
### 環境学習や環境保全活動の参加経験



### 環境学習や環境保全活動の参加経験【前回との比較】



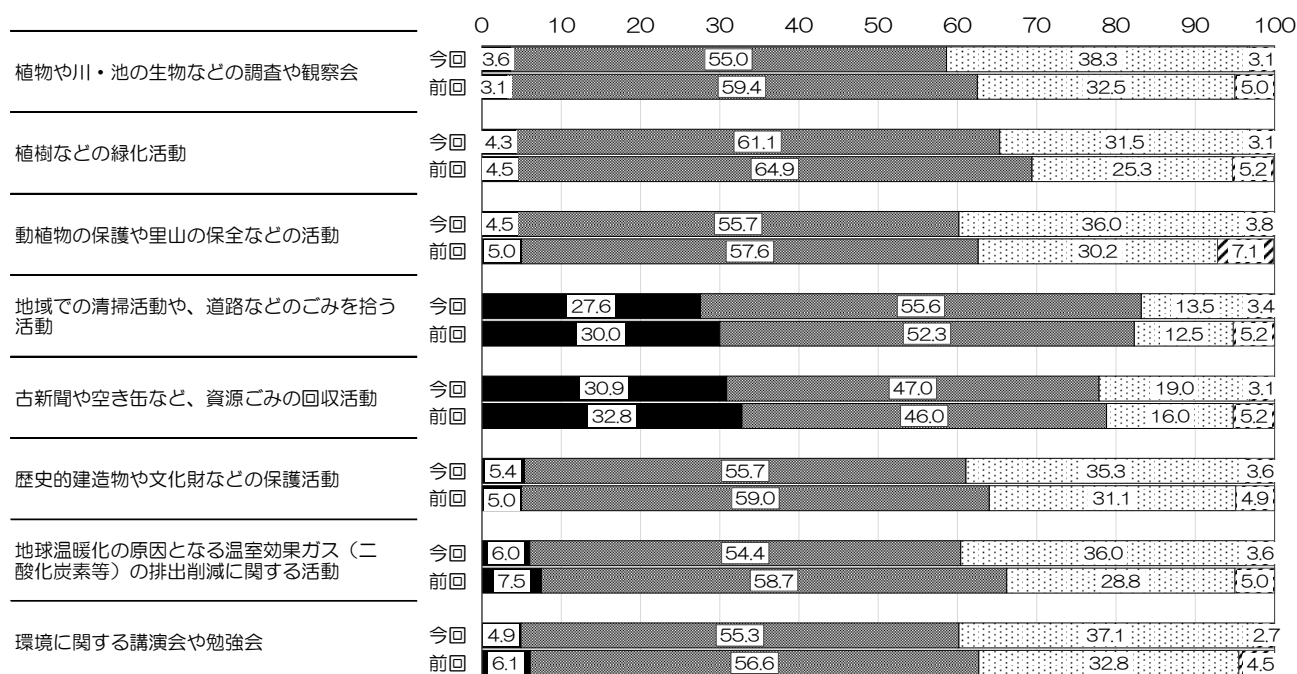
## 環境学習や環境保全活動の参加意向



■積極的に参加したい   ■機会や時間があれば参加したい   □参加したくない   ▨無回答

(回答数：447)

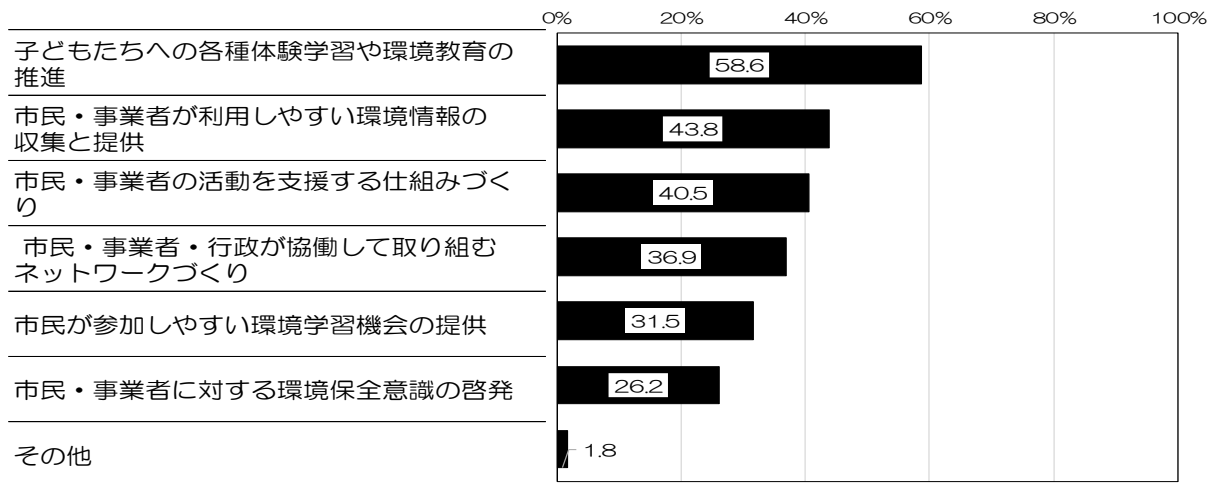
## 環境学習や環境保全活動の参加意向【前回との比較】



■積極的に参加したい   ■機会や時間があれば参加したい   □参加したくない   ▨無回答

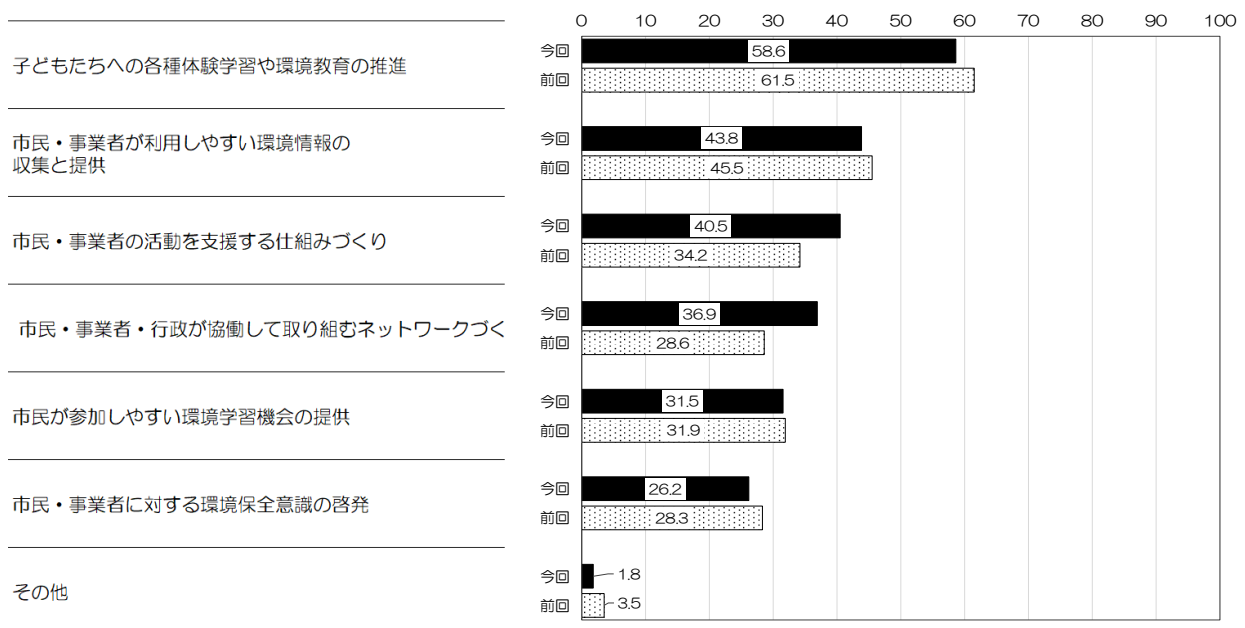
問6 あなたは、市民・事業者・行政等が協働して環境を守り、育てていくためにどのようなことが重要だと思いますか？

市民・事業者・行政等の協働において重要なこと



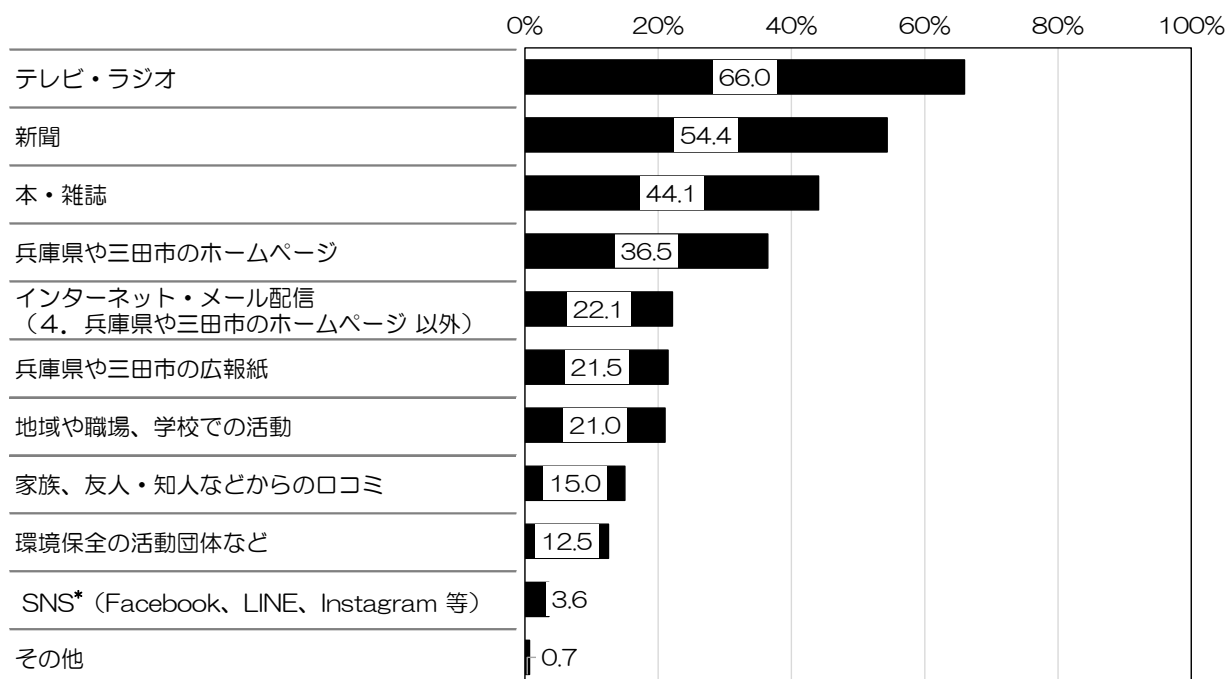
(回答数：447)

市民・事業者・行政等の協働において重要なこと【前回との比較】



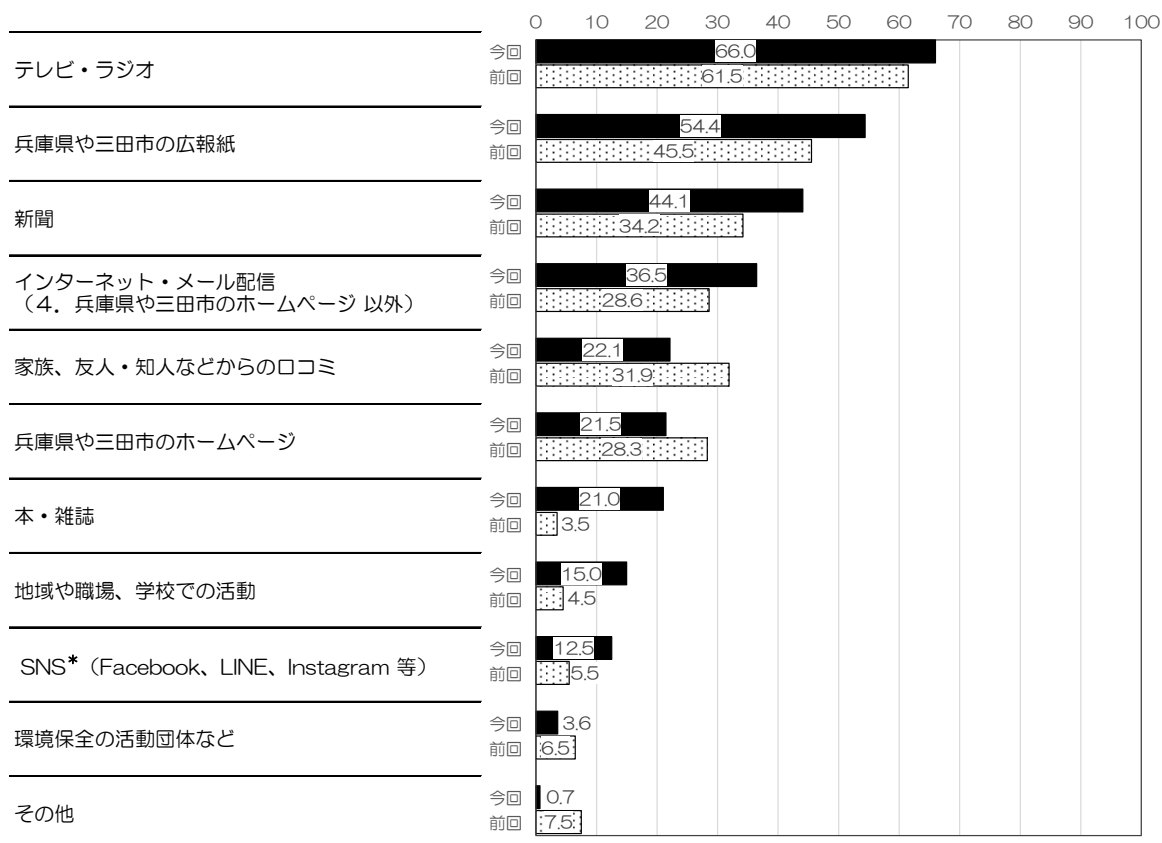
## 問7 あなたは、環境に関する情報を、どのような手段で入手していますか？

### 環境に関する情報の入手手段



(回答数：447)

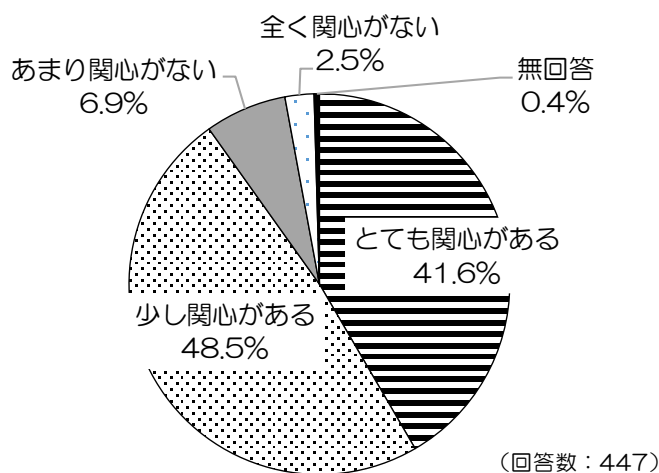
### 環境に関する情報の入手手段【前回との比較】



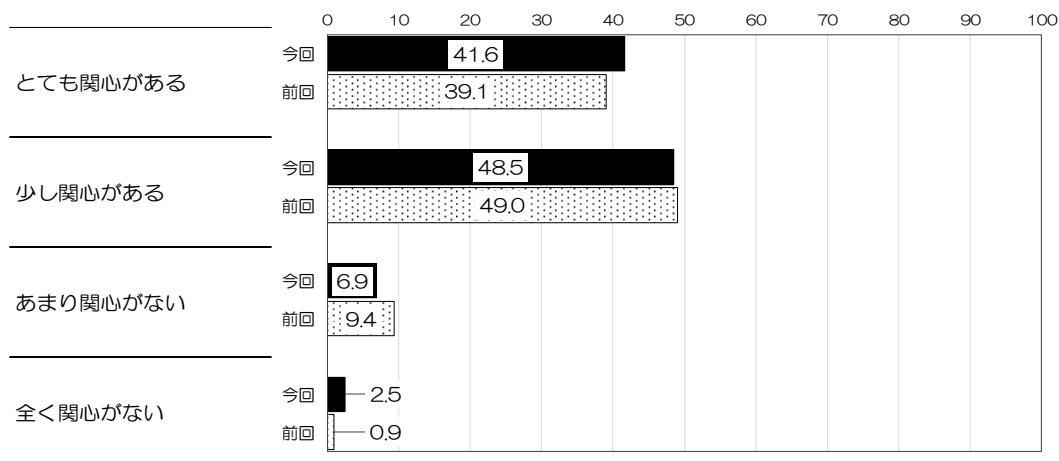
## エネルギー利用について

問 8 人の活動で大気中の温室効果ガス\*（二酸化炭素等）の濃度が増加することによって、地球全体の気温が徐々に上がっている現象を「地球温暖化」といいます。新分野ニュース等でもこの地球温暖化について報じられていますが、あなたは地球温暖化問題に関心をお持ちですか？

地球温暖化問題への関心

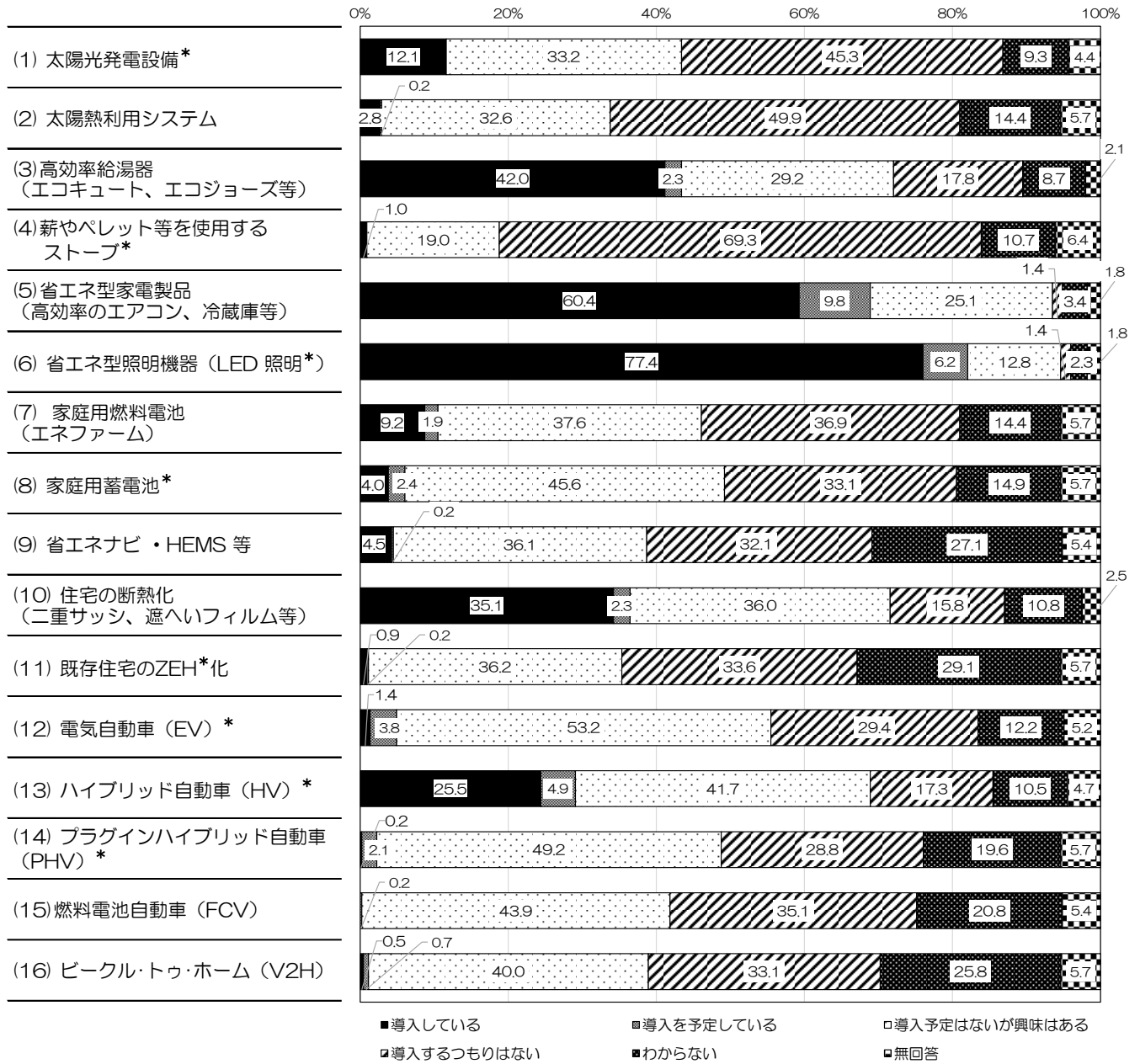


地球温暖化問題への関心【前回との比較】



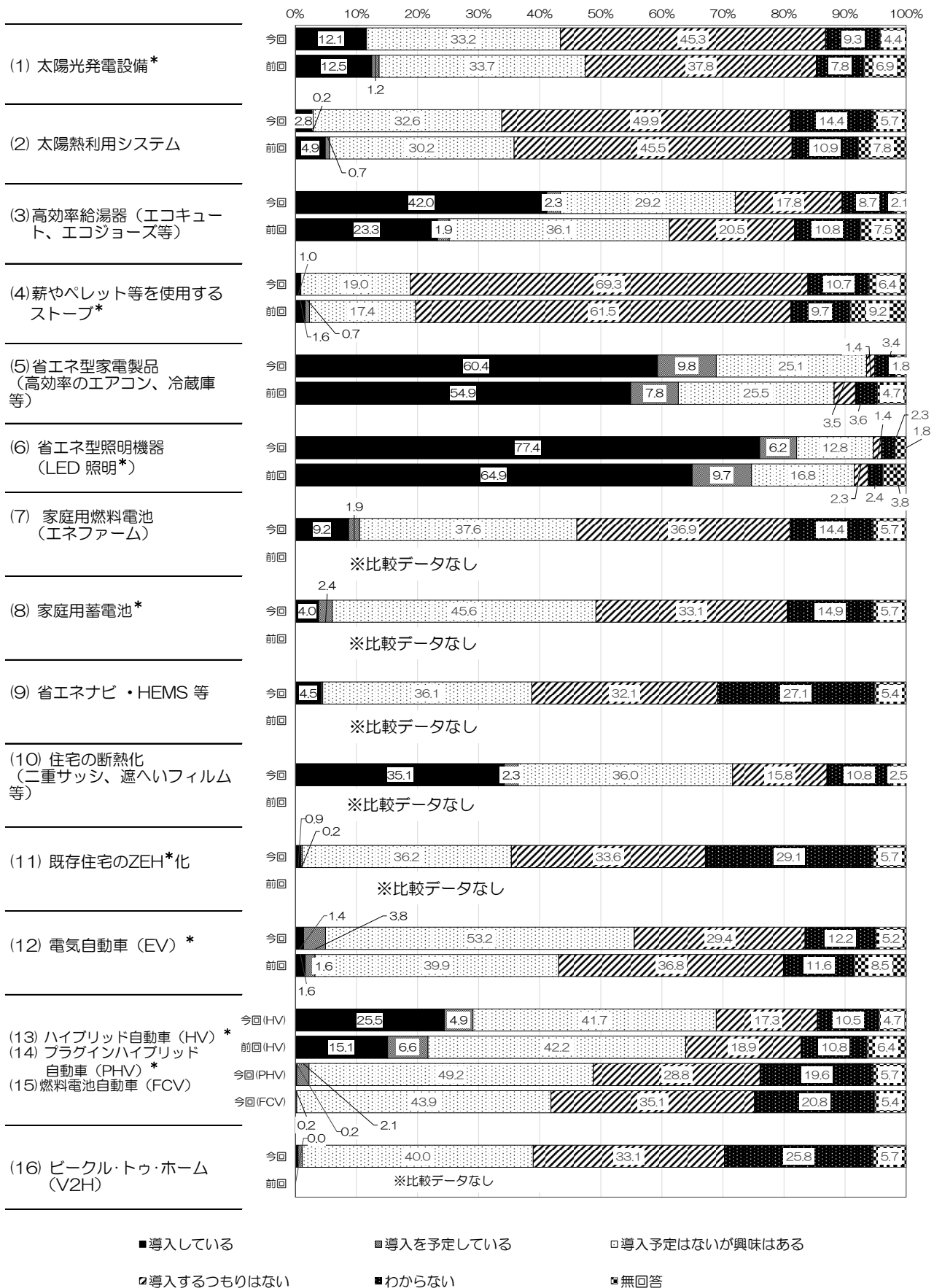
問9 あなたの家庭では、再生可能エネルギー\*、省エネルギー機器を導入していますか？

再生可能エネルギー、省エネルギー機器の導入状況



(回答数：447)

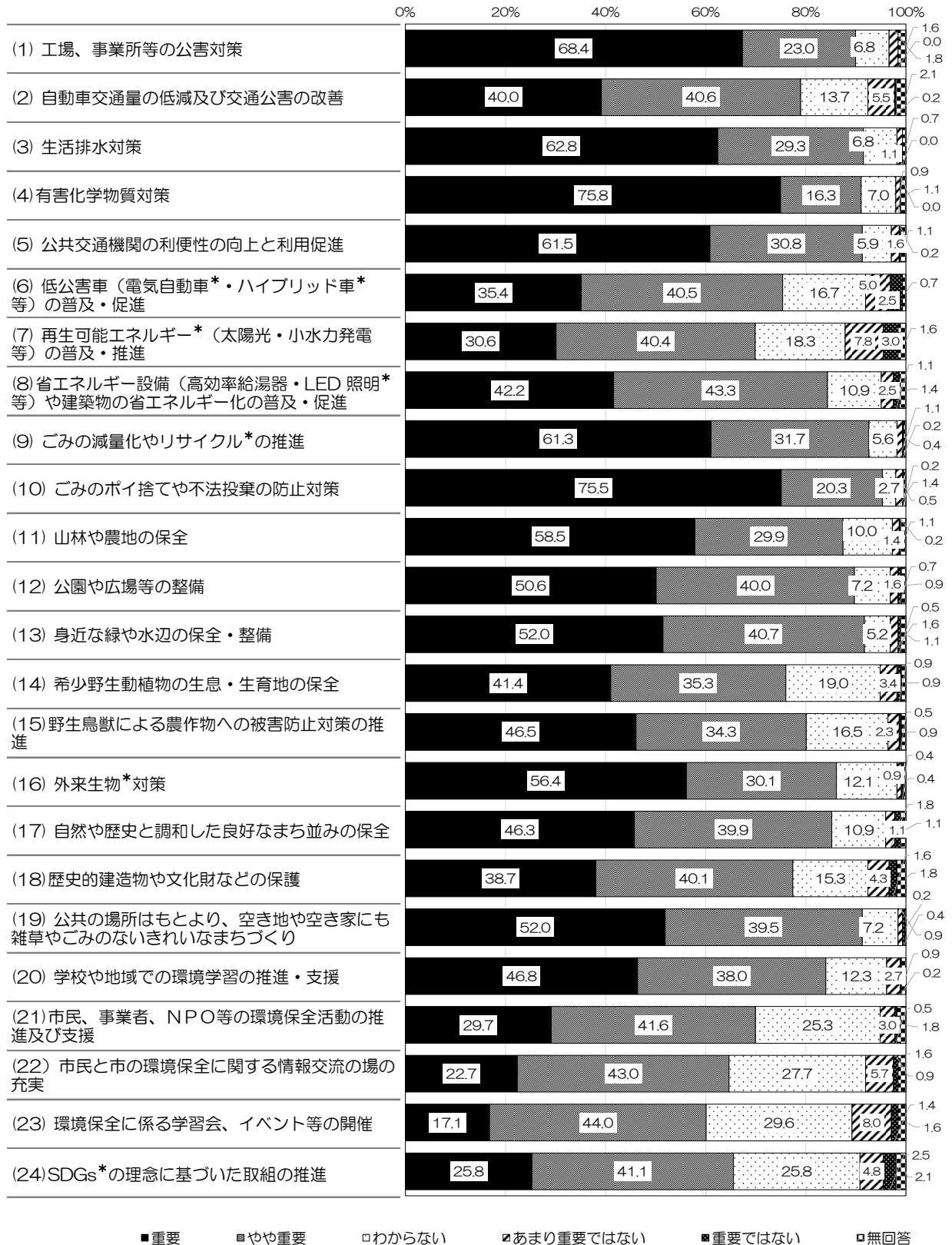
再生可能エネルギー、省エネルギー機器の導入状況【前回との比較】



# 市の取り組みについて

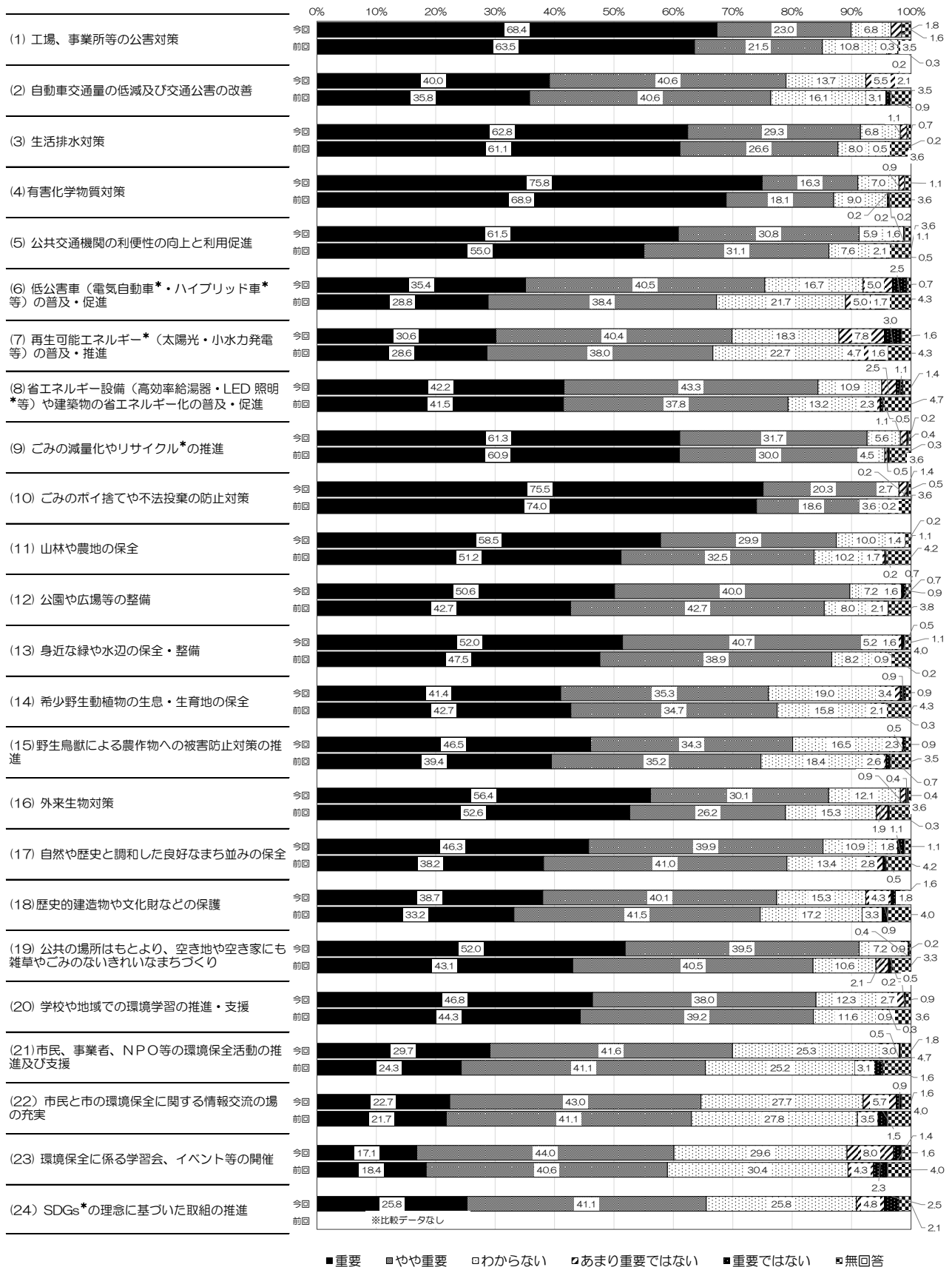
問 10 今後、よりよい環境を目指して活動をしていく中で、市の取り組みとして何が重要だと思いますか？

より良い環境を目指した市の取り組みの重要度



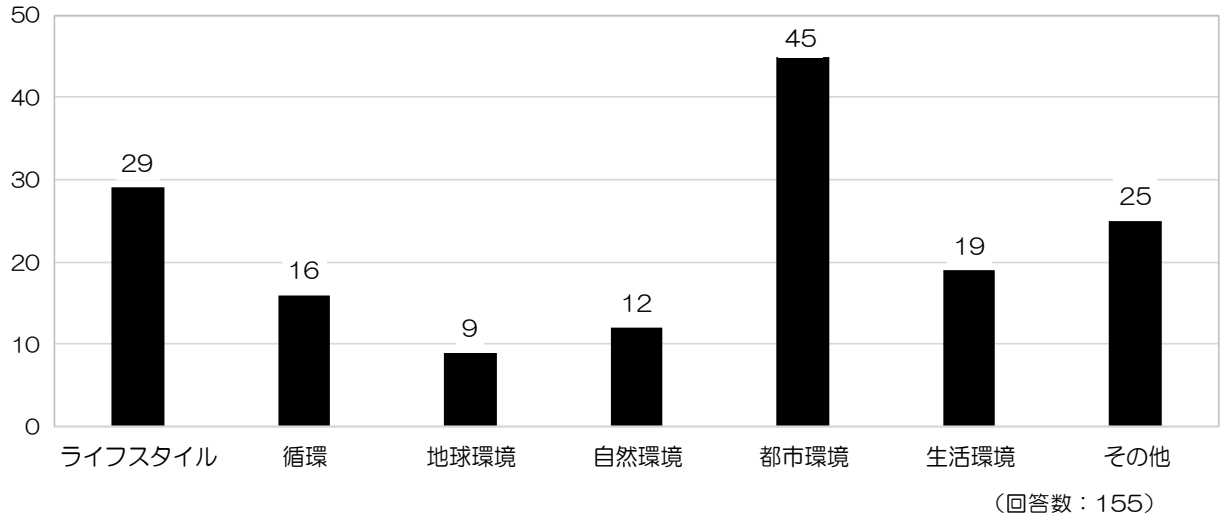
(回答数：447)

## より良い環境を目指した市の取り組みの重要度【前回との比較】

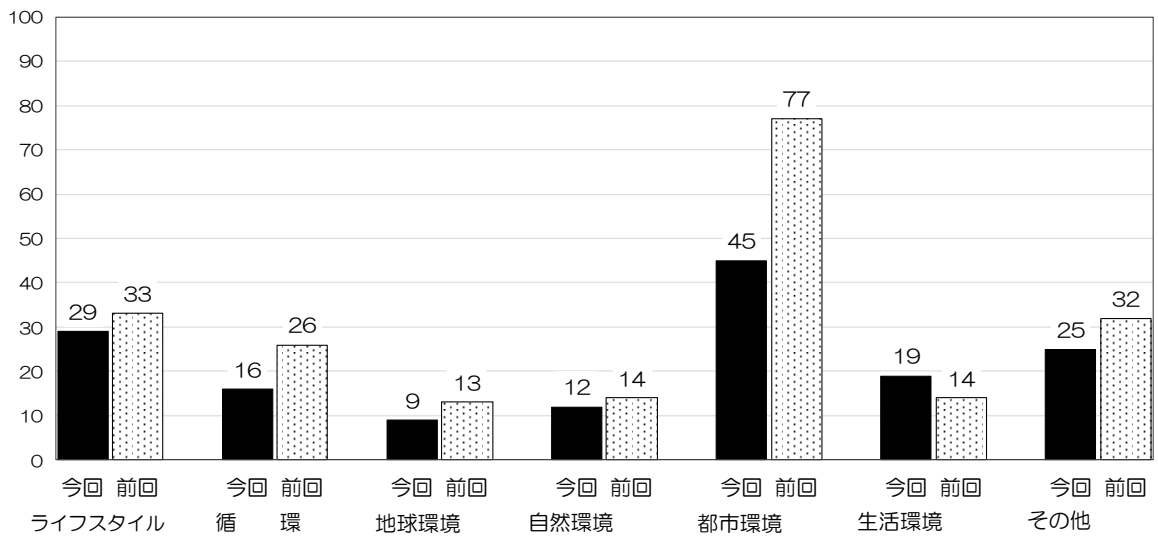


問 11 環境問題や市の環境施策に関するご意見・ご要望等がありましたら、ご自由にお書きください。（自由回答）

環境の範囲ごとの意見・要望件数



環境の範囲ごとの意見・要望件数【前回との比較】



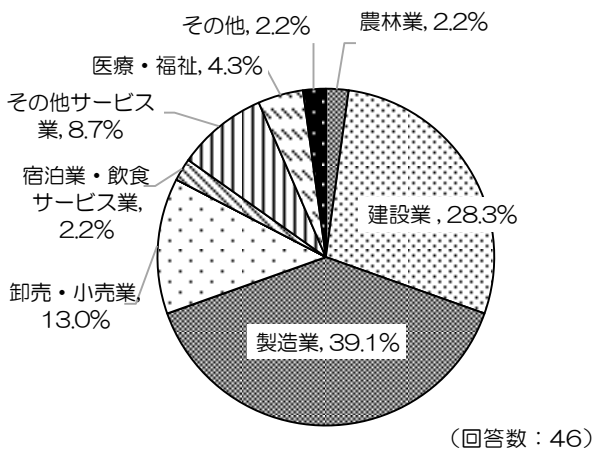
## 環境に関するアンケート調査結果(事業者)

項目	調査結果
対象	三田市内に事業所・営業所や工場・作業所がある事業者 100社(無作為抽出)
調査方法	直接郵送法 (回答は郵送またはWEBを選択)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご自身の事業所について</li> <li>・環境保全への取り組みについて</li> <li>・環境保全に向けた行動について</li> <li>・エネルギー利用について</li> <li>・市の取り組みについて</li> </ul>
実施期間	令和4年8月17日～9月6日
回収率	46.0%

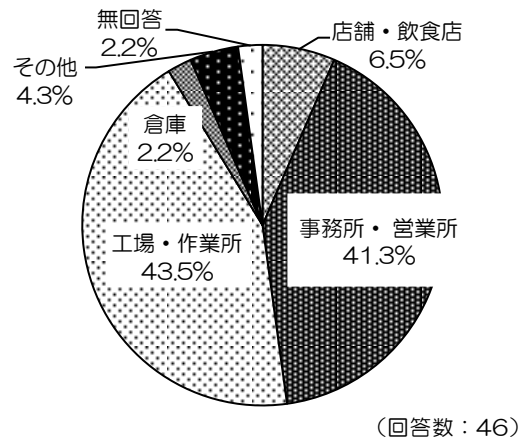
### ご自身の事業所について

問1 各項目について、お答えください。

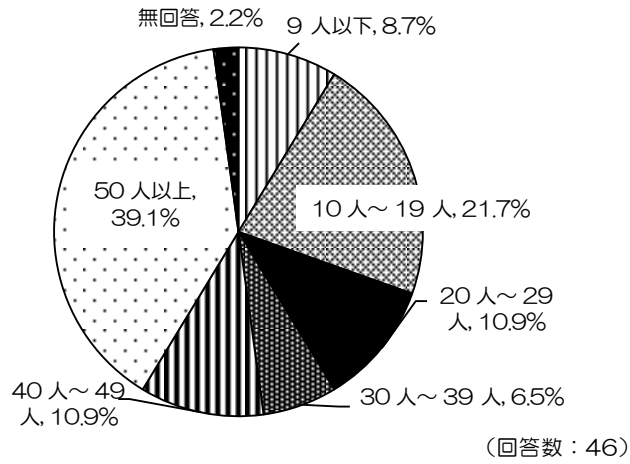
回答者の業種



回答者の業務形態



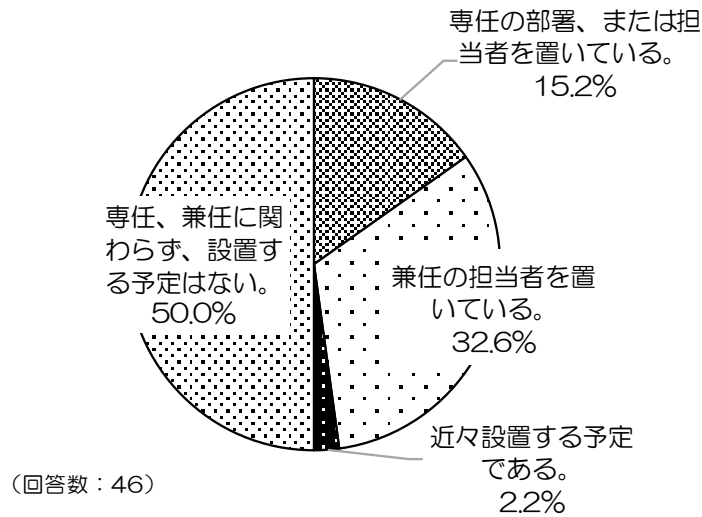
### 回答者の従業員数



## 環境保全に向けた行動について事業者の環境保全への取り組みについて

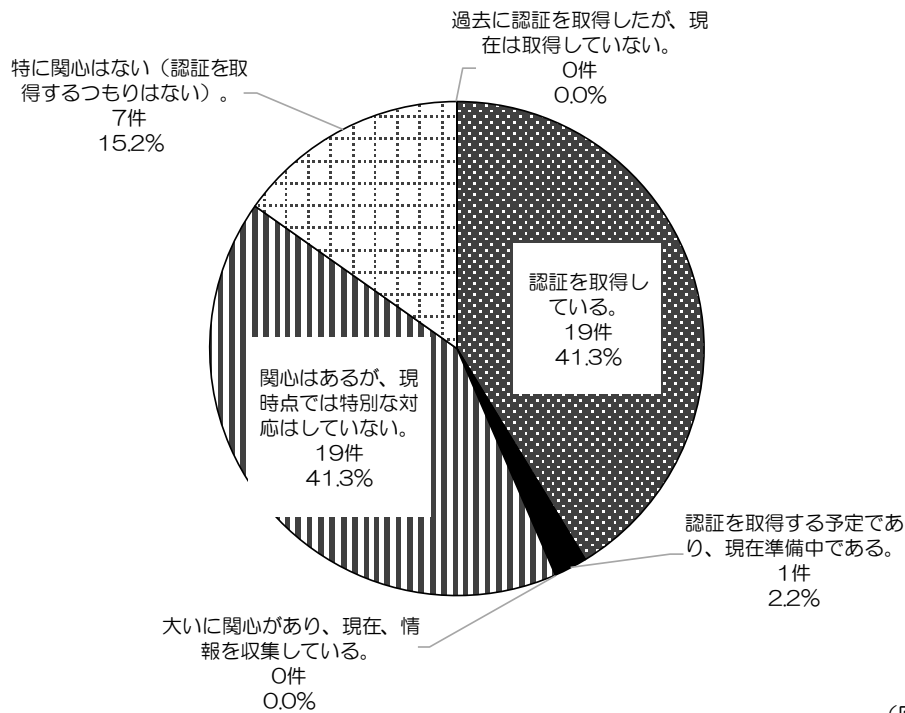
問2 貴事業所では、環境関連の業務や作業を取り扱う部署を設置されていますか？

### 環境関連の業務や作業を取り扱う部署の設置状況



問3 環境マネジメントシステム\*( ISO14001 やエコアクション 21\*等)について、貴事業所はどのように取り組まれていますか？

環境マネジメントシステムについての取り組み状況



問4 問3で「1. 認証を取得している。」に○をつけた事業所の方にお聞きます。貴事業所で取り組まれている環境マネジメントシステムは何ですか？

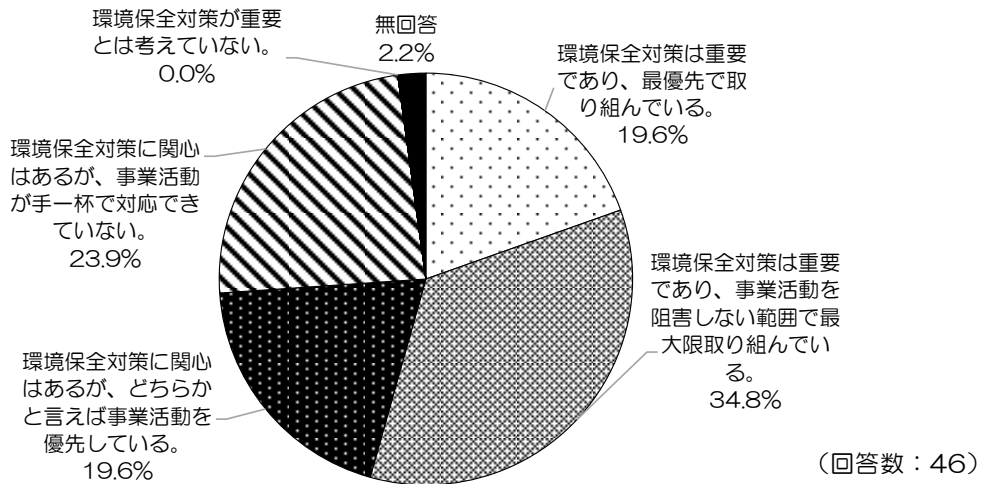
認証を取得している環境マネジメントシステム



(回答数：46)

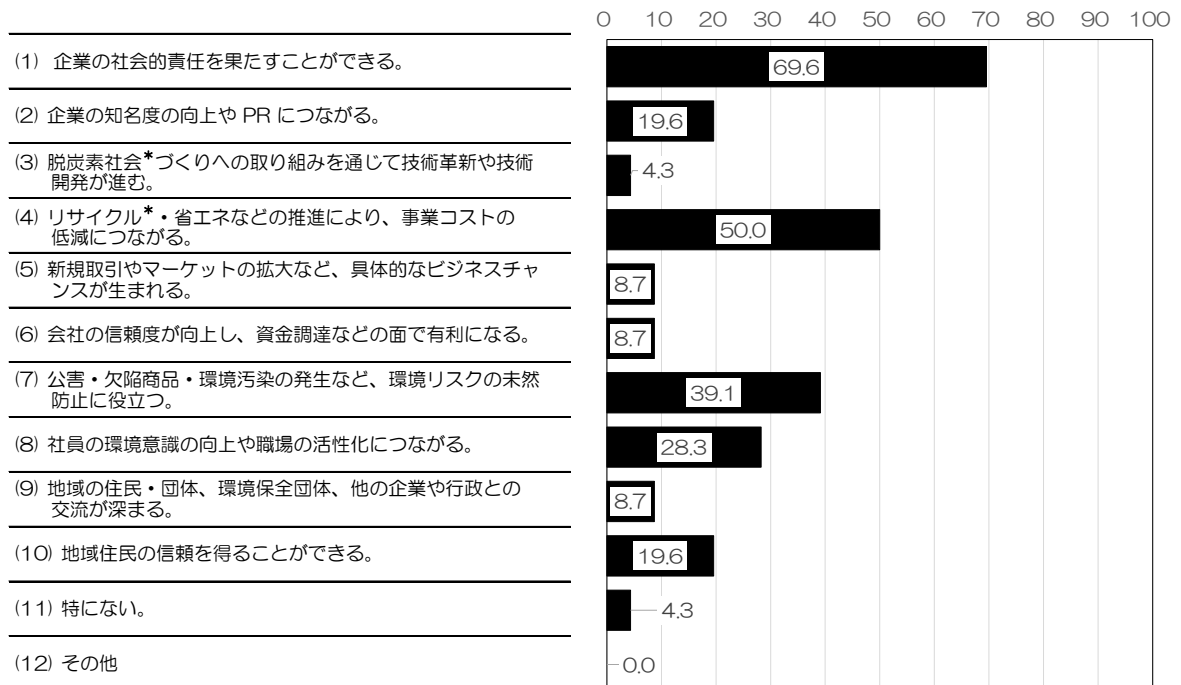
問 5 環境保全に向けた取り組みに当たり、貴事業所のお考えに最も近いものはどれですか？

環境保全に向けた取り組みに対する考え



問 6 貴事業所として環境保全に取り組む意義について、貴事業所のお考えに近いものはどれですか？

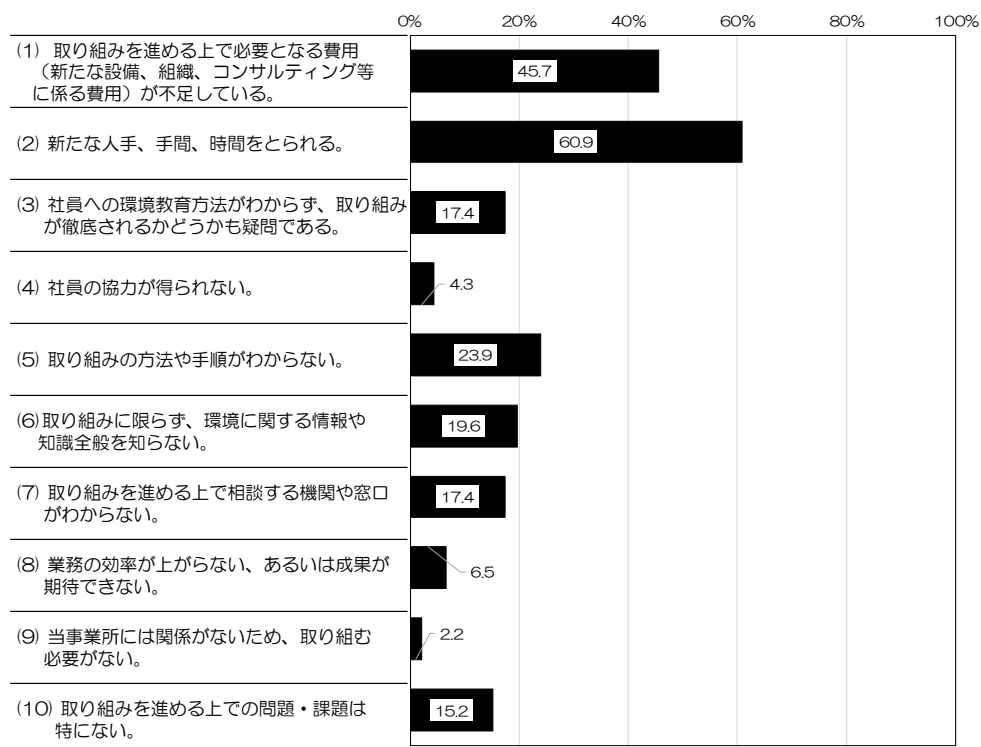
環境保全に取り組む意義



(回答数：46)

問 7 環境保全に向けた取り組みを進める上で問題・課題になることで、貴事業所のお考えに近いものはどれですか？

環境保全に向けた取り組みを進める上で問題・課題

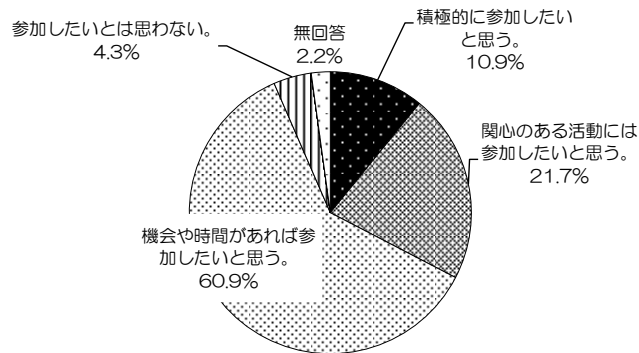


(回答数：46)



問 9 今後、より良い環境づくりを推進していくためには、市民・事業者・行政等が協働して、環境保全に係る各種活動を推進していくことが一層重要になってきますが、それについてどう思いますか？

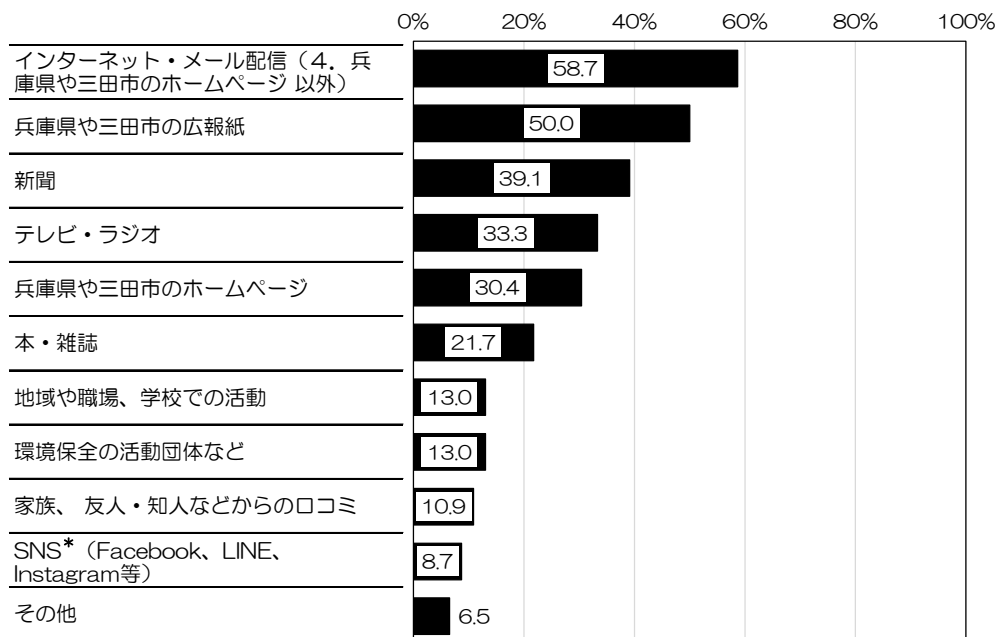
市民・事業者・行政等の協働による活動への参加意向



(回答数：46)

問 10 貴事業所では、環境に関する情報を、どのような手段で入手していますか？

環境に関する情報の入手手段

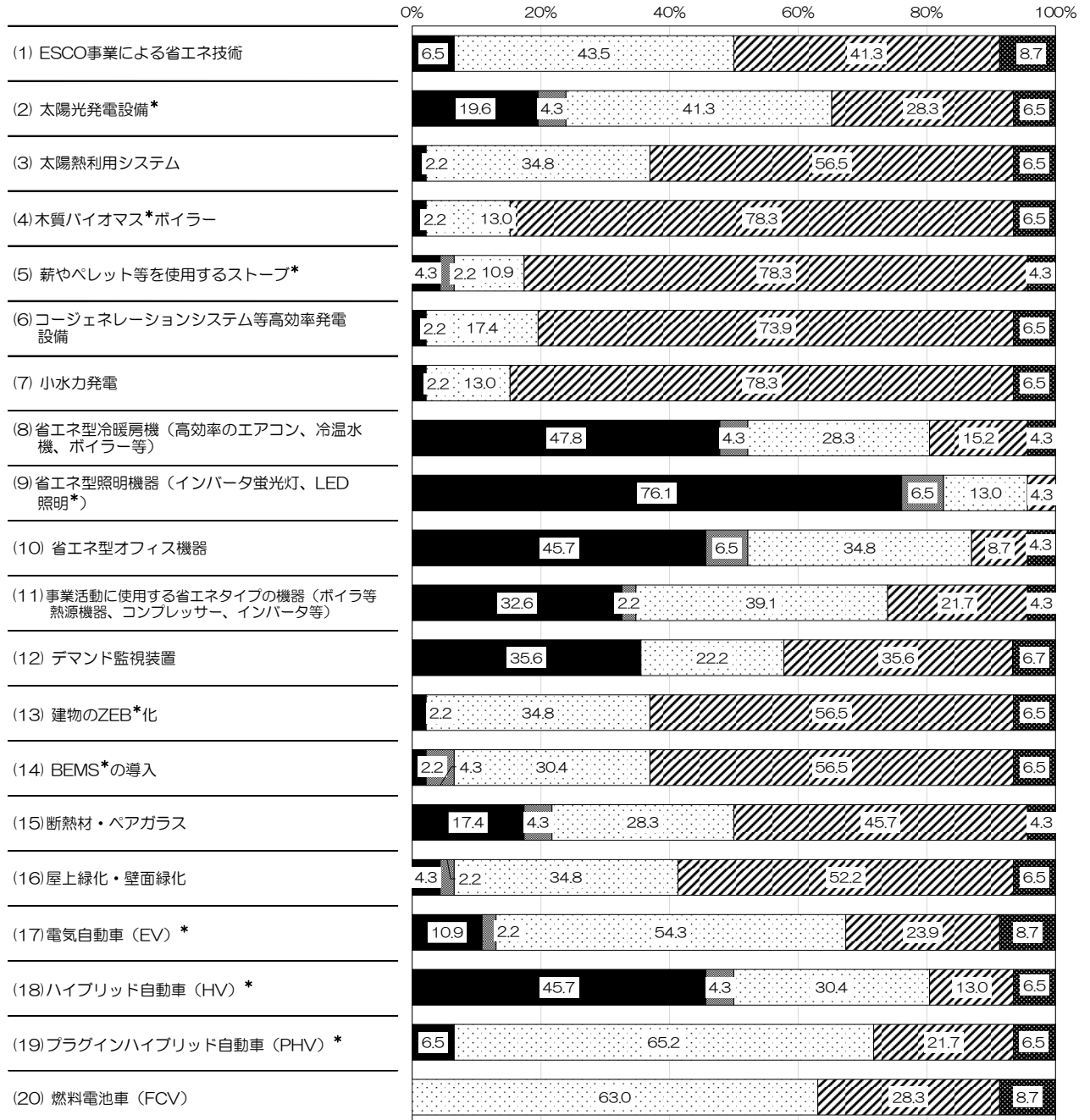


(回答数：46)

# エネルギー利用について

問 11 貴事務所では、再生可能エネルギー\*、省エネルギー機器を導入していますか？

再生可能エネルギー、省エネルギー機器の導入状況

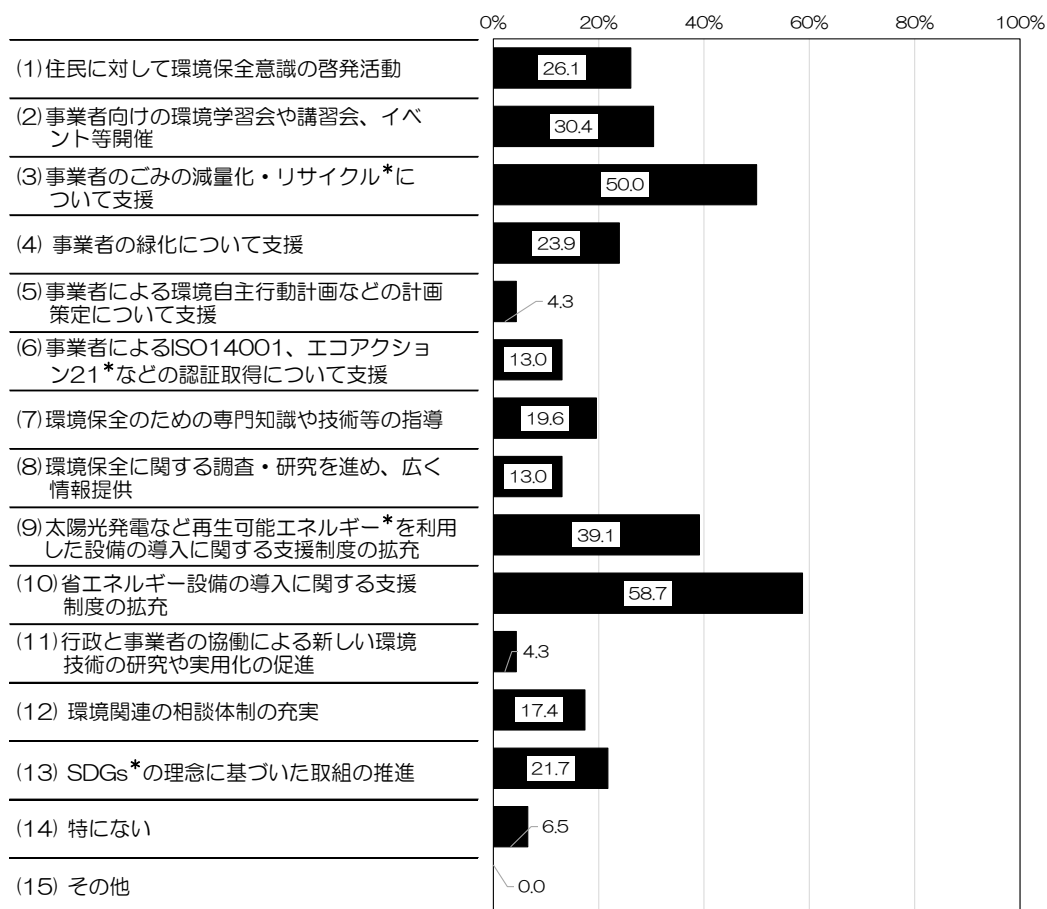


■導入している ■導入を予定している □導入予定はないが興味はある ■導入するつもりはない ■無回答

(回答数：46)

問 12 貴事業所の環境保全に向けた取り組みを進める上で、行政にどのようなことを望みますか？

取り組みを進める上で行政に望むこと



(回答数：46)

## 資料4 用語の説明

### 【 あ行 】

#### ■ イエローカード作戦

区・自治会が主体となって、取り組む犬のふん放置対策。

地域ぐるみで犬のふん放置対策に取り組んでいることを飼い主に認識してもらい、飼い方マナーの向上と犬のふん放置ゼロを目指す。

取り組みを行う区・自治会に対して、実施に必要なグッズを市から提供している。

#### ■ エコアクション21

国際規格のISO14001を基本として、環境省が策定した中小事業者等でも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

#### ■ エコ通勤

マイカー通勤から、公共交通機関や自転車、徒歩等による環境にやさしい通勤に転換すること。

#### ■ エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象として、それらを体験、学習するとともに、対象の地域の振興や歴史文化の保全を図る観光の一種。

#### ■ エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出を低減させる低燃費運転のこと。アイドリングストップを励行し、急発進や急加速、急ブレーキを控えること等が挙げられる。

#### ■ 温室効果ガス

太陽から地球への熱（赤外線）を閉じ込めて保温する働きのある気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類が定められている。

#### ■ 温室効果ガス排出量実質ゼロ

ゼロカーボンを参照のこと。

### 【 か行 】

#### ■ 外来生物

人によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地ではない地域に持ち込まれた生物。

#### ■ カーボンニュートラル

ゼロカーボンを参照のこと。

#### ■ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

#### ■ 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001に基づくものが挙げられる。

#### ■ 企業版ふるさと納税制度

地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対して寄付を行った企業に、税負担軽減の措置を行う制度。

#### ■ 気候変動

通常は数十年かそれよりも長い期間持続する、気候状態の変化を指す。気候変動には、太陽周期の変調や火山噴火など自然起源の要因も考えられるが、ここでは、人間活動に起因するものとし、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。

#### ■ 気候変動適応

気温や海水面の上昇等の気候変動に伴う影響に対して、人や社会、経済のシステムを調節するこ

とで影響を軽減する対策。洪水や高潮を防ぐ堤防や防潮堤の構築、農作物の品種改良、熱中症対策、伝染病の予防が挙げられる。

### ■木の駅プロジェクト

山の木を伐採し、集材、ストックヤードに出荷することで、地域資源を持続的に有効活用できるプロジェクト。集まった木材は、薪ボイラーや薪ストーブの燃料として使用できる。

### ■共助

「地域住民同士で助け合う」ことを指し、共助の他には、自助・公助という言葉がある。「自助」は、自分で自分の命を守るという意味。「公助」とは、行政など公的支援のことを指す。この3要素は防災を考える上でとても重要である。

### ■共創

環境を共に創ること。第5次三田市総合計画では、まちづくりの視点のひとつとして「共創」を掲げ、「いろんな立場の人が持っているチカラを出しあい、一緒にまちの課題を解決していく」としている。

### ■協働事業提案制度

市民主体のまちづくりの推進に向け、市民活動団体からの協働事業の提案により、市民活動団体と三田市の特性を生かし、相乗効果を発揮しながら、社会的課題や地域課題を効果的に解決することを目的とした制度。

### ■クラウドファンディング型ふるさと納税

市の特定の事業に寄附をすることをクラウドファンディング型ふるさと納税といい、通常のふるさと納税と同様、寄附をした後にワンストップ特例申請書の御提出、又は確定申告により税額控除を受けることができる。

### ■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、まず購入の必要性を十分に考え、品質や価格、利便性、デザイ

ンだけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

### ■グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

### ■クリーンエネルギー

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)や窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源。

### ■クリーンデー

市民によるごみのない清潔で美しいまちを目指す自主的な環境美化活動。

### ■グリーンライフポイント

消費者の環境にやさしい行動に対し、企業・自治体等が「ポイント」を発行する取組。消費者が環境配慮に取り組むメリットを身近なところで実感できるような環境を醸成し、脱炭素型のライフスタイルへの転換を加速させる狙いがある。

### ■光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物(トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称)等が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化作用を持ち、高濃度では目の痛みや吐き気、頭痛等を引き起こす。

## 【さ行】

### ■再生可能エネルギー

自然現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー源。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力等が挙げられる。

### ■さんだクリーンサポーター登録制度

ボランティア活動として地域での清掃活動やパトロールによるポイ捨て禁止啓発活動等に取り組む個人・団体の登録制度。

### ■三田市ごみ減量・リサイクル推進優良事業所

市内の事業者から排出される廃棄物の減量化・資源化を推進するため、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用に積極的に取り組んでいる事業所を「三田市ごみ減量・リサイクル推進優良事業所」として認定し、市と優良事業所がその取り組みを周知、啓発することにより、市内事業所全体の廃棄物の減量化等への意識高揚と活動促進を図っている。

### ■さんだ防災・防犯メール

地震や大雨等の気象に関する情報、土砂災害警戒情報のほか、災害発生時等の緊急時には、三田市からの緊急情報をメールで配信するシステム。

### ■自助

共助を参照のこと。

### ■次世代自動車

大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称。ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等が挙げられる。

### ■自然共生サイト認定

OECMを参照のこと。

### ■自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

### ■循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用等の取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした環境への負荷をできる限り少なくする社会。

### ■省エネルギー診断

事業所や家庭について、電力だけでなく、燃料や熱など、エネルギー全般について幅広く診断し、状況に応じた省エネの取組について、提案やアドバイスを行う取組。

### ■食育

様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力をはぐくむこと。

### ■食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べることができずに捨てられてしまう食品のこと。

### ■森林吸収量

森林を構成している樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え成長する。その吸収量は、樹種や林齢により異なるが、スギであれば1年間に1~3 t-C/ha程度、広葉樹であれば1年間に1 t-C/ha前後だと考えられる。

### ■水源涵養保安林

森林には、雨水を貯える働き、土砂流出を防ぐ働き、水質を浄化する働きがあるが、この森林の中で、主に河川や取水施設の上流に位置し、それらの働きを期待して保安林に指定される森林を水源かん養林といいます。

### ■水源涵養機能

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質浄化の働きも持つ。

## ■生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性も意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。

## ■ゼロカーボン

企業や家庭から出る二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温暖化ガスを減らすとともに、森林による二酸化炭素の吸収分などと相殺しながら、実質的な二酸化炭素の排出量をゼロにすることです。

## ■ゼロカーボンアクション 30

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、衣食住・移動・買い物など日常生活におけるアクションとそのアクションによるメリットをまとめたもの。具体的な実践につなげることができる。

## 【た行】

### ■太陽光発電設備

太陽電池により太陽光エネルギーを電力に変換する設備のこと。

### ■太陽熱温水器

太陽熱を利用して温水をつくり、給湯に利用するシステム。

### ■脱炭素型社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やフロンなどの温室効果ガス排出量と森林等による吸収量との均衡を達成する社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、再生可能エネルギー等を活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ進むことをめざす社会。

### ■地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことに

より、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

### ■蓄電池

1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のこと。電気代が安い夜間の電力、または太陽光発電で昼間に余った電力をためておき、使用することができる。

### ■地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取り組み。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組み等を通じて、地域の活性化にもつながる。また、輸送に係るエネルギー削減等の長所もある。

### ■中水

飲むことはできないが人体に影響を及ぼさない形で再利用される水。水洗トイレや工業用水等に利用され、雨水や雑排水等が原水となる。

### ■低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない社会。

### ■適応策

気温や海水面の上昇等の気候変動に伴う影響に対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減する対策。洪水や高潮を防ぐ堤防や防潮堤の構築、農作物の品種改良、熱中症対策、伝染病の予防が挙げられる。

### ■てまえどり

購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動。販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待できる。

### ■電気自動車（HV）

ガソリンを使用せず、電源から充電した電気でもーターを動かして移動する自動車のこと。

### ■透水性舗装

多孔質な表層から浸透された雨水を直下の不透水層で路側の排水施設に排水させる舗装。雨水が急激に河川や下水道に流れ込むことによる洪水の防止につながる。

### ■特定悪臭物質 22 項目

不快なおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するもので、現在 22 物質が指定されている（悪臭防止法施行令第 1 条参照）。

### ■特定外来生物

海外起源の外来種で、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの等の中から外来生物法で指定される生物。

## 【な行】

### ■ナッジ理論

文章の文面や表示方法等を工夫することで、その人の心理に働きかけ、行動を行動科学的に変えていくこと。この理論を提唱した米シカゴ大学のリチャード・セイラー教授が 2017 年にノーベル経済学賞を受賞したことで広く認知されるようになった。

### ■二酸化窒素

石油や石炭など、窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する気体。高温燃焼の過程で、まず一酸化窒素が生成され、それが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

## 【は行】

### ■バイオマス

再生可能な有機性資源で化石資源を除いたもの。稲わら、もみ殻、間伐材、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥等が挙げられる。直接燃焼して燃料として用いるほか、発酵時に発生するメタンガスを燃料として用いる場合もある。

### ■ハイブリッド自動車（HV）

エンジンとモーターなど、動作原理が異なる複数の動力源を持ち、状況に応じて単独または複数の動力源を用いて移動する自動車のこと。

### ■ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

### ■ビオトープ

生命を意味するビオと場所を意味するトープからなるドイツ語で、多様な生物が生息・生育可能な環境を備えた場所のこと。人口的に造成されたものばかりではなく、自然の雑木林、草地、湖沼を含む。

### ■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の直径が  $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$  は  $1\text{mm}$  の  $1,000$  分の  $1$ ）以下の非常に小さな粒子。浮遊粒子状物質よりも更に小さい粒子であるため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて、循環器系への影響も懸念されている。

### ■浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、直径が  $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$  は  $1\text{mm}$  の  $1,000$  分の  $1$ ）以下の小さな粒子。工場の事業活動や自動車の走行等に伴って発生し、大気中に長時間滞留し、肺や気管支に沈着して呼吸器系に影響を及ぼす。

### ■プラグインハイブリッド自動車（PHV）

コンセントから直接充電できる機能を持ち、ガソリンと電気を動力源として移動する自動車のこと。

### ■ふるさと納税制度

ふるさと納税とは、自分の故郷や応援したい自治体など、好きな自治体を選んで寄付ができる制度。自治体の取り組みまちづくりや復興支援など

さまざまな課題に対して、寄付金の使い道を指定できる。

### ■フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

### ■フードバンク

品質には問題がないが廃棄されてしまう食品・食材を、製造事業者や小売事業者などから引き取り、福祉施設等へ無償で提供する活動及び行っている団体のこと。相互扶助の活動であるとともに食品ロス削減につながる。

### ■フードロス

食品ロスを参照のこと。

## 【ま行】

### ■まちづくり提案制度

満 18 歳以上の市内在住者 10 人以上の署名を集めて、具体的なまちづくりに関する政策提案を市長や教育委員会等に対して行うことができる制度。

### ■薪やペレット等を使用するストーブ

大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないというカーボンニュートラルな特性を有している木材をエネルギー源としたストーブ。化石燃料の代わりに、木質ペレットを燃料として利用することで、二酸化炭素の排出の抑制し、低炭素社会に貢献できる。

## 【や行】

### ■ユニバーサルデザイン

すべての人が使いやすく快適に利用できるように配慮し、製品や機能等をデザインすること。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想。

## 【ら行】

### ■リサイクル

再生利用。製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

### ■リデュース

発生抑制。環境負荷や廃棄物の発生を抑制するため、無駄・非効率的・必要以上の消費・生産を抑制あるいは行わないこと。

### ■リユース

再使用。一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用すること。

### ■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の分布や生息・生育状況等の情報をとりまとめた本。

## 【アルファベット】

### ■BELS

Building-Housing Energy-efficiency Labeling System の略語。建築物省エネルギー性能表示制度。建築物のエネルギー消費の状態を第三者が評価し、当該建築物の省エネルギー性能を表示する制度。

### ■BEMS

Building Energy Management System の略語。ビルエネルギー管理システム。ビル全体のエネルギー使用量の削減やエネルギー関連設備の制御を目的として導入されるシステム。

### ■COOL CHOICE

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、政府だけではなく、事業者や国民が一致団結して展開する国民運動のこと。日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促している。

## ■CO<sub>2</sub>排出係数

電力やガス等のエネルギーの使用によって排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の量を、各エネルギーの使用量から算出するための換算値。

## ■LED照明

発光ダイオード（LED：Light Emitting Diode）を使用した照明器具。寿命が長く、消費電力が低いなどの特徴がある。

## ■OECM

OECM（other effective area-based conservation measures）とは、保護地域以外の地域で、生物多様性保全に資する地域のことで、民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を主目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域を指す。平成22年の生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」の「目標11」で、「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%」を保全するための達成手段のひとつに掲げられた。

## ■PPA

「Power Purchase Agreement（電力購入契約）」の呼称であり、設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のこと。屋根貸し自家消費型モデルや第三者所有モデルとも呼ばれており、施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。

## ■SDGs

Sustainable Development Goalsの略語。持続可能な開発目標。平成27年9月、国連総会において採択され、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されている。開発途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面、社会面、環

境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるもの。

## ■SNS

Social Networking Serviceの略称で、パソコンやスマートフォン等を活用したインターネット上のコミュニティサービスのことで。

## ■TNR活動

「Trap（捕獲）、Neuter（不妊手術）、Return（元の場所に戻す）」の頭文字で、別称「地域猫活動」ともいわれている。野良猫を捕獲し、去勢手術を受けさせて、地域で世話をする活動のこと。

## ■ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。室内環境を維持しつつ大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

## ■ZEH

大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

## ■30by30

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。「ポスト2020生物多様性枠組」案の主要な目標として検討されており、令和3年6月に英国で開催されたG7サミットにおいて、コミュニケの付属文書として合意された「G7 2030年自然協約（G7 2030 Nature Compact）」では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させるという目標達成に向け、G7各国が自国の少なくとも同じ割合を保全・保護することについて約束している。

## 第4次三田市環境基本計画

発行日：令和5（2023）年3月

発行：三田市

編集：三田市 まちの再生部 ゼロカーボンシティ推進室 環境創造課

〒669-1595 三田市三輪二丁目1番1号

TEL：079-559-5064 FAX：079-563-3359

市HP：<https://www.city.sanda.lg.jp>



## 第4次三田市環境基本計画



三田市 まちの再生部 ゼロカーボンシティ推進室 環境創造課  
〒669-1595 三田市三輪二丁目1番1号  
TEL:079-559-5064 FAX:079-563-3359  
市HP:<https://www.city.sanda.lg.jp>